

【研究ノート 11】

懲罰羯磨制定年の推定

森 章司

- 【0】はじめに
- 【1】懲罰羯磨制定の因縁
- 【2】「苦切羯磨」制定に係る関連資料
- 【3】「依止羯磨」制定に係る関連資料
- 【4】「驅出羯磨」制定に係る関連資料
- 【5】「下意羯磨」制定に係る関連資料
- 【6】「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」制定に係る関連資料
- 【7】「不捨悪見挙羯磨」制定に係る関連資料
- 【8】懲罰羯磨制定年の推定
- 【9】懲罰羯磨制定年のまとめ

【0】はじめに

【1】本稿は苦切羯磨などのいわゆる懲罰羯磨⁽¹⁾の制定年を推定せんとするものである。

懲罰羯磨とは、波羅夷罪や僧残罪などの重罪は他人が罪を**告発**して強制的にサンガを追放するとか、サンガの中で比丘・比丘尼がもつ権利の一部を剥奪するなどの処罰を行うことができるが、捨墮（罪としては波逸提）以下の軽罪、あるいは波羅提木叉にも規定されていないような些細な悪行は他からの告発が許されておらず、罪を犯した本人が**告白**することによって初めて罪になる。したがって罪を犯しても自ら罪を認め、懺悔しないことも起りえ、またたとい罪を告白し、懺悔したとしても、告白・懺悔さえしてしまえば無罪放免になるのであるから、何度も何度も繰り返して罪を犯すということもありうる。告白・懺悔が心の痛みとして残れば懲罰的な効果もあるわけであるが、ただ形式的に告白・懺悔さえすればよいという、いわば確信犯的あるいは常習犯的な悪質な悪行者をサンガに告発し、サンガの議決によって強制力をもって僧残罪に相当もしくはそれ以上の処罰を与えることができるようにしたのが懲罰羯磨の制度である。

したがってこの制度は波羅夷以下衆学までの五品七聚の罪と罰の体系を前提としており、法体系としては五品七聚と同時に構想された可能性もあるが、実際の律蔵規定の制定は「随犯随制」によるから、具体的なこれら懲罰羯磨の制定は、少なくとも五品七聚のいくつかの条文、特に波逸提以下の軽罪のいくつかの条文⁽²⁾が制定された以降ということになる。

ところで4つの波羅夷罪のみについては、それらがいつ制定されたかということについてその推定作業を終えているが、僧残以下の制定年については未だ手付かずのままに残されている。というよりもこれら1つ1つの条文がいつどのように制定されたかについては、条文の数も多いのでとても手がつけられないというのが本当のところである。しかしながら理屈

の上ではこれらの制定を前提としなければありえない懲罰羯磨の制定年がわかれば、あるいはぼんやりとしたものであっても、五品七聚がいつごろまでには制定されたかということも推測できるかもしれない。

そしてもう1つは、この懲罰羯磨の制定年は、これから行おうとする MN. のいくつかの経の説時とも関係するから⁽³⁾、付随的にはそれをも行うことになる。というよりも実際のところは MN.022 *Alagaddūpama-s.* (蛇喩経) = 『中阿含』200「阿梨吒経」や MN.070 *Kiṭā-giri-s.* = 『中阿含』195「阿湿貝経」などの説時推定を行う過程で、懲罰羯磨の制定年を推定する必要に迫られたのである。

本稿はこのような目的と動機をもって、苦切羯磨などのいわゆる懲罰羯磨の制定年を推定せんとするのである。

- (1) 「懲罰羯磨」という用語は「律歳」の正式な用語ではなく、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』(山喜房仏書林 昭和38年3月 p.411以下)の用語法に倣ったものである。ちなみに平川彰『律歳の研究』(山喜房仏書林 昭和35年9月 p.645)では「懲戒羯磨」という用語を用いている。これも「律歳」の正式な用語にはない。
- (2) 「いくつかの条文」というのは、すべての条文が制定されたその後という意味ではないということである。
- (3) 「説時」というのは、簡単にいえば経の冒頭の「如是我聞。一時仏在……」中の「一時」がいつのことであるかをいう。この総合研究ではすべての経の「一時」を特定する作業を行っている。

[2] 懲罰羯磨そのものについては【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」

(1) において論じてあるので、ここではこれを簡単に紹介するにとどめたい。

(1) 森章司著、「モノグラフ」第16号 2010年1月刊に掲載

[2-1] 『パーリ律』によれば懲罰羯磨には7種があり、それは以下のとおりである。そのそれぞれがどのような罪に対する懲罰であるかを簡単に紹介しておく。懲罰の下には下線を施した。

苦切羯磨 (*tajjaniya-kamma*) : しばしばいざこざ・紛争を起こす者に、人に具足戒を与えてはならないなど僧残罪と類似の処罰を行う。

依止羯磨 (*nissaya-kamma*) : 愚痴不聡明でしばしば僧残罪⁽¹⁾を犯して罰に処せられているにも拘わらずこれを繰り返す者に依止(日常生活において信頼にたる比丘の指導を受ける)を与える。

驅出羯磨 (*pabbājaniya-kamma*) : 自ら華樹を植え、人に教えて華樹を植えしめるなどの不行跡 (*anācāra*) を行う者に対してその住処に住すべからず (*na vatthabbaṃ*) と放逐する。

下意羯磨 (*paṭisāraṇiya-kamma*) : 信心あり、浄心ある在家者に礼を失する行為をなした者に、サンガの命によってその在家者に対して悔過させる。

不見罪拳羯磨 (*āpattiyā adassane ukkhepaniya-kamma*) : 罪を犯して罪を認めようとしない (*āpattiṃ āpajjitvā na icchatī āpattiṃ passitum*) 者にサンガと不共住ならしめる (*asambhogam saṃghena*)。 「サンガと不共住ならしめる」というのは、人に具足戒を授けてはならないなどの苦切羯磨による処罰の他に、清浄比丘より敬礼を

受けるべからずなどの処罰がつけ加わったものである。

不懺悔罪挙羯磨 (āpattiyā appaṭikamme ukkhepaniya-kamma) : 罪を犯しそれを認めながら罪を懺悔しようとしぬ者にサンガと不共住ならしめる。

不捨悪見挙羯磨 (pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya-kamma) : 「世尊が説いて障碍の法となされるものは障碍ではない」などという悪見 (pāpikā diṭṭhi) を捨てない者にサンガと不共住ならしめる。

ここに処罰の種類として「僧残罪と類似の処罰」とか「不共住」と説明したが、「僧残罪」も含めて、これらがどのような罰であるかを表示しておく。これは前掲の【論文20】「サンガにおける紛争の解決と犯罪裁判」において作ったものであって、この中の「覓罪」が、今ここでいう「不共住」という処罰に相当する。

罰		別住	苦切	覓罪
1	人に具足戒を授けるべからず	○	○	○
2	人に依止を与えるべからず	○	○	○
3	沙弥を蓄えるべからず	○	○	○
4	比丘尼教誡の選を受けるべからず	○	○	○
5	選ばれるとも教誡すべからず	○	○	○
6	僧伽より別住(苦切羯磨など)を受けた罪を犯すべからず ⁽²⁾	○	○	○
7	他の相似の罪を犯すべからず	○	○	○
8	これよりも悪い罪を犯すべからず	○	○	○
9	羯磨を非難すべからず	○	○	○
10	羯磨に参加したものを非難すべからず	○	○	○
11	清浄比丘の布薩を妨げるべからず	○	○	○
12	自恣を妨げるべからず	○	○	○
13	相共に語るべからず	○	○	○
14	教誡を与えるべからず	○	○	○
15	許可(機会)を得るべからず	○	○	○
16	難ずるべからず	○	○	○
17	憶念せしむるべからず	○	○	○
18	比丘らと論争す(交わる?)べからず	○	○	○
19	清浄比丘より前に行くべからず、前に坐すべからず	○		
20	僧伽の辺際の坐処・辺際の臥処・辺際の精舎を与えるべく、受くべし	○		
21	清浄沙門の先行沙門、あるいは随従沙門として俗家に至るべからず	○		
22	林住法を行うべからず	○		
23	乞食法を行うべからず	○		
24	別住を受けたことを知らせないために施食をもたらさむべからず	○		
25	客となれば、別住比丘であることを知らせなければならない	○		
26	客が来れば別住比丘であることを知らせなければならない	○		

懲罰羯磨制定年の推定

27	布薩の時に知らせなければならない	○		
28	自恣の時に知らせなければならない	○		
29	病気であれば、使者を立てても知らせなければならない	○		
30	有比丘の住処より無比丘の住処・非住処に行ってはならない	○		
31	有比丘の住処より（異住比丘のいるべき）有比丘の非住処に……	○		
32	清浄比丘と同一屋内の住処・非住処等に住してはならない	○		○
33	清浄比丘を見れば座から立たなければならない	○		○
34	清浄比丘を座処に請ずべし	○		
35	清浄比丘と同一座処に坐してはならない	○		
36	清浄比丘より高い座処に坐してはならない	○		
37	清浄比丘が地上に坐す時は座処に坐してはならない	○		
38	同一経行所に経行してはならない	○		
39	清浄比丘より高い経行処に経行してはならない	○		
40	清浄比丘が地上に経行する時は経行処に経行してはならない	○		
41	年長の別住比丘と同一屋内の住処に住してはならない	○		
42	別住比丘を第4人として別住を与えてはならない	○		
43	精舎の内外において清浄比丘と接触してはならない	○		○
44	清浄比丘から敬礼・迎逆・合掌・恭敬・座具の設け……受けてはならない			○
45	清浄比丘を壊戒・壊行・壊見・壊命なりと難じてはならない			○
46	比丘らと比丘らを離間せしめてはならない			○
47	在家人の相を著けてはならない			○
48	外道の相を著けてはならない			○
49	外道に承事してはならない、比丘らに承事すべし			○
50	比丘の学処を学ぶべし			○

なお以上は『パーリ律』によったものであって、他の漢訳律は異なる。これについてはふれる余裕がないので、前記論文を参照いただきたい⁽³⁾。

またこれら懲罰羯磨は、「律蔵」によって名称が異なったり出入があつたりするので、上記『パーリ律』の名称との対照表を示しておく。

『パーリ律』	『四分律』	『五分律』	『十誦律』	『僧祇律』 ⁽⁴⁾
苦切羯磨	呵責羯磨	呵責羯磨	苦切羯磨	折伏羯磨 ⁽⁵⁾
依止羯磨	依止羯磨	依止羯磨	依止羯磨	なし
驅出羯磨	擯羯磨	驅出羯磨	驅出羯磨	擯出羯磨 (不共語羯磨)
下意羯磨	遮不至白衣家羯磨	下意羯磨	下意羯磨	発喜羯磨

不見罪	不見罪挙羯磨	挙罪羯磨	不見擯羯磨	不見罪挙羯磨
不懺悔罪	不懺悔罪挙羯磨		不作擯羯磨	
不捨悪見	不捨悪見挙羯磨		悪邪不除擯羯磨	謗契経不捨挙羯磨 不捨悪邪見挙羯磨 不捨辺見挙羯磨

- (1) 『パーリ律』ではしばしば僧残罪を行うと説明しているが、次節で各「律蔵」の制定因縁を紹介するときに指摘するが、これは誤りであろうと考えられる。
- (2) ただし「不見罪挙罪羯磨」については、例えば「不見罪挙罪羯磨を受けた罪を犯すべからず」に代る。
- (3) 「不見罪挙罪羯磨」の漢訳「律蔵」の罰は、『四分律』（大正 22 p.894 中）では「五法あり、なすべからず」として、

人に大戒を授けることをえず、乃至
善比丘とともに共闘することをえず。

とする。

『十誦律』（大正 23 p.225 下、国訳 06 p.257）は「不見擯比丘の行法」として、

他に大戒を与えるべからず、
他の依止を受けるべからず、
沙弥を蓄えるべからず、
教誡比丘尼羯磨を受けるべからず、
もし先に受けても教誡すべからず、
重ねて罪を犯すべからず、
相似の罪をなすべからず、
これを過ぎる罪をなすべからず、
羯磨を呵すべからず、
羯磨人を呵すべからず、
清浄比丘の起礼・迎送・供養衣鉢臥具・洗脚・拭脚・脚机を受けるべからず、
もし無病にして他の按摩を受けるべからず、
心に悔い、折伏柔軟なるべし、

とし、もしこのように行じなければ尽形寿この羯磨を離れることはできない、としている。

- (4) 羯磨の種類として挙げられるところ（大正 22 p.422 上）では、「折伏羯磨」「不語羯磨」「擯出羯磨」「発喜羯磨」の 4 種である。ここには筆者の理解にしたがって挙げた。
- (5) 「折伏羯磨」には、「身近住折伏羯磨」「数々犯罪折伏羯磨」「太早入折伏羯磨」「折伏羯磨」「愛念供給年少折伏羯磨」があるとされている。他の「律蔵」の「苦切羯磨」に相当するのは「折伏羯磨」である。

【1】懲罰羯磨制定の因縁

まず以上の懲罰羯磨が、どのような因縁によって制定されたかを調査する。

各「律蔵」の制定因縁の仏在処には下線を施し、仏弟子たちなどの住処が仏在処と異なったり、釈尊が移動された土地など関連する地名などには破線の下線を施す。地名については

パーリ語の場合はカタカナ表記とし、漢訳の場合は原則として当該文献に使われているものを記した。ただし舎衛城祇樹給孤独園などはカタカナ表記すると長々しくなるので、よく知られた地名については漢訳名を用いた。紛らわしい漢訳語には（ ）内にパーリ語のカタカナ表記を補った場合もある。

なお仏在処が記されていない場合や本文中に釈尊が登場しないときには、概要を記す冒頭に「[仏在処の記載なし]」とか「[釈尊は登場しない]」などと記した。

また登場人物は最初の登場個所を**太字**とする。その表記方法は地名の表記に準じる。釈尊が登場する場合（概要中の表記は世尊に統一した）はその最初を**太字**とした。

テキストの巻・ページはパーリの場合はPTSと「南伝大蔵経」、漢訳の場合は「大正新脩大蔵経」と「国訳一切経」、それぞれの巻数とページを記入した。またパーリのDN.とMN.については片山一郎氏の和訳（『パーリ仏典』大蔵出版）を参照させていただいた。

[1] 「苦切羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨毘度 vol. II p.001、南伝4 p.001) : 世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき**パンドウカ**と**ローヒタカ**の徒 (Paṇḍukalohitakā bhikkhū) が自ら訴訟し (kalahakāraka)、鬪諍し (bhaṇḍanakāraka)、争論し (vivādakāraka)、諍論し (bhassakāraka)、サンガの中において諍事をなし (saṃghe adhikaraṇakāraka)、他の比丘が訴訟・鬪諍などをしていると、その人のもとを訪れて、「負けるな、声を高くして争え。我らも応援する」などと煽動した。そのために未生の訴訟が生じ、すでに生じていた訴訟は増長拡大した。これを見た少欲の比丘たちが「どうして自ら紛争を起こしたり、また紛争を起こしている者を煽動したりするのか」と非難し、**世尊**に報告した。世尊は比丘たちを集め、彼らを呵責されたのち、少欲 (appiccha)・知足 (santuṭṭha)・頭陀 (dhuta)・信心 (pāsādika) を説いて、「サンガは彼らに苦切羯磨を行うべし」と、苦切羯磨の作法を制定された。

苦切羯磨を受けた**パンドウカ**と**ローヒタカ**の徒は正しく行じ (sammāvattanti) 随順となって (lomam pātenti) 滅罪を願った (nethāraṃ vattanti)。世尊は苦切羯磨を解くことを許され、その解き方を制定された。

『四分律』「呵責毘度」(大正22 p.889上、国訳03 p.306) : 世尊は舎衛国に住された。そのとき**智慧**と**盧醯那**という2人の比丘が鬪諍を好み口汚く罵り合い、また他の鬪諍する者に近づいては「伴党になるから」とけしかけた。そのため未だ生じていなかった諍事が生じ、すでに生じていた諍事を滅することができなかった。これを聞いた少欲知足の比丘が彼らを非難して**世尊**に報告し、世尊は比丘僧を集め、彼らが無数の方便をもって呵責されたのち、「この2人の比丘のため呵責白四羯磨をなすことを許す」と、呵責羯磨を制定された。

呵責羯磨を受けた**智慧**と**盧醯那**は衆僧に随順し違逆するところがなく、これを解かれることを願った。世尊は許され、これを解く作法を定められた。

『五分律』「羯磨法」(大正22 p.163上、国訳14 p.223) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき**盤那**と**盧醯**という2人の比丘が好んで鬪諍し、他を鬪諍させ、未だ生じていない鬪諍を生じさせ、すでに生じている鬪諍を増広させた。そこで比丘らが**世尊**に

報告した。世尊は比丘僧を集め、2人の比丘を呵責されたのち、「このような比丘がいれば僧伽は呵責羯磨を与えるべし」と、呵責羯磨を制定された。

呵責羯磨を受けた2人の比丘は後に正しく僧に随順し悔過して、これを解かれることを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『十誦律』「般茶盧伽法」(大正23 p.221上、国訳06 p.242)：世尊は舎衛城に住された。そのとき舎衛国に**般茶と盧伽**という比丘がいて鬪諍を好み、鬪諍している者たちがいると双方をけしかけていた。そのため未だ破していない比丘を破せしめ、すでに破した比丘を和合できなかつた。これを聞いた少欲知足の比丘が彼らを非難して、**世尊**に報告した。世尊は比丘僧を集め、2人を呵責されたのち、「般茶と盧伽の2人に苦切羯磨をなすべし」と、苦切羯磨を制定された。

苦切羯磨を受けた**般茶と盧伽**は悔過し折伏して恭敬柔軟になり、これを解かれることを願った。世尊は許され、これを解く作法を定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正22 p.422下、国訳10 p.042)：世尊は舎衛城に住された。そのとき**瞻婆(チャンパー)**の比丘が諍訟し相言して、和合できずに住していた。比丘らが**世尊**に報告すると、世尊は「折伏羯磨をなすべし」と告げられた。

なお『僧祇律』には折伏羯磨に、「身近住折伏羯磨」「数々犯罪折伏羯磨」「太早入折伏羯磨」「折伏羯磨」「愛念供給年少折伏羯磨」が立てられ、その制定因縁に**慈地比丘、好生比丘尼**となれ親しんだ**優陀夷比丘、跋陀尸利比丘尼と跋陀梨比丘、蘇毘提夷比丘尼と蘇毘提比丘、優陀夷**と共行弟子、**闍陀**と童子、**尸利耶婆比丘、迦露比丘、馬宿比丘、闍陀比丘**などが登場する。これらはすべて世尊が舎衛城におられたときとされている。

このうちの尸利耶婆比丘は次項にとりあげる「依止羯磨」にも登場するので紹介しておく。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正22 p.423下、国訳10 p.045)：世尊は舎衛城に住された。そのとき**尸利耶婆比丘**は五衆の罪の一々をしばしば犯し、比丘らが三諫しても止めなかつた。**世尊**に報告し、世尊は「数々犯罪折伏羯磨」をなせと命じられ、その作法を定められた。

[2] 「依止羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨毘度 vol. II p.007、南伝04 p.10)：そのとき**セツヤサカ(Seyyasaka)**という比丘は愚癡不聡明で罪多く(āpattibahula)、教誡を受けず、随順しない在家衆と交際していた。そこで比丘らが別住(parivāsa)を与え、本日治(mūlāya paṭikassanta)を与え、摩那埵(mānatta)を与え、出罪(abbhenta)を与えた⁽¹⁾が、彼はこれをしばしば繰り返した。少欲なる比丘たちが非難して**世尊**に告げた。世尊は比丘たちを集め、彼を呵責された後、「サンガは彼に依止羯磨を行い、『あなたは依止して住しなさい』と言うべし」と、依止羯磨を制定された。

依止羯磨を受けた**セツヤサカ**は善友に親近し悔過して滅罪を願った。世尊は依止羯磨を解くことを許され、その作法を定められた。

(1) 原文は ‘api ’ssu bhikkhū pakatā parivāsaṃ dentā mūlāya ……」とするのであるが、この ‘pakatā’ に「南伝大蔵経」の訳者(宮本正尊、渡辺照宏)は「事とす」と訳をつけ、「梵語 prakṛta 「……する傾向ある」「……を性質とする」の義。原註に「常に……忙しき」

(*niccaṃ vāvaṭṭā* 梵語 *vyāpṛta*) とあり。(英訳の解釈は少しく異なる)」と記している。『四分律』「呵責鍵度」(大正22 p.891中、国訳03 p.313) : 世尊は舎衛国に住された。そのとき僧芻という比丘が愚癡で、しばしば衆罪を犯し、在家者と雑住した。これを聞いた少欲知足の比丘が「どうして在家者らと親しみ、仏法に随順しないのか」と非難し、世尊に告げた。世尊は比丘僧を集め、彼を呵責されたのち、「僧芻比丘のために、依止白四羯磨をなすことを許す」と、依止羯磨を制定された。

依止羯磨を受けた僧芻は比丘らと親近し、彼らのもとで法毘尼を学んで衆僧に随順し違逆するところがなかった。そしてこれを解かれることを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『十誦律』「般茶盧伽法」(大正23 p.222中、国訳06 p.246) : 世尊は舎衛国に住された。そのとき施越比丘がしばしば罪を犯し、しばしば悔過して際限がなかった。比丘らが世尊に報告した。世尊は「施越に依止羯磨をなすべし」と、依止羯磨を制定された。

施越はこの羯磨を受けて心に悔過し折伏柔軟となって、これを解かれることを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『パーリ律』では、セツヤサカはしばしば別住、本日治、摩那埵を与えられ、そして出罪を与えられたとしている。これはセツヤサカがしばしば僧残罪を犯し、サンガがこれを処罰し、そして出罪を許したということの意味する。ただし『四分律』『十誦律』の因縁譚は僧残罪のような重罪ではなく、もっと軽い罪であるとしている。

僧残罪の出罪は20人以上の出席者による白四羯磨によって行われなければならないから⁽¹⁾、しばしば罪を繰り返すような者に出罪を認めるということは考えにくい。要するに僧残罪は、しばしば犯してもその都度許されるような軽い罪ではないということである。したがって『パーリ律』のいうところは不合理であり、『四分律』『十誦律』のいうところのほうが正しいであろう。

(1) 【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」p.035以下参照

[3] 「驅出羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨鍵度 vol. II p.009、南伝4 p.014) : [仏在処は記されていないが、下記の記述から仏在処は舎衛城であることがわかる] そのときアッサジとプナッバスカと名づける無恥の悪比丘たちがキターギリに住み (*Assajipunabbasukā nāma Kiṭṭāgirimim āvāsikā honti alajjino pāpabhikkhū*)、自ら華樹を植え、水をやり、花を摘み、華鬘を作り、耳飾り頭飾りを作り、女性と1つの器にて食い、飲み、1つの座に坐し、1つの床を共にし、非時に食し、酒を飲み、華鬘・香・塗香を持し、舞い、歌い、奏し、八目碁や石けり遊びをするなど数々の非行を行い、また人に教えて行わしめていた。そこへ1人の比丘がカースィで雨安居を終えて、舎衛城へ行って世尊に会おうとする途上でキターギリにやって来たので、一人の優婆塞が自宅に招いて食事を供養し、「キターギリの比丘らは悪比丘であり、その住処は穢れていると世尊に訴えてほしい」と頼んだ。

その比丘は舎衛城に行って世尊にこれを報告した。世尊は比丘たちを集めて彼らを

非としたあと、サーリプッタとモッガッラーナに「彼らはあなたたちの共住弟子であるから (tumhākam ete saddhivihāriṇo)、キターギリに赴いてキターギリより駆出する羯磨を行いなさい。」と命じて、駆出羯磨の作法を説かれた。

サーリプッタとモッガッラーナを上首とする比丘たちはキターギリに赴いて駆出羯磨を行い、キターギリに住すべからず (na Kiṭāgirismiṃ vatthabbaṃ) としたが、アッサジやプナッバスカの徒は正しく行ずることなく (na sammāvattanti)、随順ならず (na lomam pāṭenti)、許しを請わず (na bhikkhū khamāpenti)、かえって誹謗して、去ったり (pakkamanti) あるいは還俗したりした (vibbhamanti)。世尊はこの報告を受けて「サンガは駆出羯磨を解いてはならない」と説かれた。

この後世尊は解いてはならないケースと解いてよいケースを説かれ、解く場合の作法を定められた⁽¹⁾。

- (1) アッサジやプナッバスカの徒が、その後随順するようになったのか記されていない。還俗してしまったのならそれきりであるが。後述するように *Vin. Saṃghādisesa* (僧残) 013 でも同様である。

『四分律』「呵責捷度」(大正 22 p.890 中、国訳 03 p.310)：そのとき世尊は舍衛国に住された。そのとき鞞離那国に阿湿卑と富那婆娑という2人の比丘がいて、悪行を行じ、他家を汚し、このことは見聞されていた。すなわち、自ら花を植えたり、水をやったり、華鬘を作ったり、男・女と同一座に坐ったり、同じ食器で食べたり飲んだり、歌舞戯笑し、衆の伎樂をなし、また他にも教えて行わしめていた。このとき多くの比丘らが伽尸国より遊行して鞞離那国に至って城内で乞食したとき、居士らから彼らの悪行を聞いた。比丘らは乞食するも食を充分に得られずにこの地を去って舍衛国へ行き、世尊に告げた。世尊は2人の非を認められた後、比丘らに「阿湿卑比丘と富那婆娑比丘のため、擯白四羯磨をなすことを許す」と、擯羯磨の作法を説かれた。

擯羯磨を受けた阿湿卑らは衆僧に随順して違逆せず、これを解かれることを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『十誦律』「般茶盧伽法」(大正 23 p.223 上、国訳 06 p.249)：世尊は舍衛国に住された。そのとき黒山国土に馬宿と満宿という2人の比丘がいて、他家を汚し、悪行を行じ、このことは皆に見られ、聞かれ、知られていることであつた。すなわち、女人と1つ座に坐したり、1つの器から一緒に飲・食したり、中後に食したり、食宿したり、残食法を受けなかつたり、鼓簧を弾じ、口笛を吹くなどの伎樂歌舞をなしたり、華鬘瓔珞を著したり、香を塗ったり、自分の手で華を採ったり、鬪象を楽しんだりの数々の悪行を行い、また他にも教えて行わしめていた。比丘らが世尊に報告すると、世尊は「馬宿と満宿に駆出羯磨をなすべし」と、駆出羯磨の作法を説かれた。

馬宿と満宿はこれを受け、心に悔過し、折伏柔軟となつて、これを解かれることを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.424 下、国訳 10 p.049)：擯出羯磨とは、世尊は舍衛城に住された。そのとき六群比丘が迦尸邑にいて、身・口の非威儀、身・口の邪命をなした。すでに僧伽伐尸沙の黒山聚落中に広説したごとくである。これが擯出羯磨である。

なお『僧祇律』には、「不共語羯磨」なるものがある。厳密に言えば「驅出羯磨」には相当しないが、ここに紹介しておく。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.424 下、国訳 10 p.049）：世尊は舍衛城に住された。そのとき**馬宿比丘**が折伏羯磨を受けても随順に行ぜず、行ずべきことも行ぜず、捨すべきことも捨さなかった。そこで比丘らが**世尊**に報告した。世尊は「不共語羯磨をなすべし」と告げられ、その作法を説かれた。

また次に、世尊は舍衛城に住された。そのとき摩訶羅（老いて愚かなの意）出家がしばしば別衆食・処々食・停食食・共器食・女人同室宿・過三宿・共牀眠・共牀坐・不浄果食・受生肉・受生穀・受金銀などの小戒を犯した。比丘らが諫めても彼は改めようとしなかった。そこで比丘らは**世尊**に報告した。世尊は「不共語羯磨をなすべし」と告げ、その羯磨の作法を制定された。

[4] 「下意羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨毘度 vol. II p.015、南伝 04 p.022) : [仏在処は記されていないが、下記の記述から仏在処は舍衛城・祇樹給孤独園であることがわかる] そのとき**スダンマ比丘** (Sudhamma) はマッチカーサンダ (Macchikāsanda) の**チッタ居士** (Cittagahapati) の住処にいて、營事監督を務め、常恒食を受けていた。そしてチッタ居士がサンガや別衆あるいは個人を食事に招待するときには、いつも相談を受けていた。そのときサーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、アヌルッタ、レーヴァータ、ウパーリ、アーナンダ、ラーフラたちがカーシ (Kāsi) を遊行してマッチカーサンダにやって来た。居士は彼らのもとを訪れて食事に招待した後、スダンマのもとに来て「明日は長老たちと一緒に来てほしい」と招待した。しかし彼は「今回は相談を受けなかった。許さない」と臍を曲げた。

翌朝早くにスダンマはどのようなものが整えられているかを見に行き、居士に「沢山の食事が調えられているが、ただ胡麻餅のみを欠いている」と文句をつけた。居士は「仏語の宝はたくさんあるのにスダンマ比丘の説くところは胡麻餅である。かつて南路の商人たち (Dakkhiṇāpathakā vāṇijā) が東方の地方 (Purathima janapada) へ行き、そこから雌鶏を持ち帰った。この雌鶏と雄鳥との間に雛が生まれ、この雛は鳥の声で鳴こうとすると鶏の声となり、鶏の声で鳴こうとすると鳥の声になった。このように仏語の宝は多くあるのにスダンマの説くところは胡麻餅である」と応えた。

これを聞いたスダンマは「私を罵るのか」と怒り、この地を去って舍衛城の祇樹給孤独園におられる**世尊**のもとにやって来た。そして自分の言い分と居士の言い分を世尊に告げた。世尊は「あなたに非がある。どうして信心あるチッタ居士を軽蔑するのか」と呵責された後、比丘らに「サンガは彼に下意羯磨を行い、チッタ居士に悔過せよ、と言いつ渡すべし」と命じて、下意羯磨を制定された。

サンガはスダンマに下意羯磨を行った。彼はマッチカーサンダへ帰ったが、羞じて居士に悔過することができず、舍衛城に戻って来た。世尊はこの報告を受けて「同伴者と行くべし」と、同伴者の選び方を制定された。

彼は同伴の比丘と共にマツチカーサンダへ行ってチッタ居士に悔過し、随順に行じて滅罪を願った。世尊は許され、その解き方を制定された。

『四分律』「呵責毘度」（大正22 p.892上、国訳03 p.315）：世尊は舎衛国に住された。そのとき舍利弗と目連が500人の比丘らと共に、迦尸国より人間を遊行して、密林の中に至り阿摩梨園に住した。これを聞いた質多羅居士は舍利弗と目連のもとにやって来て翌日の食事に招待した。そのとき善法という旧住比丘が質多羅居士の家へ行き、用意された客比丘と旧住比丘の食事が違うのを見て嫉妬して、「最勝の飲食なのに胡麻滓がない」と非難した。居士は「譬えば、国土に鶏がないので商人が雌鶏を持ち帰って、雄鶏がないので烏と交配し、鶏が卵を産んで雛を孵し、その雛が鶏鳴をなさず、また烏の鳴き声も出さない。その烏鶏のようなものだ」と応えた。

怒った善法は舎衛国におられる世尊のもとへ行って世尊に告げた。世尊は彼を種々の方便を以て呵責されたのち、比丘らに「善法比丘のために、遮不至白衣家白四羯磨をなすことを許す」と、遮不至白衣家羯磨を制定された。そして阿難を使者として質多羅居士のもとへ派遣した。阿難は善法を引き連れて居士の家を訪れ、善法は質多羅居士に懺悔した。

その後善法比丘は衆僧に随順して違逆なく、それを解くことを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『五分律』「羯磨法」（大正22 p.163中、国訳14 p.225）：そのとき舎衛城から遠からざるところに菴摩勒林があり、そこに質多羅という居士がいて、仏法を信じ、常に比丘らに給仕していた。そこには善法という旧住の比丘がいて、居士が比丘らを食事に招待するときには必ず先に彼に告げていた。ところが舍利弗と目連が500人の比丘らと共に菴摩勒林に来たとき、長者は善法比丘に告げないで彼らを食事に招待し、後に告げた。善法はこれに嫉妬して、翌朝、居士の家で用意された食事を見て、「胡麻餅がない」と悪言を吐いた。居士は怒って、「むかし商人がいて北方より1羽の雌鶏を波旬国に携えて来て、その国に雄鶏がないので烏と交配させて卵を得た。卵は大鳥に成長しても鶏鳴をなさず、また烏鳴もなさなかった。あなたもそれと同じで、多くの法宝を懐きながらしかも悪言を吐くとは」と非難した。

善法は怒って世尊のもとへやって来て世尊に訴えた。世尊は彼を「どうして下賤の語を加えたのか」と呵責されたのち、比丘僧を集めて、「このような比丘のために下意白四羯磨をなして、白衣に謝すべし」と、下意羯磨作法を制定された。

そして彼が僧に正しく順じ、悔過して、解を求めれば解いてよい、と説かれた。

『十誦律』「般茶盧伽法」（大正23 p.224中、国訳06 p.252）：世尊は舎衛国に住された。そのとき迦尸国に磨叉止陀という聚落があり、そこに質多羅居士という篤信の者がいた。居士はその聚落の菴羅林に僧房を建て、鬱多羅比丘が来て寺主となった。そのとき優波斯那比丘和檀提子（Upasena Vaṅgātaputta）が500人の比丘らと共に迦尸国を遊行してやって来たので、質多羅居士は鬱多羅に告げず、彼らを食事に招待した。これを知った鬱多羅は臍を曲げ、居士の家に行き、「どうして胡麻の歡喜丸がないのか」と言った。そこで居士は、「北方の商人が鶏をもってきて、烏とかけ合わせてその間に産まれた雛が、鶏の鳴き声も出せず、烏の鳴き声も出せないような

ものである。あなたの説法もこのようなものだ」とたしなめた。

彼は怒り、**世尊**のもとへ行って訴えた。世尊は「鬱多羅に下意羯磨をなすべし」と、下意羯磨作法を制定された。

『僧祇律』にはいくつかの「発喜羯磨」が制定されている。上記の制定因縁に相応するのは、以下に紹介する3番目のものであるが、他のものも併せて掲げておく。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正22 p.425上、国訳10 p.050）：世尊は舎衛城に住された。そのとき**難陀**は諸国を遊行して舎衛城に還ってきて城内を乞食し、**喜優婆夷**のところへやってきた。難陀が翌日の前食を欲しているというので、優婆夷は喜んで用意した。ところが難陀は失念して、翌日も翌々日も翌々翌日も行かなかった。4日目に行くと優婆夷が怒っている。「悔過する」というと、優婆夷は世尊に対して悔過せよといった。難陀は**世尊**のところへ行って悔過した。世尊は事の次第を知られ、「難陀に発喜羯磨をなすべし」と言われ、俗人発喜羯磨を制定された。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正22 p.425中、国訳10 p.051）：世尊は舎衛城に住された。そのとき**質帝隸居士**が僧伽に菓を与えようと招待した。これを聞いた**六群比丘**が試してやろうと居士の家へやって来て、舎那階（菓の1種）を求めた。居士が「今ここにはないので待ってほしい」と言うと、彼らは「菓を準備しないで招待するとは奇怪だ。本当は名声のみを求めたのではないか」と言ってその場を立ち去った。後に、居士は人を遣わして、拘隣提国の象聚落から舎那階を取り寄せて六群比丘に施そうとすると、彼らは笑って受け取らなかった。これに怒った居士は「何故に試すのか。**世尊**に対して悔過せよ」と言った。前段の喜優婆夷＝発喜羯磨の中に広説したが如くである。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正22 p.425中、国訳10 p.052）：世尊は舎衛城に住された。そのとき**質帝隸居士**が百味の食を作って比丘らを招待し、彼らが食事を終わって精舎に帰ると、家人に「残った食事を隣家に与えよ。私は**世尊**を訪りたい」と告げた。このとき**六群比丘**が祇樹給孤独園の門で俗論していたので、居士は不愉快に思ったが、挨拶をしないと恨みをかうであろうと近寄って挨拶した。すると彼らが「今日の食事の中で、油塩熬魚子があればよかった」と不満を漏らした。居士は「むかし、狸が鶏を襲って1羽の雌鶏だけが残ったが、それが鳥と交合して1子をもうけた。この子は母の鳴き声をまねようとするとうの鳥の声になり、父の泣き声をまねようとする鶏の鳴き声になった。尊者もこのようなもので、俗人ではなくまた出家ではない」と非難した。六群比丘が悔過しようとする、居士は世尊に向かって悔過せよ」といった。……世尊は「俗人発喜羯磨をなすべし」と告げられた。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正22 p.426上、国訳10 p.054）：世尊は舎衛城に住された。そのとき**摩訶南釈種**が菓を施そうとした。**難陀**と**優婆難陀**がこれを知り、試してやろうと摩訶南のところへ行って、「酥と油と蜜と石蜜と根菓・葉菓・華菓・菓菓を欲しい」と言った。摩訶南が「今はそれだけのものはない、待ってほしい」というと、彼らは「菓を準備しないで招待するとは奇怪だ。本当は施さずに名声のみを求めたのではないか」と言い、その場を立ち去った。後日、摩訶南がそれらを取りそろえて施そうとすると、彼らは笑って受け取らなかった。……**世尊**は「俗人発喜羯磨をな

すべし」と告げられた。

[5] 「不見罪挙羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨毘度 vol.II p.021、南伝 04 p.030) : そのとき世尊はコーサンビーのゴーシタ園に住された。そのときチャンナ (Channa) 比丘が罪を犯しながら罪を認めようとしなかった。少欲なる比丘たちは、「どうして罪を認めようしないのか」と非難して、これを世尊に告げた。世尊は比丘サンガを集めて、「サンガは彼に対して不見罪による挙罪羯磨を行い、サンガと不共住とせよ」と命じて、不見罪による挙罪羯磨を制定された。

これにしたがってサンガはチャンナに「不見罪による挙罪羯磨」を行い不共住としたので、チャンナはその住処を捨てて他の住処に行った。しかしその先々の住処は彼を喜んで迎えず、敬礼せず尊重せず供養しなかったので、再びコーサンビーに帰ってきて、比丘らに滅罪を願った。これを世尊に告げると、世尊はこれを解く作法を制定された。ただし「不見罪による挙罪羯磨」にかけられた者に禁止されている、人に具足戒を授ける、人に依止を与える、沙弥を蓄える、比丘尼教誡の選を受ける、比丘尼を教誡するなどの五分や、その他の五分、八分などを犯した者には解いてはならないと定められた。

『四分律』「呵責毘度」(大正 22 p.894 上、国訳 03 p.321) : そのとき世尊は拘睺彌に住された。そのとき闍陀比丘が罪を犯したのに罪を認めようとしなかった。これを聞いた少欲知足の比丘が彼を非難し、世尊に報告した。世尊は比丘僧を集めて闍陀比丘を呵責したのち、「僧伽は闍陀比丘のために不見罪白四羯磨をなしなさい」と、不見罪挙羯磨を制定された。

闍陀は衆僧に随順し、違逆するところがなく、これを解くことを求めた。世尊はこれを認められ、解く作法を定められた。

『十誦律』「般茶盧伽法」(大正 23 p.225 中、国訳 06 p.256) : 世尊は俱舍弥に住された。そのとき車匿比丘が罪を犯したのに罪を認めようとしなかった。その事を比丘らが世尊に報告した。世尊は「車匿を不見擯にかけなさい」と命じて、「不見擯羯磨」の作法を制定された。

諸比丘は車匿に「不見擯羯磨」をなしたが、車匿は承服せず、私はあなた方とは与しないと衣鉢を携えて鸯伽国、摩竭国、迦尸国、憍薩羅国、鳩留国、般闍羅国、阿葉摩伽阿般提国の住処より住処を経巡ったが、行く先々で彼は擯されたのだからと共に羯磨をなさず、共住せず共事しなかったので、俱舍弥に戻って悔過折伏してこの解を求めた。世尊は許され、その作法を定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.426 中、国訳 10 p.056) : 世尊は舍衛城に住された。そのとき闍陀比丘がしばしば五衆の一々の罪を犯した。比丘らがそれを指摘したが、罪を認めようとしなかった。比丘らが世尊に告げると、世尊は「不見罪挙羯磨をなすべし」と、不見罪挙羯磨を制定された。

闍陀比丘は随順に行じ、罪を見たので「捨不見罪挙羯磨」を行ってほしいと願い出た。世尊はその作法を定められた。

[6] 「不懺悔罪拳羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨韃度 vol.II p.025、南伝 04 p.035) : そのとき世尊はコーサンビーのゴーシタ園に住された。そのときチャンナは罪を犯しながら罪を懺悔しなかった。世尊は「罪を懺悔せざるによる拳罪羯磨」を制定された。

以下「不見罪拳羯磨」に同じ。

『四分律』「呵責韃度」(大正22 p.894下、国訳03 p.323) : 世尊は拘睺彌に住された。そのとき闍陀比丘が罪を犯しながらその罪を懺悔しなかった。世尊に告げると、世尊は比丘僧を集めて闍陀比丘を呵責したのち、不懺悔罪拳白四羯磨を制定された。

闍陀比丘は衆僧に随順し、違逆なく、これを解くことを願った。世尊は許されその作法を定められた。

『十誦律』「般茶盧伽法」(大正23 p.226中、国訳06 p.259) : 世尊は俱舍弥国に住された。そのとき長老車匿は悔過すべき罪を犯した。しかし罪を認めても悔過しなかった。世尊に告げると、不作擯羯磨を制定された。

諸比丘は車匿に不作擯羯磨をなしたが車匿は承服せず、私はあなた方とは与しないと衣鉢を携えて鶻伽国、摩竭国、迦尸国、橋薩羅国、鳩留国、阿葉摩伽阿般提国の住処より住処を経巡ったが、行く先々の住処は車匿は比丘らに擯されたとして共に羯磨をなさず、共住しなかった。車匿は俱舍弥国に還って悔過・折伏し、不作擯羯磨を解かれることを願い出た。世尊は許され、その作法を定められた。

[7] 「不捨悪見拳羯磨」制定の因縁

Vin. Kammakkhandhaka (羯磨韃度 vol.II p.025、南伝 04 p.036) : 世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき元鷹師のアリッタという比丘 (*Ariṭṭha nāma bhikkhu gaddhabādhīpubba*) がいて、「自分の了解するところでは、世尊によって障碍の法と説かれたものも障碍にならないものがある」という悪見を生じ、これを吹聴した。これを聞いた比丘たちが、彼に「世尊を誹謗をすることはよくない。世尊は欲 (*kāma*) を骨鎖・肉片・草炬・火坑・借用物・樹果・屠殺場・刀・蛇頭などに喩えて、『苦しみ多く、悩み多く、ここに過患はさらに多し』と説かれている」と説得したが、彼は聞き入れなかった。世尊にこれを報告すると、世尊は比丘たちを集め、彼を呵責された後、「サンガは彼に悪見を捨てないことによる拳罪羯磨 (*pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya-kamma*) を行い、サンガと不共住とせよ」と命じて、悪見を捨てないことによる拳罪羯磨を制定された。

サンガはアリッタに悪見を捨てないことによる拳罪羯磨を行って不共住としたが彼は還俗してしまった。世尊はこの報告を受けて、「しからばサンガは悪見を捨てないことによる拳罪羯磨を解くべし」と命じて、悪見を捨てないことによる拳罪羯磨の解き方を制定された。

『四分律』「呵責韃度」(大正22 p.895中、国訳03 p.325) : 世尊は舍衛国に住された。そのとき阿利吒という比丘に悪見が生じて、比丘らに「私は世尊の法義を知った。婬欲を犯しても障道の法ではない」と告げた。これを聞いた比丘らが、「世尊は欲は大

火坑、炬火を執る、果熟、仮借、枯骨、段肉、夢の所見、利刀をふむ、新瓦器に水を盛って日中に置く、毒蛇頭、捉利剣、利戟の如しと説かれているのではないかと諫めたが、彼は聞き入れなかった。そこで比丘らが**世尊**に報告した。世尊は彼を呼び出して呵責されたのち、「阿利吒比丘のために白四羯磨によって呵諫すること」を許された。ところがそれでも彼は改めなかった。これを聞いた少欲知足の比丘が彼を呵責して世尊に告げた。世尊は「彼のために不捨悪見白四羯磨をなすことを許す」と、不捨悪見拳羯磨の作法を説かれた。

阿利吒は懺悔して衆僧に随順して違逆せず、これを解くことを願った。世尊は許され、その作法を定められた。

『十誦律』「般茶盧伽法」（大正 23 p.227 中、国訳 06 p.262）：世尊は舎衛国に住された。そのとき**阿利吒比丘**が悪邪見を起こして、比丘らに「私の理解するところでは、世尊の説いた障道法は障道とはならない」と告げた。比丘らが**世尊**に報告すると、世尊は「阿利吒比丘に不捨悪邪見擯（悪邪不除擯）をなすべし」と、不捨悪邪見擯を制定された。

阿利吒比丘は悪邪見を生じたことを認め、折伏柔軟になってこれを解かれることを願った。世尊はこれを認められ、その作法を定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.427 上、国訳 10 p.059）：世尊は舎衛国に住された。そのとき**阿梨吒比丘**が契経を謗って、「私の理解では、世尊は障道法を説かれたが、この法は障道にあらず」と主張した。そこで比丘らが「それは契経を誹謗することであり、悪道に墮す」と諫めたが、彼は契経を謗ることをやめなかった。比丘らは世尊に告げた。世尊は比丘らに「屏処で三諫し、多数の人々の前で三諫し、僧伽で三諫せよ。それでも捨てなければ羯磨をなすべし」と、謗契経不捨拳羯磨を説かれた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.427 下、国訳 10 p.060）：また次に世尊は舎衛国に住された。そのとき**尸利耶婆**が悪邪見を生じ、「殺人しても善悪の報はない」と言った。……**世尊**は「不捨悪邪見拳羯磨」を制定された。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.428 上、国訳 10 p.062）：また次に世尊は舎衛国に住された。そのとき**摩楼伽子比丘**が辺見を起こし、「世界は有辺であり、世界は無辺である」と言った。……「不捨辺見拳羯磨」を制定された。

[8] 以上が7種の懲罰羯磨の制定因縁である。『僧祇律』には若干の伝承の相違が見られ、また『五分律』には詳しく説明するところがないのであるが、大まかにいえばかなりよく諸律の伝承が一致しているといつてよいであろう。

[8-1] これらの仏在処（表①）と羯磨制定の因縁になった人物（表②）を表にしてまとめておく。人物については（ ）の中にその所在を記入した。ただし仏在処も人物の所在もスペースの関係で国単位とし、用語は統一した。羯磨の名称は原則として『パーリ律』の訳語名を用い、他に漢訳律にしかないものを加えた。

表① 懲罰羯磨制定因縁の仏在処表

	『パーリ律』	『四分律』	『五分律』	『十誦律』	『僧祇律』
苦切	舎衛城	舎衛城	舎衛城	舎衛城	舎衛城
依止	？	舎衛城		舎衛城	
驅出	舎衛城	舎衛城		舎衛城	舎衛城
不共語					舎衛城
下意	舎衛城	舎衛城	舎衛城	舎衛城	舎衛城
不見罪	コーサンビー	コーサンビー		コーサンビー	舎衛城
不懺悔罪	コーサンビー	コーサンビー		コーサンビー	
不捨悪見	舎衛城	舎衛城		舎衛城	舎衛城
不捨悪邪見					舎衛城
不捨辺見					舎衛城

表② 懲罰羯磨制定因縁の因縁となった人物（所在）表

	『パーリ律』	『四分律』	『五分律』	『十誦律』	『僧祇律』
苦切	パンドウカ ローヒタカ (舎衛城?)	智慧 盧醯那 (舎衛城?)	盤那 盧醯 (舎衛城?)	般茶 盧伽 (舎衛城?)	瞻婆の比丘 + 尸利耶婆
依止	セツヤサカ (?)	僧芻 (舎衛城?)		施越 (舎衛城?)	
驅出	アッサジ プナッバスカ (カーシ国)	阿湿卑 富那婆 (カーシ国)		馬宿 満宿 (黒山国土)	六群比丘 (カーシ国・ 黒山聚落)
不共語					馬宿 (?)
下意	スダンマ (カーシ国)	善法 (カーシ国)	善法 (舎衛城)	鬱多羅 (カーシ国)	六群比丘 (舎衛城)
不見罪	チャンナ (コーサンビー)	闍陀 (コーサンビー)		車匿 (コーサンビー)	闍陀 (舎衛城?)
不懺悔罪	チャンナ (コーサンビー)	闍陀 (コーサンビー)		車匿 (コーサンビー)	
不捨悪見	アリッタ (舎衛城?)	阿利吒 (舎衛城?)		阿利吒 (舎衛城?)	阿梨吒 (舎衛城?)
不捨悪邪見					尸利耶婆 (舎衛城?)
不捨辺見					摩楼伽子 (舎衛城?)

なお細かなことであるが、釈尊がこれらの羯磨を制定される時、それぞれの制定因縁となった悪比丘を釈尊が直接呵責されたかどうかを表示しておく。○は呵責されたもの、×は呵責されていないもの、－は記述がないものである。

表③釈尊の悪行比丘に対する呵責の有・無

	『パーリ律』	『四分律』	『五分律』	『十誦律』	『僧祇律』
苦切	○	○	○	○	×
依止	○	○	－	×	－
驅出	×	×	－ (1)	×	×
不共語	－	－	－	－	×
下意	○	○	○	○ (2)	○ (3)
不見罪	×	○	－	×	×
不懺悔罪	×	○	－	×	－
不捨悪見	○	○	－	×	×
不捨悪邪見	－	－	－	－	×
不捨辺見	－	－	－	－	×

(1) 「驅出羯磨」の制定因縁はないが、僧残「012」聖典因縁の過程の中でふれられる。ここでは「擯羯磨」という用語であり、比丘の名は頗髡と分那婆であるが、この羯磨制定のときにはこの2人は釈尊から直接に呵責されていない。

(2) 釈尊が鬱多羅比丘を呵責されたという文章はないが、本人が直接釈尊に訴えているのであるから、釈尊は呵責されたものと考えた。

(3) 質帝隸居士は六群比丘に「世尊に向かって悔過せよ」と語っている。呵責されたものと考えた。

[8-2] 以上の表を見て気がつくことを記しておく。

(1) 表①に見られるように仏在処のほとんどすべては舍衛城である。しかし表②に見られるように、羯磨制定の因縁になった悪行比丘の住処が仏在処とは異なるケースもあるということもわかる。とはいえその制定の段階でその悪行比丘を釈尊のもとに呼び出すということも考えられるのであるから、表③も作成してみた。

これによって、懲罰羯磨には釈尊がこれらを制定されたとき、その悪行比丘が釈尊の面前にいないというケースもあったということがわかる。

釈尊が波羅提木叉ないしは韃度分に規定されている規定を制定される時には、その事実関係を釈尊が確認できるという条件が整えられていなければならないが、原則としては事件の起きた場所と仏在処は一致するのであるが、このように事件の起きた場所と仏在処が異なるということもあるのであり、それがこのように明確に示されることは少ない。懲罰羯磨の制定因縁にはこのような特徴があることを注意しておく必要があるであろう。

(2) このように悪行比丘の住処と仏の在処が異なるのは、悪行比丘たちの悪行は確信

犯的であり常習犯的であって、その悪行が単なる風評に留まらず、だれもが知っているというような状況になっていたのであろう。この場合でも釈尊は必ず事実関係を確認されるのであるが、その当事者である悪行比丘が現前しなくとも確認し得る状況になっていたということである。

- (3) 仏在処が舎衛城でないものは「不見罪拳羯磨」と「不懺悔罪拳羯磨」のコーサンビーのみである。この制定の因縁となった悪比丘はチャンナであって後にもふれるように、おそらくこのチャンナは釈尊が出家するとき御者として付き従ったチャンナである。【論文19】「コーサンビーの仏教」⁽¹⁾に述べたように、このチャンナはコーサンビーにおいてさまざまな悪行をなした。そしてそれが確信犯的でもあったがゆえに、ここにこれら懲罰羯磨が制定される因縁となったわけである。そしてこれは釈尊が入滅されるときに遺言として残されたチャンナへの「梵檀」罰にも結びつくと思われる。

以下にそれぞれの羯磨の制定因縁を検討し、それがいつごろに制定されたかというヒントを探していきたい。しかしすべての羯磨はひょっとすると同時に制定されたということも考えられるので、ここではヒントになるようなものを探しだすことに意を注ぎ、制定年度の推定は最後にまとめて行う。

(1) 森章司・本澤綱夫著、「モノグラフ」第14号 2009年5月

【2】「苦切羯磨」制定に係る関連資料

「苦切羯磨」の制定因縁となった悪行比丘はパンドウカ (Paṇḍuka) とローヒタカ (Lohitaka) = 智慧と盧醯那 = 盤那と盧醯 = 般茶と盧伽である。『僧祇律』には数種類の苦切羯磨 (用語は折伏羯磨) があり、それぞれ悪行比丘の名前が異なる。しかもパンドウカとローヒタカに相当する人物名は見あたらない。ここでは悪行比丘をパンドウカとローヒタカに絞って調査する。

[1] パンドウカとローヒタカの2人が登場する他の文献には次のものしかない。

『根本有部律』「僧伽伐尸沙 012」(大正 23 p.705 上、国訳 19 p.298) : そのとき世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。このとき枳吒山に阿湿薄迦と補捺伐素と半豆盧咽得迦という3人の比丘がおり、汚家法をなし、悪行を行じていた。すなわち、女人とともに語らい戯れ笑い、1つの座に坐し、1つの盤にて食し、觴を同じくして飲酒し、自ら華を採り、歌舞伎楽するなどなどさまざまの悪行である。そのとき阿難陀は迦尸国の人間を遊行しながら枳吒山聚落に至り、この地で行乞したが布施する者がいなかった。たまたま婆羅門や居士ら500人が集まっていたのでその理由を尋ねると、水羅という優婆塞が、「この地には悪比丘らがいるので、みんなで相談して食事を供養しないことにしたのです。どうかこのことを世尊にお伝えください」と答えた。

阿難陀は室羅伐城に行き、世尊にこれを告げた。世尊は阿難陀に「60人の比丘と

共に枳吒山に行って驅遣羯磨をなしなさい」と命じられ、その作法を指示された。

阿難陀らが驅遣羯磨をなすために枳吒山聚落に行く途中、半豆盧呬得迦がその噂を聞いて、驅遣羯磨を免れるためにひそかに枳吒山を抜け出して室羅伐城に行き、責心悔過して罪を除いて清浄比丘とともに住した。一方の阿湿薄迦らは阿難陀らによって驅遣羯磨を受けた。そして彼らは世尊に寛恕を求めようと室羅伐城に行き、そこで半豆盧呬得迦に会った。しかし半豆盧呬得迦は共に語ろうとしないので、「あなたも同じ悪行を行じたのではないか」と非難し、そして共にいた大徳らをも、「愛あり、恚あり、怖あり、癡あり。同じ悪行を行じたのに驅者と不驅者があるのは不公平だ」と非難した。

世尊は、「他家を汚し悪行を行じたことは衆知のことであるのだからこの地から去りなさい、共に住することはできない」と3度諫めなさい。それでも捨てなければ僧残である」と、僧残法第12「汚家学処」を制せられた。

[2] ここに紹介したのは、『根本有部律』「僧伽伐尸沙」第12条の「汚家学処」であって、他の「律藏」では『パーリ律』「僧残013」、『四分律』「僧伽婆尸沙012」、『五分律』「僧伽婆尸沙013」、『十誦律』「僧伽婆尸沙012」、『僧祇律』「僧伽婆尸沙013」の「汚家擯謗違諫戒」に相当する。しかし『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』に登場する悪行比丘はパーリ語でいうアッサジとプナッバスカであり、『僧祇律』は六群比丘である。

しかし今の『根本有部律』「僧伽伐尸沙」第12条に登場する阿湿薄迦と補捺伐素はアッサジとプナッバスカに相当し、この2人は先の表②に示したように「驅出羯磨」の制定因縁となった悪行比丘であって、苦切羯磨の制定因縁になった悪行比丘ではない。

要するに他の「律藏」では、このキータギリに住していたとされる悪行比丘のアッサジとプナッバスカは「驅出羯磨」の制定因縁のなかに登場し、この制定因縁が『パーリ律』でいえば「僧残013」の制定因縁と重なるのであるが、ここに紹介した『根本有部律』「僧伽伐尸沙」第12条ではこの因縁譚に今の半豆盧呬得迦が混入してしまっているのである。しかも半豆盧呬得迦は1人の比丘の名のように記されているが、これはもともとは半豆と盧呬得迦という2人でなければならない⁽¹⁾。パーリ語ではパンドウカとローヒタカであるが、彼らはパーリでは‘Paṇḍuka -lohitaka’と表現されているので、無理はないのかもしれない。

ということになればここに紹介した『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」は「苦切羯磨」の制定年次推定には何の役にも立たないということになる。ただし『根本有部律』は、パンドウカとローヒタカの騒動とアッサジとプナッバスカの騒動は同じころのことであったと考えていたと理解できるかもしれない。

なお波羅提木叉各条の戒名は『根本有部律』はそれ自身に記されている名称に従ったが、『パーリ律』その他には名称が記されていないので、『南伝大蔵経』第5巻の巻末に付された「諸部戒本戒条対照表」に使われている名称を用いた。これによれば原則として『四分律行事鈔』の説を採用したようであるが、異なるものもあってこれがどのように命名されているのかは詳らかではない。以下同様である。

(1) 岩井昌悟・研究会会員の教示であるが、Skt.の *Pāṇḍulohitakavastu* においては

‘Pāṇḍulohitaka’ は双数ではなく複数形で表わされている、ということである。

【3】 「依止羯磨」 制定に係る関連資料

「依止羯磨」 の制定因縁となった悪行比丘はセツヤサカ (Seyyasaka) = 僧芻 = 施越である。

[1] セツヤサカが登場する他の文献には次のものがある。

Vin. Saṃghādisesa (僧残) 001 (vol. III p.110, 南伝 01 p.184) : そのとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。このときセツヤサカは梵行を行わずを喜ばず、瘦せほそり憔悴しきっていた。これを見たウダーイン (Udayin) が「それならば意のままに食し、眠り、沐浴し、欲念が起れば手にて行じて不浄を排すればよい」と助言した。彼はそのとおりにした。

これを知った少欲なる比丘たちが彼を非難し、世尊に告げた。世尊は比丘サンガを集め、セツヤサカを呵責された後、「故意に不浄を排せば僧残である」と、僧残法第1「故出精戒」を制せられた。

セツヤサカ (Seyyasaka) = 僧芻 = 施越が登場する文献はこれのみである。もちろん「故出精戒」に相当するものは他の「律蔵」にもあり内容は同じであるが、ただ主人公が異なる。その主人公は次のとおりである。仏在処はすべて舍衛城ないしは舍衛城の祇樹給孤独園である。

『四分律』 「僧残 001」 (大正 22 p.579 上、国訳 01 p.050) : 迦留陀夷

『五分律』 「僧残 001」 (大正 22 p.010 中、国訳 13 国訳 56) : 優陀夷

『十誦律』 「僧残 001」 (大正 23 p.013 下、国訳 05 p.052) : 迦留陀夷

『僧祇律』 「僧残 001」 (大正 22 p.262 上、国訳 08 p.159) : 尸利耶婆

『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 001」 (大正 23 p.680 中、国訳 19 p.213) : 鄢陀夷

このように他の「律蔵」では悪行比丘を優陀夷もしくは迦留陀夷とするのであるが、『パーリ律』ではセツヤサカに手にて不浄をもらせばよいと唆したのはウダーインであるから、これも一方の主人公であるわけである。

[2] 上記の『僧祇律』 「僧残 001」 に登場する尸利耶婆は音の感じからすると、パーリのセツヤサカに相応するのかもしれない。

また、『僧祇律』においては上記 [1] に記したような因縁は「初制」であって、この後に次のような記述が続く。

『僧祇律』 「僧残 001」 (大正 22 p.262 下、国訳 08 p.160) : また次に、世尊は舍衛城に住された。そのとき尸利耶婆がしばしば僧残罪を犯したにもかかわらず、波逸提のごとく、波羅提提舍尼のごとく、悪作のごとく懺悔していた。

これを聞かれた世尊は彼を呼び寄せて、「今より以後、僧残の罪を犯せば六日六夜を比丘僧の中で摩那埵を行じ、それが終了した後には二十比丘僧の中で出罪すべし」

と制せられた。

また次に、世尊は舎衛城に住された。そのとき尸利耶婆はしばしば僧残罪を犯していたが、‘人に知られなければ六日六夜の摩那埵も二十比丘僧の出罪も受けなくともすむ。だから覆蔵しよう’と考えたが、後悔して比丘らに告白した。

これを聞かれた世尊は、「今より以後、僧残の罪を犯して覆蔵すれば波利婆沙（別住）を与え、その後六日六夜を比丘僧の中で摩那埵を行じ、それが終了した後に二十比丘僧の中で出罪すべし。このとき1人でも欠ければ出罪できない。その場合には比丘らは陳謝すべし」と制せられた。

また『僧祇律』では、尸利耶婆は次にも登場する。

『僧祇律』「単提001」（大正22 p.324下、国訳09 p.001）：世尊は舎衛城に住された。そのとき僧伽が尸利耶婆に羯磨をなそうとしたが、彼が来ないので呼びに行くと、彼は‘波羅夷罪を追求されるのであろう’と恐れを懐きつつやって来た。ところが比丘らが「あなたは僧残罪を犯したか」と問うので、「はい、犯しました」と答えた。しかし‘嘘をつく方が罪が軽かろう’と考えて、猶予をもらっていったん外に出た後、「犯していない」と嘘をついた。

比丘らはこれを世尊に告げた。世尊は彼を呼び出して呵責されたのち、「知りながら妄語すれば波逸提である」と、単提法第1「妄語戒」を制せられた。

『僧祇律』「単提004」（大正22 p.333中、国訳08 p.033）：世尊は舎衛城に住された。そのとき僧伽が尸利耶婆に羯磨をなそうとしたが、彼が来ないので呼びに行くと、彼は‘波羅夷罪を追求されるのであろう’と恐れを懐きつつやって来た。ところが比丘らが「あなたは僧残罪を犯したか」と問うので、「はい、犯しました」と答えた。しかし‘嘘をつく方が罪が軽かろう’と考えて、猶予をもらっていったん外に出た後、「犯していない」と嘘をついた。そこで比丘らは「どうして最初に『罪あり』と認めながら、後で『不犯』と前言をくつがえすのか」と糾すと、彼は「覚えていない」とぼけた。

比丘らがこれを世尊に告げた。そこで世尊は覓罪相毘尼滅の作法を制定された。さらに阿難が覓罪相毘尼について質問すると、世尊は罪諍の覓罪相毘尼滅を説かれた（単提法第4「発諍戒」因縁）。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.428中、国訳10 p.063）：世尊は舎衛城に住された。そのとき尸利耶婆がしばしば僧残罪を犯して、比丘らに「摩那埵を与えよ」と言った。理由を尋ねると「僧残罪を犯した」と答えた。しかし彼は僧残罪をたびたび犯していたので、比丘らは「すべてを言え、一時に羯磨をなそう」と言うと、彼は「それだけだ」と答えた。ところが僧伽が羯磨を終えると、再び「摩那埵を与えよ」と言い、「一度に言えなかったのは、慚愧の故であった」と告白した。

比丘らが世尊に報告すると、世尊は「慚愧なくして清浄なし。罪を発露するときに清浄をもとめるときである」と教誡されたのち、別住と摩那埵と阿浮呵那について詳説された。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.441下、国訳10 p.112）：世尊は舎衛城に住された。そのとき僧伽が尸利耶婆に羯磨をなそうとしたが、彼が来ないので呼びに行く

と、彼は‘波羅夷罪を追求されるのであろう’と恐れを懐きつつやって来た。ところが比丘らが「あなたは僧残罪を犯したか」と問うので、「はい、犯しました」と答えた。しかし‘嘘をつく方が罪が軽かろう’と考えて、猶予をもらっていったん外に出た後、「犯していない」と嘘をついた。そこで比丘らは「どうして最初に『罪あり』と認めながら、後で『不犯』と前言をくつがえすのか」と糾すと、彼は「覚えていない」と、とぼけた。

比丘らがこれを世尊に告げた。世尊は覓罪相羯磨の行い方を制定され、この羯磨を受けた者は生涯八相を行じなければならない、と定められた。八相とは、人を度してはならない、具足戒を与えてはならない、依止を与えてはならない、比丘の按摩供給を受けてはならない、比丘の使いとなってはならない、僧次請を受けてはならない、僧伽のために説法人となってはならない、尽寿に捨を与えられない、である。

この中の「雑誦跋渠法」の「覓罪相毘尼滅」あるいは「覓罪相羯磨」というのは「七滅諍法」のなかの1つである。これについては前掲【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」を参照されたい。

[3] セツヤサカが登場するのは『パーリ律』の「僧残 001」のみであって、もし尸利耶婆がセツヤサカに相応するのであれば、上記のように『僧祇律』にはしばしば登場する。

『パーリ律』の「依止羯磨」の制定因縁にはセツヤサカはしばしば僧残罪を犯す者とされていたことを考えれば、『僧祇律』の尸利耶婆もまさしく僧残罪をしばしば犯す者であり、この点ではよく一致する。しかし『僧祇律』ではそれゆえに一生涯許されることのない覓罪相羯磨にかけられることになったのであって、「依止羯磨」の制定因縁にはふさわしくないというべきであろう。

【4】「驅出羯磨」制定に係る関連資料

「驅出羯磨」の制定因縁となった悪行比丘はキターギリ (Kitāgiri) に住んでいたアッサジ (Assaji) とプナッバスカ (Punabbasuka) の徒である。なおキターギリは「キターギリ」とも表記される。

[1] この「驅出羯磨」の制定因縁は、すでに【2】の [2] に注意しておいたように、『パーリ律』でいえば僧残罪・第13条の「汚家擯諍違諫戒」の制定因縁にそのまま重なる。

[1-1] その制定因縁は次のように記されている。

Vin. Saṃghādisesa (僧残) 013 (vol. III p.179、南伝 01 p.302) : そのとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。このときアッサジとプナッバスカと名づける無恥の悪比丘 (alajjino pāpabhikkhū) がキターギリ (Kitāgiri) に住み、自ら華樹を植え、…以下は【1】の [3] に紹介した *Vin. Kammakkhandhaka* (羯磨鍵度 vol. II p.009、南伝 4 p.014) に同じ……去ったり (pakkamanti) あるいは還俗したりした (vibbhamanti)。

このことを世尊に報告すると、世尊は「村や町に住んで俗家を汚し、悪行を行じて、3度諫めても捨てなければ僧残である」と、僧残法第13「汚家擯謗違諫戒」を制せられた。

『四分律』「僧残 012」（大正 22 p.596 下、国訳 01 p.107）：そのとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。このとき鞞連に阿湿婆と富那婆娑という2人の比丘がいて、悪行を行じ、他家を汚し、このことは見聞されていた。すなわち、……以下は『四分律』「呵責毘度」（大正 22 p.890 中、国訳 03 p.310）に同じ……擯羯磨の作法を説かれた。

そのとき舍利弗と目連は500人の比丘らと共に迦尸国を遊行して鞞連に至り、世尊の教えに遵って2人の比丘に擯羯磨を行った。このとき2人は、「衆僧には愛あり恚あり、同じ罪を犯す比丘に驅される者あり驅されざる者あり」と反抗した。

この報告を受けた世尊は、三度呵諫白四羯磨をなせと命じられた。しかし2人はこれにも服しなかった。世尊は「他家を汚し悪行を行じて、3度諫めても捨てなければ僧残である」と、僧残法第12「汚家擯謗違諫戒」を制せられた。

『五分律』「僧残 013」（大正 22 p.021 下、国訳 13 p.096）：そのとき世尊は舍衛城に住された。このとき吉羅邑に頰髀と分那婆という2人の比丘がいて、数々の悪行をなし、他家を汚していた。すなわち華鬘を結び、女人と同じ牀に坐し、盤を共に食し、飲酒して肉を食い、歌舞伎樂し、鳥獸の声をなしたり、他をして行わせていた。ときに500人の比丘らが迦夷国からこの村にやって来て乞食したが、居士らが食事を与えなかったので空鉢で村を立ち去った。さらに舍利弗と目連も迦夷国からこの村へ向かっていた。これを聞いた頰髀らは「2人が来たら悪評を流して、自分たちに供養する者がいなくなる」と考え、居士らに「目連という比丘は幻術で、舍利弗という比丘は呪法で人を惑わすから、2人を追い払うように」と入れ知恵をした。これを信じた居士らは2人が到着しても誰も供養しなかった。ところがこの村の富闍と優樓伽という2人の優婆塞が舍利弗と目連を出迎え、頰髀と分那婆の悪行を訴えて、「世尊に報告してほしい」と依頼した。

舍利弗と目連は舍衛城に行つてこれを世尊に告げた。世尊は阿難に「吉羅邑へ行つて驅出羯磨をなせ」と命じて、白四羯磨の作法を説かれた。

阿難は500人の比丘と共に、その村に行つて驅出羯磨をなしたが、彼らは諫められても村を出ようとしなかった。これを知つた世尊は彼らを遙かに呵責されたのち、比丘らを集めて、「他家を汚し悪行を行じて驅出羯磨され、三諫されても捨てなければ僧残である」と、僧残法第13「汚家擯謗違諫戒」(1)を制せられた。

(1) 『五分律』には驅出羯磨の制定因縁部分はない。

『十誦律』「僧残 012」（大正 23 p.026 中、国訳 05 p.092）：そのとき世尊は舍衛城に住された。このとき黒山土地に馬宿と満宿という比丘がいて、悪行をなし、他家を汚し、このことは皆に見られ、聞かれ、知られていることであつた。すなわち、……この部分は全体としては『十誦律』「般茶盧伽法」（大正 23 p.223 上、国訳 06 p.249）と同じである……。ときに阿難が迦尸国から舍衛城に向かう途中でこの村に立ち寄り、村の憂樓伽という賢者から2人の悪事を聞いた。これを知つた阿難は舍衛城に到着す

ると、**世尊**に報告した。

世尊は阿難に「黒山へ行って2人に驅出羯磨を与えよ」と命じ、その羯磨の作法を説かれた。阿難が黒山に行って驅出羯磨を与え終わると、彼らは「阿難が欲や瞋や癡にしたがって驅出羯磨を与えた」と承服しなかった。

これを聞かれた世尊は2人を呵責され、比丘らに「悪行を行じて驅出羯磨されたにもかかわらず、『欲と瞋と怖と癡による』と言って固執し、再三教えてもこれを捨てなければ僧残である」と、僧残法第12「汚家擯謗違諫戒」⁽¹⁾を制せられた。

(1) 「仏種々の因縁をもって馬宿と満宿を呵責したまえり」とあるのみで、舎衛城に呼び寄せられたのかどうかわからない。

『僧祇律』「僧残 013」(大正 22 p.286 下、国訳 08 p.246) : (*ここでの悪行比丘は六群比丘であるが、内容は対応するのでこれも紹介しておく) 世尊は舎衛城に住された。このとき六群比丘が迦尸国の黒山聚落にいて、走って来たり走って行ったり、飛び跳ねたり、倒れて匍匐したり、鳥獣の声を出したり、鼓を拍ったり、琴を弾いたり、などの数々の身・口の非威儀を行っていた。

そこで優婆塞らが舎衛城におられる**世尊**を訪れて彼らの所行を訴えた。世尊は阿難に「黒山聚落に行って驅出羯磨をなせ」と命じられた。阿難が「六群比丘は乱暴で私が行けば非法事をなし、かえって自分のために驅出羯磨を作すでしょう。ですから私は行けません」というので、世尊は阿難に30人の比丘をとまなわせた。阿難が到着するとさらに30人の比丘が加わって60人の比丘となった。これを聞いて恐れをなした三閻陀達多と摩醯沙達多是王道聚落へ逃げ去ったが、闍陀と迦留陀夷は阿難一行を1由旬のところに出迎えて、その場で懺悔したので許された。黒山聚落に到着した阿難は懺悔した2人と逃亡した2人を除いた六群比丘に驅出羯磨を行った。ところが彼らは「闍陀と迦留陀夷も悪行を行じたのに、なぜ我々だけが驅出羯磨を受けなければならないのか」と、却って僧伽を誹謗した。

阿難は舎衛城に戻って世尊に報告した。世尊は「屏処や多人数の中で、あるいは僧伽の中で三諫して改めさせよ」と命じられた。ところが比丘らがそのとおりにしても、説得することができなかった。そこで世尊は六群比丘を呼び出し、彼らを呵責されたのち、比丘らに六群比丘本生譚と闍陀比丘本生譚を説かれた。そして「悪行を行じて驅出羯磨されたにもかかわらず、『欲と瞋と怖と癡による』と言って固執し、三諫しても捨てなければ僧残である」と、僧残法第13「汚家擯謗違諫戒」⁽¹⁾を制せられた。

(1) 驅出羯磨の部分には「すでに僧伽伐尸沙の黒山聚落中に広説したごとくである」として詳細は省略されている。

『根本有部律』「僧伽伐尸沙 012」(大正 23 p.705 上、国訳 19 p.298) : これはすでに

【2】「苦切羯磨」制定因縁の検討のところで紹介した。ここには阿湿薄迦と補捺伐素とともに「苦切羯磨」の制定因縁になった悪行比丘のパンドウカとローヒタカ(半豆盧呬得迦)が登場するからである。

[1-2] 上記を一目してわかるように、「僧残罪」第13条「汚家擯謗違諫戒」の制定因縁は、「驅出羯磨」の制定因縁とそのままに重なる。したがって制定時に絞って議論するとすれば、「汚家擯謗違諫戒」と「驅出羯磨」は同時であったのか、異なっていたとするならど

ちらが早かったのかということが問題となる。また両者ではアッサジとプナッバスカを罪に処した後の記述に微妙な差異がある。次にこれを調査してみたい。まずはこれらの記述の事実関係を調査する。

紹介の順序は僧残を先とし、驅出羯磨を後とする。「律蔵」は編集上、僧残などの経分別の部分が先に、驅出羯磨などの犍度分は後に置かれているからである。もっともPTS版の編集順序は逆になっているが、これは校訂者である Hermann Oldenberg の考えにもとづくものであって、元々は他の漢訳と同様に経分別が先にあったものと考えられる。Chatṭha saṅgāyana 版などにおいてもそうになっている。

[1-2-1] まず『パーリ律』であるが、「僧残 013」では、アッサジとプナッバスカ 2 人を中心とする比丘たちは、サーリプッタとモッグラーナによってその住処に住すべからずとの驅出羯磨にかけられたが、去ったりあるいは還俗したりしたとされている。このことを釈尊に報告すると、釈尊は「3度諫めても捨てなければ僧残である」と、僧残第 13「汚家擯謗違諫戒」を制せられた、とする。

「驅出羯磨」でも 2 人を中心とする比丘たちは去ったりあるいは還俗したりしたとし、釈尊はこの報告を受けて「サンガは驅出羯磨を解いてはならない」と説かれた、とされている。

僧残罪の記述によれば 2 人はまず驅出羯磨に処され、それに服しない者のためにその後に「僧残」罪が制されたということになる。したがって先に驅出羯磨が制定されていたことになる。

[1-2-2] 『四分律』においてもその「僧残 012」では、舍利弗と目連に擯羯磨にかけられた 2 人は「衆僧には愛あり恚あり、同じ罪を犯す比丘に驅される者あり驅されざる者あり」と反抗したので、釈尊は三たび呵諫白四羯磨をなせと命じられたが、2 人はこれにも服しなかったので、「3度諫めても捨てなければ僧残である」と、「汚家擯謗違諫戒」を制せられたとする。

これに対して「呵責犍度」では、擯羯磨を受けた 2 人は衆僧に随順して違逆せず、これを解かれることを願ったので、釈尊は解羯磨の作法を制定されたとしている。なお擯羯磨の執行の際に舍利弗・目連は登場しない。

これによっても、擯羯磨に処せられたのが先で、僧残罪が制されたのはその後ということになる。しかし「呵責犍度」では、擯羯磨を受けた 2 人は衆僧に随順して違逆しなかったとされているから、なおも反抗したという「汚家擯謗違諫戒」の記述とは事実関係の記述に相違があることになる。

[1-2-3] 『十誦律』においては、「僧残 012」では、阿難に驅出羯磨にかけられた 2 人は「阿難が欲や瞋や癡にしたがって驅出羯磨を与えた」と承服しなかったので、「再三教へてもこれを捨てなければ僧残である」と、僧残法第 12「汚家擯謗違諫戒」を制せられた、とする。

しかし「般茶盧伽法」では、驅出羯磨にかけられた 2 人は心に悔過し、折伏柔軟となつたとされている。

ここでも驅出羯磨に処せられるのが先で、僧残罪の制定は後ということになる。また驅出羯磨をかけられた 2 人の態度の事実関係は、『四分律』と同様に僧残と驅出羯磨では相違す

る。

[1-2-4] 『僧祇律』における悪行比丘は六群比丘であるが、「僧残013」では阿難に驅出羯磨にかけられた彼らは、「闍陀と迦留陀夷も悪行を行じたのに、なぜ我々だけが驅出羯磨を受けなければならないのか」と、却って僧伽を誹謗したので、「三諫しても捨てなければ僧残である」と、僧残法第13「汚家擯謗違諫戒」を制せられた、とする。

「雑誦跋渠法」では、「そのとき六群比丘が迦尸邑にいて、身・口の非威儀、身・口の邪命をなした。すでに僧伽伐尸沙の黒山聚落中に広説したごとくである。これが擯出羯磨（僧残罪の驅出羯磨に相当する）である」とするのみである。

ここでも驅出羯磨に処するのが、僧残罪よりの制定よりも先であるということがわかるが、驅出羯磨にかけられた後の六群比丘の態度は詳らかにしない。

[1-2-5] 『五分律』には羯磨韃度に相当する部分がないので驅出羯磨の制定因縁はわからない。しかし「僧残013」に記されているところによれば、おおよそは他の「律蔵」と同じである。ただし舍利弗と目連は、吉羅邑にいた頻鞞と分那婆という2人の比丘の悪行ぶりを釈尊に報告する役割で、驅出羯磨を執行するために派遣されたのは阿難ということになっている。そして悪行比丘の2人は驅出羯磨にかけられても村を出ようとしなかったので、「三諫されても捨てなければ僧残である」と、僧残法第13「汚家擯謗違諫戒」を制せられた、とされている。

この内容からも驅出羯磨に処すのが先で、僧残罪の制定は後ということになる。

[1-2-6] 『根本説一切有部律』の「僧伽伐尸沙012」には「苦切羯磨」制定因縁に登場する悪比丘である半豆盧呬得迦が登場するので、【2】の【1】の「苦切羯磨」制定に係る関連資料のところで紹介した。しかしこれは「汚家悪行戒」であるから本来はここで紹介すべきものである。

この内容によると、枳吒山に住していた阿湿薄迦と補捺伐素と半豆盧呬得迦という3人の比丘の悪行を因縁として、釈尊は阿難陀に「枳吒山に行って驅遣羯磨をなしなさい」と命じられ、阿湿薄迦らは阿難陀らによって驅遣羯磨を受けた。阿湿薄迦らは世尊に寛恕を求めようと思って室羅伐城に行ったが、抜け駆けして先に懺悔していた半豆盧呬得迦が知らん顔をしているので、「あなたも同じ悪行を行じたではないか」と非難し、そして一緒にいた大徳らをも「愛あり、恚あり、怖あり、癡あり。同じ悪行を行じたのに驅者と不驅者があるのは不公平だ」と非難した。そこで釈尊は「3度諫められても捨てなければ僧残である」と、僧残法第12「汚家学処」を制せられた、とする。

ディテールは異なるが、驅遣羯磨に先に処せられ、その後で僧残罪が制定されたという先後関係は変わらない。

[1-2-7] 以上からすべての「律蔵」は、「驅出羯磨」に処せられた悪行比丘がこの処罰に従わなかったので、三諫してそれでも罪を認めない者に対する処罰として僧残罪の「汚家擯謗違諫戒」が制定されたとする。

これは処罰の順序であるが、同時に制定の順序をも語っていると理解してよいであろう。すなわち制定の順序は「驅出羯磨」が先で「汚家擯謗違諫戒」が後であったということである。

「驅出羯磨」は「その住処に住すべからず」としてその住処を放逐される罰に処せられる

が、これに服従せず、その住処に居座り続ける者がいたので僧残罪が制定されたのである。僧残法の罰は、【0】「はじめに」の【2】に示したように、出罪が許されるまでのあいだ比丘・比丘尼らのもつ一部の僧権を剥奪され、サンガのメンバーから村八分のような処分を受けるといふものであるから、その住処を追放されるという処罰に従わなかった者が受ける処罰として僧残罪は合理的であるといえる。

このように処罰の順序も制定の順序も「驅出羯磨」が先で、「僧残罪」が後なのであるが、その制定因縁となった人物は同一人物なのであるから、その処罰も制定も先後の順序はあるとしても、驅出羯磨にかけられることと、それに従わず僧残罪に処せられることは一続きのもので、むしろ大所から見れば同時というべきであろう。

とするならば『四分律』や『十誦律』の驅出羯磨で、アッサジとプナッバスカは従順となって羯磨の解を願い出たとし、また『パーリ律』では「去ったり、還俗した」とするから、これも必ずしも反抗したことにはならないから、上記のような流れにはならない。しかしこれはおそらく「解」の作法を示すためのレトリック的な処理であって、実際には僧残に説くように、彼らは羯磨にかけられてもそれに反抗したのである。これが事実関係であったと考えられる。

【1-3】ところで「汚家擯謗違諫戒」の「汚家」というのは、「他家」「俗家」すなわち在俗信者の信順心を失わしめるような行為をいう⁽¹⁾。

そしてこの在俗信者の信順心を失わしめる悪行が「驅出羯磨」や「僧残罪」の制定因縁のところでも詳しく記されているのであるが、以上の紹介ではそのほとんどを省略して示した。

実はこの悪行そのもののなかに波羅提木叉で禁止されているものがある。例えば非時に食したり、あるいは飲酒するというのは、『パーリ律』でいえば波逸提 037（比丘尼 120）（非時食戒）⁽²⁾と波逸提 051（比丘尼 132）（飲酒戒）⁽³⁾に抵触する。その他に波羅提木叉で禁止されていなくとも、韃度分のところで禁止されている項目が数多く含まれている⁽⁴⁾。冒頭に記したように懲罰羯磨というの、波逸提以下の軽罪を確信犯的に、あるいは常習犯的に犯す者にサンガが告発して強制的に罰に処せしめるものであることがよくわかる。

(1) 平川彰『二百五十戒の研究』I（「平川彰著作集」第14巻 春秋社 1993年2月）p.554以下参照

(2) vol.IV p.085（南伝02 p.136）、『四分律』「単提037」大正22 p.662中（国訳01 p.318）、『五分律』「墮038」大正22 p.054上（国訳13 p.212）、『十誦律』「波逸提037」大正23 p.094下（国訳05 p.297）、『僧祇律』「波夜提036・037」大正22 p.359中（国訳09 p.132）、『根本有部律』「波逸底迦037」大正23 824中（国訳21 p.050）

(3) vol.IV p.110（南伝02 p.174）、『四分律』「単提051」大正22 p.671中（国訳02 p.002）、『五分律』「墮057」大正22 p.059下（国訳13 p.232）、『十誦律』「波逸提079」大正23 p.120中（国訳05 p.382）、『僧祇律』「波夜提066」大正22 p.380上（国訳09 p.211）、『根本有部律』「波逸底迦079」大正23 857上（国訳21 p.169）

(4) 例えば、舞い、歌い、奏し、戯笑するということについては「沙弥の十学処（*dasasikkhāpada*）」に定められている。

沙弥に10学処有り。すなわち、殺生せず、偷盜せず、非梵行をなさず、妄語せず、飲酒せず、非時に食せず、歌舞伎楽觀聽を用いず、鬘香塗飾を用いず、高床大床を用いず、

金銀を受けないことである。沙弥はこれを学すべきである。

『パーリ律』「大毘度」vol. I p.83 (南伝 03 p.141)、『四分律』「受戒毘度」大正 22 p.809 下、p.810 上 (国訳 03 pp.040、049)、『五分律』「受戒法」大正 22 p.116 下、116 下 (五戒) (国訳 14 p.054)、『十誦律』「受具足戒法」大正 23 p.150 上 (国訳 06 p.008)

[2] また他にも「驅出羯磨」とそのまま重なる記述がある。

『十誦律』「雑法」(大正 23 p.290 上、国訳 06 p.460) : 世尊は舎衛国に住された。そのとき黒山土地に馬宿と満宿という比丘がいて、女人と共に坐したり、器を同じくして食したり、飲酒したり、中後に食したり、残食を残食法をなさずに食したり、琴や鼓を弾じたり、口笛を吹いたり、伎楽をなしたり、瓔珞を着したり、自ら花を採ったり、人に取らせたり、……さまざまな悪行を行い、他家を汚していた。このとき阿難が迦尸国から舎衛城へ向かう途中でこの地に至り、その城内で乞食したが食を得られなかった。城を出て遠くないところに人びとが集まっていたので、食が得られないには何か事情があるのであらうと尋ねると、憂楼伽という賢者が阿難に彼らの悪行を告げた。

阿難は舎衛国に行って世尊に彼らの所行を報告した。世尊は比丘僧を集め、馬師と満宿を呵責されたのち、「今より女性と共に一床に坐せば突吉羅、女性と共に食すれば突吉羅、女性と共に1つの器で飲酒すれば突吉羅、非時に食すれば波逸提、残食を食すれば波逸提、琴や鼓を弾じたり瓔珞を着けたり、自ら花を採り他に採らせれば波逸提などと、彼らの所行の各々について突吉羅あるいは波逸提」と定められた。

というものであり、これらはまさしく驅出羯磨に処せられ、また僧残罪に処せられるべき行為そのものであるが、ここでは「突吉羅」「波逸提」という軽罪とされている。おそらく確信犯的、常習犯的なものでない場合を想定しているのであらう。

なおこれに相当する文章は、他の「律蔵」には見いだされない。

[3] 「驅出羯磨」の制定因縁は次の経とも密接に関連する。「驅出羯磨」制定因縁の所在処は舎衛城であるが、次の経では釈尊自身がキターギリ(ここではキターギリと表記されている)に住されたことになっている。

MN.070 *Kiṭāgiri-s.* (枳咤山邑経 vol. I p.473、南伝 10 p.295、片山・中部 3 p.315) : あるとき世尊は比丘たちと共にカーシ (Kāsi) を遊行された。そのとき世尊は比丘たちに、「私は夜食 (*rattibhojana*) を離れて食し、無病息災で軽快にして安穩である。あなた方も夜食を離れて食しなさい」と告げられ、カーシ国を遊行してキターギリと名づけるカーシの町 (*Kiṭāgiri nāma Kāsīnaṃ nigama*) に住された。そのときアッサジ (*Assaji*) とプナッバスカ (*Punabbasuka*) という2人の比丘がキターギリに住していて、比丘たちは2人に、「世尊が夜食を離れて食事し、無病息災、軽快にして安穩となられた。そこで世尊は比丘たちにも『夜食を離れて食しなさい』と告げられた」と伝えた。ところが彼らは「私たちは夕方にも (*sāyaṃ*) 早朝にも (*pāto*) 昼にも (*divā*) 非時にも (*vikāle*) 食して無病息災、軽快にして安穩である。だから止めない」と言って、比丘たちの説得に応じなかった。

比丘たちが世尊に報告すると世尊は2人を呼び、「私は何もかも禁止するわけではない。樂受・苦受・不苦不樂受を感受する者に、不善法が増大し善法が衰退すれば『捨てよ』というし、不善法が衰退し善法が増大すれば『受けてもよい』という。また一切の比丘に『不放逸であれ』と説くわけではない。その必要のない者には説かないが、必要な者には説くのである」と誡め、必要のない者として俱分解脱者、慧解脱者、必要な者として身証者、見到者、信解脱者、随法行者、随信行者の七種人を説かれた。比丘らは世尊の教えを信受した。

『中阿含』195「阿濕貝經」（大正01 p.749下、国訳06 p.223）：あるとき世尊は比丘らと共に迦尸国に遊行して、その一処で比丘らに、「私は日に一食して健康で気力もある」と告げられ、「日一食戒」を施設された。その後、世尊は迦羅頼に至って北村の尸摂和林に住された。そこには阿濕貝と弗那婆修という2人の比丘がいて、もとは土地主・寺主・宗主であり、彼らは朝食、暮食、昼食、過中食を摂っていた。これを聞いた多数の比丘らが彼らのもとを訪れ、彼ら2人に、「世尊は日一食戒を説かれた」と伝えた。ところが彼らは再三の説得にも従わなかったため、比丘らが世尊に報告した。

世尊は2人を呼び出して、「私はもし身心の樂・苦を修して悪不善の法が増し、善法が減ればそれを修してはならないと説くのであり、もし身心の樂・苦を修して悪不善の法が減じ、善法が増せばそれを修せよと説くのである。また私は一切の比丘に無放逸を行ぜよというのではない、また一切の比丘に無放逸を行じなくともよいというのでもない。行じなくともよい者とは俱解脱者、慧解脱者であり、行ずべき者とは身証者、見到者、信解脱者、法行者、信行者である」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

これらは「經藏」に含まれる經であるから、「律藏」の説相とはかなり異なるが、しかし「戒」に係る内容を持っている。実はこの經はMN.065 *Bhaddāli-s.*（跋陀利經）＝『中阿含』194「跋陀和利經」と関連しており、これら2つの經は頭陀行に係るのではないと思われるが、これについては後に執筆することになっているMN.の説時を論じる論稿⁽¹⁾で検討することとする。

(1) 【研究ノート】として「*Majjhima-nikāya* と相応漢訳諸經の説示年代の推定」なる論稿を近々に公刊する予定となっている。

[4] キターギリのアッサジとプナッバスカたちは「律藏」の次の規定の制定因縁ともなっている。ここでも釈尊はキターギリに行かれたことになっている。

Vin. Senāsanakkhandhaka（臥坐具韃度）（vol. II p.170、南伝04 p.261）：ときに世尊は随意の間舎衛城に住された後、500人の比丘らやサーリプッタやモッガッラーナと共にキターギリへ向かって遊行された。それを聞いたアッサジとプナッバスカたちは、「サーリプッタとモッガッラーナには邪欲（*pāpikā icchā*）があるから、座臥具を与えないようにしよう」と相談して、一切を分配してしまった（*bhābesum*）。それを知った少欲の比丘たちが非難して世尊に報告した。世尊は彼らを呵責された後、「5種の不可捨物（①僧園や僧園の地、②精舎や精舎の地、③臥床や褥や枕、④銅甕

や斧や鋤や鋤など、⑤蔓や竹や土具など)は、サンガも衆も人も譲与してはならない。譲与すれば偷蘭遮である」と制せられた。

『四分律』「房舎捷度」(大正22 p.943中、国訳04 p.076)：世尊は500人の比丘らと共に迦尸国の人間を遊行して鞆連国に向かわれた。そのとき鞆連国には阿湿鞞、不那婆娑、般陀、楼醯那という4人の旧比丘がいて、世尊と500人の比丘らが来ると聞いて、「舍利弗と目連も来て、おそらく我らを住处から追い出すだろう。世尊に上房を選んで残し、その他は4人で分け私有物としよう」と、僧伽藍や房舎物あるいは壺や釜などの雑重物、床や臥具などの雑物、さらには木や竹なども分配してしまった。

世尊は鞆連国に到達すると舍利弗と目連に、「『我々が来たので、臥具の用意をするように』旧比丘に告げて来なさい」と命ぜられた。舍利弗と目連が旧比丘に告げると、彼らは「世尊の分は選んで残してあるが、他の客比丘の分はない」と答えた。世尊は比丘僧を集めて、「四方僧物(①僧伽藍、②僧伽藍物、③房、④房物)を分配したり、所有したり、売買してはならない。そのようにすれば偷蘭遮である」と制された。

『四分律』にでる般陀と楼醯那は、「苦切羯磨」の制定因縁となったパンドウカとローヒタカである。ここではこの2人もキターギリにいたことになるが、これはアッサジとプナッバスカのみとするパーリの方が正しいであろう。

[5] 以上はキターギリに住むアッサジとプナッバスカ(一部は六群比丘)が登場するものであるが、次の経は場所はキターギリではないけれどもアッサジとプナッバスカが登場する。

『増一阿含』048-002(大正02 p.786上、国訳09 p.370)：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は十五日の説戒のため、比丘たちを引き連れて普会講堂に赴かれた。阿難は初夜と中夜に、世尊に「皆、講堂に集合したので禁戒を説いて下さい」と告げたが、世尊は黙然とされていた。後夜に阿難が三たび告げると、世尊は「集合した中に不浄の者がいるので説戒しない。以後、如来は説戒しない。上座の者または持律の者、戒を誦するに通利の者にそれを許す」と告げられた。阿難は如来の正法の去ること何と早いことかと嘆いた。大目犍連は三昧定に入って馬師と満宿の毀法を觀じ、席から立ち退かせた。そして世尊に「禁戒をお説きください」と懇請したが、世尊は「所説の言に二なし」と拒まれた。そこで阿難が過去仏の説戒について質問すると、世尊は過去6人の仏の因縁を説かれたのち、「我れ釈迦牟尼仏は聖衆1,250人となって12年のうちは、『口意を護りて清浄に、身行も亦た清浄、此の三行跡を浄め、仙人道を修行せよ』との1偈を以て禁戒とした⁽¹⁾が、犯律の人が生じるに及んでやがて250戒となった。今日より以降、一同に会して説戒をなし、禁戒を受持するように」と指示され、そして「我が滅度の後、法は久しく住するであろう。何故ならば、肉身は滅度を取ろうとも、法身は存在するからである。それ故に阿難よ、この義を建てるべきである」と教誡された。阿難および諸比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

この経では釈尊が15日の布薩の日に、会衆中に不浄の者がいたので釈尊は説戒をされず、これを機に仏弟子たちが説戒せよと定められたとしている。この経では仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園としているが、東園鹿子母講堂とする同内容の経がありこれと対応するであろう(2)。

またここでは釈尊が「聖衆1,250人となって12年のうちはまだ1偈をもって禁戒としたが、やがて250戒となった」と語られたことについては、『四分律比丘戒本』(3)や『四分僧戒本』(4)、『四分比丘尼戒本』(5)などが、釈迦牟尼仏が正覚して12年間はサンガの中に問題がなかったので、「善護於口言自淨其志意 身莫作諸惡此三業道淨 能得知是行是大仙人道」というのが戒経であったが、これ以後に広く分別して説くようになったといい、また『根本有部律』(6)も同じように、世尊が初めて正覚してから12年間は声聞弟子の間に過失がなく、未だ瘡痂を生じなかったがゆえに、「一切惡莫作一切善應修 遍調於自心是則諸仏教(7) 護身為善哉能護語亦善 護意為善哉尽護最為善 苾芻護一切能解脫衆苦 善護於口言亦善護於意 身莫作諸惡常淨三種業 是則能隨順大仙所行道」というのが別解脱戒経であったが、「至十三年。在仏栗氏国。時羯闍鐸迦村羯闍鐸迦子名蘇陣那……」とするのに相応する(8)。

また禁戒の制定によって「我が滅度の後、法は久しく住するであろう」とも語られたとするのは、【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」の【1】「律蔵の体系」中の【1】「律蔵全体が随犯随制されたのではないこと」(9)において紹介しておいた波羅夷罪第1条の制定因縁とも関連する。

上記の『増一阿含』はこれらが無いまぜになっているものと考えられる。

- (1) 七仏通誡偈、あるいは諸仏通誡偈とよばれるものに相当する。
- (2) *Udāna* 005-005 (p.051、南伝23 p.167)、AN.008-002-020 (vol.IV p.204、南伝21 p.070)、『パーリ律』「遮説戒犍度」(*Vinaya* vol. II p.236、南伝04 p.353)。なお同趣旨であるが仏在処をチャンパーのガッガラー河畔とするものも多数あり、この伝承の違いについては別に考察するつもりである。
- (3) (大正22 p.1022下)
- (4) (大正22 p.1030下)
- (5) (大正22 p.1040下)
- (6) (大正23 p.628上)
- (7) 以上と同じ偈をさす。
- (8) これらはすでに【論文25】「サンガと「律蔵」諸規定の形成過程」の【9】ヴェーランジャー(Verañjā)での雨安居年と波羅夷罪第1条の制定」において記した。「モノグラフ」第18号2013年11月 p.223
- (9) 森章司著、「モノグラフ」第18号(2015年11月) p.013以下

[6] 次は六群比丘のメンバーとしてのアッサジとプナッバスカが登場するものである。

[6-1] すべてが「律蔵」文献で、『僧祇律』が1つのほかはすべて『根本有部律』である。

『僧祇律』「単提030」(大正22 p.350上、国訳09 p.096)：世尊は舎衛城に住された。

そのとき檀越がいて、舍利弗と大目連と離波多と劫賓那と阿若憍陳如等を食事に招待した。大迦葉だけはこれを受けなかったが、翌日、乞食していて、偶然にその家の

前を通りかかり、檀越の婦人に招かれて家の中に入った。そこへ**偷蘭難陀比丘尼**がやって来て、婦人に「あなたは大象群中の小象、大鳥群中の老鳥を取った。大象とは**闍陀、迦留陀夷、三文陀達多、摩醯沙滿多、馬師、滿宿**および侍者の**阿難**である」と告げた。これを聞いた大迦葉が咳払いすると、偷蘭難陀比丘尼は気づいて「あなたは**大竜象**を招待した」と前言を翻した。大迦葉が「どちらが本当なのか」と叱責すると、彼女は恐れをなして逃げ去った。このとき闍陀が彼女を見かけて理由を尋ねると、彼女は「大迦葉の心を乱した」と答えた。そこで闍陀は「そなたは触れてはならない者に触れた」と告げた。これを聞いた比丘らが**世尊**に報告すると、世尊は「比丘尼の讚歎食を受けてはならない」と制戒された（単提法第30「食尼歎食戒」因縁）。

『根本有部律』「波逸底迦 032」（大正 23 p.816 上、国訳 21 p.020）：世尊は**室羅伐城の逝多林給孤独園**に住された。そのとき**辺地**の大聚落に一人の長者がいて、一住処を造って諸々の沙門や婆羅門を供養していた。このとき**世尊**が**室羅伐城**で**大神力**を現わして人々が**世尊**を尊崇していたので、外道らが**辺地**へと追いつかれた。そのうちの60人の露形外道がこの聚落にやって来て、この長者の供養を受けたが、ちょうどその場に居合わせた**室羅伐城**の居士が、「彼ら露形外道よりも、世尊とその弟子らの方が供養に値する」と進言した。そこで長者は「世尊やその弟子らが来れば供養する」と答えた。

居士が**室羅伐城**に戻って**祇陀林**を訪れ、これを**六群比丘**の**鄢波難陀**に告げた。さっそく彼らはその聚落に赴き、長者の家で日々供養を受けた。後日、長者が他所へ出かけたとき、給仕する女性の前で**鄢陀夷**が**難陀**と**鄢波難陀**に卑猥なことを言った。これを知った長者は「この者たちは福田ではない。徐々に食事の量を減らし、自ら去らしめよう」と考えた。その後、**闍陀、阿説迦、補捺伐素**が行って供養を受けたが、だんだんと粗末な食事となるので、その原因は「外道らが**大勢**いるからだ」と考えた。そこで**六群比丘**は露形外道と殴り合いの喧嘩となった末、**室羅伐城**に帰ることになった。

そのとき南方に**鄢陀夷**という**順世外道**の論師がいて、論議を求めて**室羅伐城**に至り、**逝多林**にやって来た。**了教橋陳如、馬勝、賢善、大名、名称、円満、無垢、牛王、妙臂**のもとを次々に訪れて論議しようとして尽く断られ、**舍利子**と大衆の面前で論議することになった。ところが**舍利子**に論破され、弟子となって具足戒を受け、後に**阿羅漢**を得た。ちょうどそのとき**六群比丘**がその聚落から**給孤独園**に戻って来た。このとき**舍利子**に第二の**大法将**という名声が生じていたので、**六群比丘**がこれに嫉妬して、「私たちが60人の露形外道をやっつけた」と吹聴した。事情を知った比丘らは彼らを非難し、**世尊**に告げた。世尊は彼らを呵責されたのち、「外道の住処で一宿一食以上を受ければ**波逸提**である」と学処（創制）を制せられた。

再び、この居士が**世尊**に願い出て、その聚落の長者のもとへ**舍利子**と500人の比丘らを案内した。このとき**舍利子**は人々に説法して教化したが、疲労から背に風疾を患ってしまった。そこで長者が「我が家に滞在し、四事（衣服、飲食、臥具、医薬）の供養を受けるように」と勧めたが、彼は「**世尊**が定められた制戒があるので」と断り、1日何も食べずに比丘らと共に、ようやく**室羅伐城**に帰った。これを聞いた比丘らが

世尊に告げた。そこで世尊は「外道の住処で一宿一食を得ても、病気の時を除いて、それ以上を過ぎれば、波逸提」と、波逸提法第32「施一食処過受学処」を制せられた。

『根本有部律』「波逸底迦 053」（大正 23 p.837 下、国訳 21 p.099）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき鄢陀夷は煩惱を断じて阿羅漢を得、闍陀は憍閃毘に行き静縁して住し、阿説迦と補捺伐素は共に命終し、難陀と鄢波難陀は逝多林に住し歳をとって衰えていた。十七群比丘も年齢がようやく成人となり、三歳教にも通じていた。十七群比丘は「かつてよく六群比丘、なかならず難陀と鄢波難陀にはいじめられた。そのなかでも鄢波難陀には痛い目に合わされたから彼を捨置羯磨にかけよう」と相談し合った。しかし難陀は法務に明らかであるから難陀が出席するとまずいというので、彼らのうちの一人が難陀のところに行き、洗ってあげると着ている三衣を持ち帰った。そして羯磨を行う会議に与欲（委任）するように仕向けた。そうして彼らは鄢波難陀を捨置羯磨にかけた。鄢波難陀は難陀のもとを訪れて泣いて訴えると、難陀は「そのような羯磨であるならば委任しなかった。それは不成立だ」と言った。これを聞いた少欲の比丘が難陀を非難し、世尊に報告した。世尊は比丘らを集め、彼を呵責されたのち、「他の比丘に与欲（意志を託すること）しながら、後で不平を言うならば波逸提である」と、波逸提法第53「与欲已更遮学処」を制せられた。

『根本有部律』「波逸底迦 076」（大正 23 p.855 下、国訳 21 p.165）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき鄢陀夷は煩惱を断じて阿羅漢を得、闍陀は憍閃毘に向かい、阿説迦と補捺伐素は共に命終し、難陀と鄢波難陀は大衆と一緒に住していた。ときに十七群比丘は「いつも六群比丘にいじめられているので仕返ししよう。そのリーダーである鄢波難陀を捨置羯磨にかけよう」と相談していたが、悉く鄢波難陀に盗み聞きされた。ついに十七群比丘は仕返しを諦め、彼のもとを訪れて謝罪したのち、「どのようにして私たちが捨置羯磨にかけようとするのを察知したのか」と尋ねた。彼は「君たちが行く所を追い掛け、盗み聞きをしたのだ」と答えた。これを聞いた少欲の比丘が彼を非難し、世尊に報告した。世尊は比丘らを集め、彼を呵責されたのち、「鬪諍させるために盗み聞きをすれば波逸提である」と、波逸底迦法第76「黙聴鬪諍学処」を制せられた。

『根本有部律』「波逸底迦 077」（大正 23 p.856 中、国訳 21 p.167）：世尊は室羅伐城の逝陀林給孤独園に住された。そのとき鄢陀夷は煩惱を断じて阿羅漢を得、以下、上に同じ。ときに十七群比丘は鄢波難陀を捨置羯磨にかけようとした。そこで上座の難陀は「何で老上座である鄢波難陀を捨置しようとするのか」と尋ねると、十七群比丘が「悪人に加担するなら、捨置羯磨にかける」と脅かした。難陀はこれに怖れをなして途中で退席したところで、十七群比丘は鄢波難陀を捨置羯磨にかけた。鄢波難陀は難陀のもとを訪れて泣いて訴えた。難陀は「私がいなかったのだから、そのような羯磨は不成立だ」と言った。これを聞いた少欲の比丘が「羯磨をなそうとするのを知りながら、黙って立ち去るとは」と、難陀を非難した。比丘らは世尊にこれを報告した。世尊は比丘らを集め、彼を呵責されたのち、「僧伽が集まって評論する時と知り

つつ、黙って立ち去れば波逸提である」と学処（創制）を制せられた。

ときに比丘らは僧伽の中であって、看病人や授事人（寺の事務を司る者）としての仕事に支障が出てきた。そこで世尊は、「僧伽が集まって評論する時と知りつつ、黙って立ち去り比丘に委任しなければ波逸提である」と、波逸提法第 77「不与欲默然起去学処」（随開）を制せられた。

以上は六群比丘のメンバーとしてアッサジとプナッバスカの 2 人が登場するものであるが、そのうちのアッサジしか名前が記されないものもある。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 017」（大正 23 p.739 上、国訳 20 p.094）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。このとき羊毛の分配について、**鄢陀夷**は徒衆のすべてが等分に配当しようと言った。これに対して**鄢波難陀**は「われわれはずっと**六群比丘**として 6 人で過ごしてきたのだから、6 人で分配しよう」と主張した。鄢波難陀も賛成して、**闍陀**が提案して分配者は鄢陀夷ときまった。鄢陀夷は分配したものを自分の房に置いておいたが、それを見た**阿説迦**が「どうしてみんなで分けないのか」と言った。鄢陀夷は「あなたが去った後 20 貝齒も得ていない。信用しないのなら他の者に聞いてみる」と言った。他の 5 人は黙っていた。

鄢陀夷はこの大量の羊毛をどのように撩理（羊毛を洗い、染め、くしけずることなどの意）しようかと考え、**達摩陀那比丘尼**の眷族は経蔵を持し読誦に忙しいからその暇はなかろう、**喬答弥比丘尼**の眷族はよく律蔵を持すから受け取らないであろう、**大世主**の眷族はよく禪定を修するけれども少しばかりの暇があるだろうと考えて、**大世主**に頼んだ。

そのため大世主も手を真っ赤にして**世尊**のところに行った。世尊はその理由を尋ねられ、**阿難陀**にも確認して、「非親里の比丘尼に羊毛を洗わせ、染めしめ、撃させれば捨墮である」と、捨墮法第 17「使非親尼治羊毛学処」を制せられた。

なお『根本有部律』の「波逸底迦 053」「波逸底迦 076」「波逸底迦 077」には、「阿説迦と補捺伐素は共に命終し」、「難陀と鄢波難陀は歳をとって衰え」、「十七群比丘は年齢がようやく成人となった」などの趣意が記されている。アッサジとプナッバスカに関してはすでに命終したとするのであるから、「驅出羯磨」の制定時と同じ時点であるはずはないが、大きな流れとしては同じ流れの中にあるのであろう。とすると「驅出羯磨」の制定は彼らの晩年に属するといえるかもしれない。

また『根本有部律』「波逸底迦 032」には大神力を現じた世尊が世間の人びとから尊崇されていたとしている。これは「舎衛城の神変」エピソードをさすのであろうが、これが釈尊の生涯のいつのことであるのかについてのわれわれの結論は出ていない。

[6-2] 以上にはアッサジとプナッバスカが登場しているので紹介したのであるが、これに対応する他の「律蔵」には彼らは登場せず、他の人物が主人公である。したがって以上の文献を全幅的には信頼することはできない。念のために、これらに対応する「律蔵」の戒条と、その仏在処と登場人物だけを掲げておく。

『僧祇律』「単提 030」

Vin. Pācittiya (波逸提) 029 (vol.IV p.066、南伝 02 p.105) : 王舎城迦蘭陀竹園／トゥッラナンダー比丘尼、サーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッチャーナ、マ

ハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、アヌルッタ、レーヴァタ、ウパーリ、アーナンダ、ラーフラ、デーヴァダッタ、コーカーリカ、カタモーラカティッサカ、カンダデーギヤー、サムッタダッタ

『四分律』 「波逸提 029」 (大正 22 p.653 上、国訳 01 p.289) : 舍衛国祇樹給孤独園／舍利弗、目連、憍難陀比丘尼、提婆達、三閻陀羅達、騫駄羅達罵、瞿婆離、迦留羅提舍

『五分律』 「波逸提 030」 (大正 22 p.048 下、国訳 13 p.193) : 王舍城／難陀、跋難陀、舍利弗、目犍連、憍難陀比丘尼、六群比丘

『十誦律』 「波逸提 030」 (大正 23 p.085 中、国訳 05 p.265) : 舍衛国／大迦葉、舍利弗、目犍連、阿那律、憍難陀比丘尼、提婆達多、俱伽離、騫陀達多、三文達多、迦留盧提捨

『根本有部律』 「波逸底迦 030」 (大正 23 p.808 中、国訳 20 p.341) : 室羅伐城逝多林給孤独園／大迦椳波、吐羅難陀比丘尼⁽¹⁾

(1) ここでは大迦椳波が東園鹿子母舎に住していて、釈尊から「あなたはいま年衰え、朽老しているから、重い糞掃衣を捨てて施主衣を着、別請食を受けなさい」と勧められている。

『根本有部律』 「波逸底迦 032」

Vin. Pācittiya (波逸提) 031 (vol.IV p.069、南伝 02 p.110) : 舍衛城祇樹給孤独園／六群比丘、サーリプッタ

『四分律』 「波逸提 031」 (大正 22 p.654 下、国訳 01 p.294) : 舍衛国祇樹給孤独園／六群比丘、舍利弗

『五分律』 「波逸提 033」 (大正 22 p.051 上、国訳 13 p.201) : 王舍城／六群比丘、舍利弗

『十誦律』 「波逸提 032」 (大正 23 p.089 中、国訳 05 p.279) : 舍衛国／六群比丘、舍利弗

『僧祇律』 「波夜提 031」 (大正 22 p.351 中、国訳 09 p.101) : 舍衛城／ある比丘

『根本有部律』 「波逸底迦 053」

Vin. Pācittiya (波逸提) 079 (vol.IV p.151、南伝 02 p.240) : 舍衛城祇樹給孤独園／六群比丘

『四分律』 「波逸提 076」 (大正 22 p.687 中、国訳 02 p.054) : 舍衛国祇樹給孤独園／六群比丘

『五分律』 「波逸提 079」 (大正 22 p.068 中、国訳 13 p.263) : 舍衛城／六群比丘

『十誦律』 「波逸提 053」 (大正 23 p.105 上、国訳 05 p.330) : 舍衛国／跋難陀、六群比丘

『僧祇律』 「波夜提 043」 (大正 22 p.366 上、国訳 09 p.157) : 舍衛城／優波難陀

『根本有部律』 「波逸底迦 076」

Vin. Pācittiya (波逸提) 078 (vol.IV p.150、南伝 02 p.237) : 舍衛城祇樹給孤独園／六群比丘

『四分律』 「波逸提 078」 (大正 22 p.688 上、国訳 02 p.057) : 舍衛国祇樹給孤独園／六群比丘

- 『五分律』 「波逸提 060」 (大正 22 p.060 下、国訳 13 p.236) : 舎衛城／六群比丘
- 『十誦律』 「波逸提 076」 (大正 22 p.119 上、国訳 05 p.378) : 王舎城／六群比丘、十七群比丘
- 『僧祇律』 「波夜提 078」 (大正 22 p.388 上、国訳 09 p.241) : 舎衛城／六群比丘
- 『根本有部律』 「波逸底迦 077」
- Vin. Pācittiya* (波逸提) 080 (vol.IV p.152、南伝 2 p.241) : 舎衛城祇樹給孤独園・六群比丘
- 『四分律』 「波逸提 075」 (大正 22 p.687 上、国訳 02 p.052) : 舎衛国祇樹給孤独園／六群比丘
- 『五分律』 「波逸提 053」 (大正 22 p.058 下、国訳 13 p.228) : 舎衛城／六群比丘
- 『十誦律』 「波逸提 077」 (大正 23 p.119 中、国訳 05 p.379) : 舎衛国／跋難陀穉子、六群比丘
- 『僧祇律』 「波夜提 079」 (大正 22 p.388 中、国訳 09 p.242) : 舎衛城／優波難陀
- 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 017」
- Vin. Nissaggiya Pācittiya* (捨墮) 017 (vol.IV p.234、南伝 01 p.397) : 釈迦国カピラヴァットゥ・ニグローダ園／六群比丘、マハーパジャーパティ・ゴータミー
- 『四分律』 (捨墮 017) (大正 22 p.618 上、国訳 01 p.177) : 釈迦國維羅衛尼拘律園／六群比丘、摩訶波闍波提比丘尼
- 『五分律』 「尼薩耆 027」 (大正 22 p.036 上、国訳 13 p.148) : 舎衛城／諸比丘
- 『十誦律』 「尼薩耆波夜提 017」 (大正 23 p.050 中、国訳 05 p.155) : 舎衛国／迦留陀夷、摩訶波闍波提瞿曇彌比丘尼
- 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 017」 (大正 22 p.310 上、国訳 08 p.332) : 毘舍離大林重閣講堂／優陀夷、善生比丘尼、大愛道比丘尼、六群比丘

[6-3] 上には六群比丘に属する個別の人名が挙げられるものを取り上げたのであるが、相応の戒条に示したように、他にも単に六群比丘として個人名を示さない資料もあり、むしろこちらの方が多い。しかし六群比丘は悪行を行う代表的なグループとしてあげられるのであって、必ずしも具体的なイメージや事実関係の裏付けがあるものではないと考えられる。したがってこれを調査する意味も乏しいので、ここには扱わない。

[7] 以上「驅出羯磨」制定に係る関連資料を紹介してきた。以上を簡単にまとめておく。

[7-1] まず僧残罪の「汚家擯謗違諫戒」の制定因縁は「驅出羯磨」制定の因縁譚にそのまま重なる。この規定の執行法は、まず「驅出羯磨」によって悪行比丘が呵責され、それに従わない者が僧残罪に処せられる。そしておそらくその制定もこの順序になされたのであろう。しかしこの2つのケースはもし起こるとすれば連続して起こるはずであるから、順序に先後はあったとしてもその制定は同時期であったとしてよいであろう。「律蔵」によってはこの他にもこの因縁によって他の規定が制定されたとするものもあるが、これらが歴史的事実関係を踏まえていると仮定すれば、これらも同時期に制定されたと考えてよいであろう。

[7-2] 次に釈尊自身がキターギリを訪問され、そのときにアッサジ (Assaji) とプナツバスカ (Punabbasuka) に接触されたとするものがある。MN.070 *Kiṭāgiri-s.* (枳咤山邑経)

＝『中阿含』195「阿湿貝経」と *Vin. Senāsanakkhandhaka*（臥坐具犍度）＝『四分律』「房舎犍度」である。驅出羯磨が確信犯的に悪行を繰り返すものに対する処罰であり、この制定のときには釈尊は舎衛城におられたのであるが、この2人を呼び出して直接することをされていない。すなわち彼らの悪行が知れわたり、また釈尊自身も彼らと面識があつて、事実関係を確認する必要を感じられなかったのであろう。ということは釈尊がキターギリを訪れたのは、驅出羯磨制定よりも以前のことであつたということになる。

キターギリがカーシ国のどこにあつたのか詳らかにしないが、もしバーラーナシーのそばであつたとすると、釈尊がバーラーナシーで雨安居を過ごされたのは、成道直後を除くと、釈尊67歳＝成道33年である。バーラーナシーはインド半島の東と西を結ぶ幹線道路の途中にあるから⁽¹⁾、遊行の途中で通るという可能性もあるが、釈尊がキターギリを訪問されたのは、この年（釈尊67歳＝成道33年）であつたとしてよいかもしれないということになれば、驅出羯磨と僧残罪の「汚家擯謗違諫戒」の制定はそのかなり後ということになる。

(1) 【論文26】森章司・金子芳夫「原始仏教時代の通商・遊行ルート」（「モノグラフ」第20号 2015年11月）の附表【地図Ⅲ】-②参照

[7-3] なお『パーリ律』では、アッサジとプナッバスカはサーリプッタやマハーモッガッラーナの「共住弟子（*saddhivihārin*）」であつたとされている。共住弟子であつたということは、彼らはサーリプッタやマハーモッガッラーナを和尚として具足戒を受けたということである。

サーリプッタやマハーモッガッラーナは釈尊44歳＝成道10年に釈尊のもとで出家し、善来具足戒によって具足戒を得た。そしてその直後に和尚と弟子の制が制定され、和尚になるためには10年間の期間を必要とすると定められた。後に、勝れた者は5年間でよいと改訂されたが、サーリプッタやマハーモッガッラーナが規定どおりに10年間は釈尊のもとで修行したとすると、アッサジとプナッバスカがサーリプッタとモッガッラーナの元で具足戒を受けたのはもっとも早くとも釈尊54歳＝成道20年ということになる。

そしてこの2人の悪行比丘たちが和尚であるサーリプッタとモッガッラーナの元を離れて独立するためにはさらに10年を要し、確信犯的に悪行を繰り返すようになったのはさらに数年を必要とするであろう。これを仮に5年と仮定すると、それは釈尊69歳＝成道35年ということになる。これはいうまでもなく最短での仮定である。このように考えると、「驅出羯磨」制定因縁に物語られる事件が起こつたのはもっと後の、釈尊の最晩年（75歳以降）と考えてよいかもしれない。

ともかくここでは、驅出羯磨の制定は釈尊がキターギリを訪れた（釈尊67歳＝成道33年）のかなり後とのみしておきたい。

【5】「下意羯磨」制定に係る関連資料

「下意羯磨」はスダンマ（*Sudhamma*）という比丘がマッチカーサンダ（*Macchikāsaṇḍa*）の篤信の在家信者であつたチッタ居士（*Cittagahapati*）に暴言を吐いたことを因縁として制定された。スダンマ比丘が登場するのはこの「下意羯磨」制定因縁のみであるが、原始仏

教聖典としてはむしろチッタ居士の方が有名人であって、この長者が登場する文献はたくさんある。

[1] 原始仏教聖典においては、チッタ居士は次のような人物とされている。

SN.017-023 (vol. II p.235、南伝 13 p.345) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき世尊は比丘たちに、「利養と尊敬と名声とは恐ろしく、無上の安穩に到達する障礙となる。優婆塞は自分の息子に、『チッタ (Citta) 居士やアーラヴァカ (Ālavaka 林住) のハッタカ (Hatthaka) 居士のようになるべし』と語れ。彼らは優婆塞の中の目標である。また出家すれば『サーリプッタやモッガッラーナのようになるべし』と語れ。彼らは比丘の中のお手本である。それ故にすでに生じた利養と尊敬と名声を捨てよう。未だ生じていない利養と尊敬と名声は、心にとどめないようにしようと、このように学ぶべきである」と説かれた。

AN.001-014-006 (vol. I p.026、南伝 17 p.036) : [仏在処は記されていない] 比丘らよ、私の弟子にして優婆塞の説法者 (dhammakathika) 中の第1はチッタ居士・マツチカサンディカ (Citta gahapati Macchikasaṇḍika) である。

『増一阿含』006-001 (大正02 p.559下、国訳08 p.052) : [仏在処は記されていない] 私の弟子中の第1の智慧は質多長者である。

AN.002-012-003 (vol. I p.088、南伝 17 p.142) : 比丘らよ、信心ある優婆塞はチッタ居士およびハッタカ・アーラヴァカ (Hatthaka Ālavaka) の如くあらんと願うべし。

AN.004-018-176 (vol. II p.164、南伝 18 p.287) : 比丘らよ、信心ある優婆塞はチッタ居士およびハッタカ・アーラヴァカの如くあらんと願うべし。チッタ居士およびハッタカ・アーラヴァカは優婆塞弟子の秤であり量である。

AN.006-012-120 (vol. III p.451、南伝 20 p.228) : 六法 (仏証浄・法証浄・僧証浄・聖戒・聖智・聖解脱) を成就するチッタ居士マツチカーサンディカ (Citta gahapati Macchikāsaṇḍika) は固く如来を信じ、甘露を見、甘露を悟って住する。

『増一阿含』009-001 (大正02 p.562上、国訳08 p.060) : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。その時世尊は比丘らに、「質多長者の如くまた象童子の如くなるべし。彼らは秤・量だからである」と説かれた。

Apadāna 03-49-486 (p.429、南伝 27 p.211) : (燃灯仏がスメータを今から無量劫の未来に成仏すると記別して) チッタとアーラヴァカが第1の優婆塞となるであろう。

このようにチッタ長者は篤信の優婆塞で、優婆塞の手本とされる人物であり、また「説法者中の第1」「智慧第1」とされている。そして「説法者中の第1」「智慧第1」といわれる所以は次に紹介する諸経に基づいたものと考えられる。

[2] SN.に「チッタ相応」と名づけられたチッタ居士を主人公とする一節があるので、これに対応する『雑阿含』も含めて紹介する。対応経はひとまとめにし、対応経でないものとの間に行間を設けた。(以下同じ)

[2-1] 次のようなものである。

SN.041-001 (vol.IV p.281、南伝 15 p.427) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない]
あるとき多数の上座比丘たちがマツチカーサンダ (Macchikāśanda) のアンバータカ園 (Ambātakavana) に住していた。長老比丘たちは乞食を終えて講堂 (maṇḍalamāla) に集まり、繫縛と繫縛すべき法は同じなのであろうか、違うのであろうかと議論していた。そのときたまたまチッタ居士がある用事でミガパタカ (Migapathaka) に来ていて、彼らのもとを訪れた。居士は、「譬えば、黒色の牛と白色の牛が1つの縄で繋がれていて、人が『黒牛は白牛の繫縛である』と、あるいは『白牛は黒牛の繫縛である』というのは正しいだろうか」と質問した。比丘らが「正しくない」と答えると、居士は「それと同様に、眼乃至意は諸色乃至諸法の繫縛ではない」と説いた。比丘らは居士を褒め称えた。

『雑阿含』572 (大正 02 p.151 下、国訳 02 p.163) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は菴羅林中に多数の上座比丘と共に住された。そのとき多数の上座比丘が食堂で、「眼乃至意が色乃至法に繋するの、それとも色乃至法が眼乃至意に繋するの」と議論していた。彼らはちょうどそこを通りかかった質多羅長者に、「長者はどのように考えるか」と尋ねた。長者は彼らに、「眼乃至意が色乃至法に繋するのでもなく、色乃至法が眼乃至意に繋するのでもない。縄に繋がれた白牛と黒牛のように、黒牛に白牛をつないでいるのでもなければ、白牛に黒牛をつないでいるのでもない」と答えた。質多羅長者は上座の所説を歡喜奉行した。

SN.041-002 (vol.IV p.283、南伝 15 p.430) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない]
あるとき多数の上座比丘たちがマツチカーサンダのアンバータカ園に住していた。そのときチッタ居士が長老比丘たちのもとを訪れて食事に招待した。早朝に、比丘たちはチッタ居士の住居 (nivesana) を訪れて座につくと、チッタ居士が「世尊はどのように種々の界を説いておられるか」と質問した。居士が3度尋ねるも、彼らは沈黙して答えられなかった。たまたま比丘たちの中にサンガの中でもっとも若い (sabbanavaka) イシダッタ (Isidatta) という比丘がいて、「世尊は『種々の界とは眼界・色界・眼識界、乃至眼界・法界・意識界である』と説いておられる」と答えた。チッタ居士は満足して、長老比丘らを手ずから供養した。

帰路、長老比丘がイシダッタに、「あの質問はそなたには明らかとなったであろうが、私には明らかではなかった。他の時に同じような質問が出たならば、そなたが明らかにしてくれ」と語った。

『雑阿含』569 (大正 02 p.150 下、国訳 02 p.159) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。そのとき質多羅長者が上座比丘らのもとにやって来て、「薄食を受けて欲しい」と翌日の食事に招待した。晨朝、上座比丘らが長者の家を訪れると、長者が「種々の界とは何か」と質問した。上座比丘らが答えに窮していると、衆中の下座である梨犀達多が、「種々の界とは眼界……意識界である」と答えた。質多羅長者は衆僧に飲食を供養し、上座比丘が長者のために説法した。上座比丘らは帰路に梨犀達多の即答を褒め称え、余の時にもそのようにしてくれといい、梨犀達多の所説を歡喜奉行した。

SN.041-003 (vol.IV p.285、南伝 15 p.433) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき多数の長老比丘たちがマッチカーサンダのアンバータカ園に住していた。そのときチッタ居士が長老比丘たちのもとを訪れて、翌日の食事に招待した。早朝に、比丘たちはチッタ居士の住居を訪れて座につくと、チッタ居士が「世間は常であるとか無常であるとか、あるいは世間は有辺であるとか無辺である、などと『梵網 (Brahmajāla)』に六十二見が説かれているが、こうした見解はどのような場合に起きるのか」と質問した。居士が3度尋ねたが、彼らは沈黙して答えられなかった。たまたま比丘たちの中にサンガの中でもっとも若いインダッタという比丘がいて、「有身見があればそれらの見解が起き、なければ起きない」などと手際よく答えた。居士が彼に関心を寄せて、「どこからやって来たのか」と尋ねると、彼は「アヴァンティ (Avanti) 国から来ました」と答えた。居士は未だ会ったことはなかったが、彼がアヴァンティに住む未見の友 (aditthasahāya) であったことを知って、この地に逗留すれば何も不自由させずに供養すると約束した。

帰路、長老比丘がインダッタに、「あの質問はそなたには明らかとなったであろうが、私には明らかではなかった。他の時に同じような質問が出たならば、そなたが明らかにしてくれ」と語った。しかし彼はマッチカーサンダを去って、再び戻ることはなかった。

『雑阿含』570 (大正 02 p.151 上、国訳 02 p.160) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。そのとき質多羅長者が上座比丘らのもとにやって来て、「世間では我ありと説いたり、衆生や寿命や吉凶を説くが、この見解は何を因縁とするのか」と質問した。上座比丘らが答えに窮していると、下座比丘である梨犀達多が「これらの見解は身見を因縁とする」と答えて、その見解を如何に滅するかを説いた。長者が彼の父親の名と出身地を尋ね、自分の父親と彼の父親とが善知識 (我及尊者二父本是善知識) であったことを知って、彼に「この地で過ごす限りは一生涯、衣服・飲食等を供養したい」と申し出た。彼は黙然として受けたが、その供養の障礙の故に久しく世尊のもとを訪れなくなった。

上座比丘らは長者のために説法した後、長者の家を去った。

SN.041-004 (vol.IV p.288、南伝 15 p.439) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき多数の上座比丘たちがマッチカーサンダのアンバータカ園に住していた。そのときチッタ居士が上座比丘たちのもとを訪れて、牛舎 (gokula) での食事に招待した。早朝に、比丘らがチッタ居士の牛舎を訪れると、居士は比丘らに酥の粥 (sappipāyāsa) を振る舞った。比丘らは食事を終えた後、うだるような暑さの中を帰ったが、その背後に居士も随った。比丘らの中にサンガの中でもっとも若いマハカ (Mahaka) という比丘がいて、神通力で清涼の風を起こし雨を降らせた。これを見た居士は彼にその他の神通力を示すように頼み、マハカは示した。居士はマッチカーサンダに逗留すれば何も不自由させずに供養することを約束した。しかし彼はマッチカーサンダを去って、再び戻ることはなかった。

『雑阿含』571 (大正 02 p.151 中、国訳 02 p.161) : [釈尊は登場しない] あるとき世

尊は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。そのとき**質多羅長者**が上座比丘らのもとにやって来て、「牧場での食事を供養したい」と願い出た。晨朝、上座比丘らが牧場の中にある長者の家を訪れ、長者自らの食事供養を受けた。食後、上座比丘らが長者に説法を終えると長者もその場を去ったが、帰路、彼らは酥酪の蜜をたらふく食して満腹であり、春後の月の熱き時でもあったので、道中、気持ちが悪くなった。このとき下座比丘の摩訶迦が神通力により涼風を起こし、それを見た質多居士は驚き、さっそく彼の房を訪ねて、「過人法の神足を示して欲しい」と願い出た。摩訶羅は居士に薪の上に白氈を被わせ、摩伽迦が火光三昧に入って火炎を出すと、白氈だけが燃えずに残った。これを見た長者は彼に、「この地で過ごす限りは一生涯、衣服・飲食等を供養したい」と申し出た。しかし摩訶迦はその申し出を受けず、障罪を利せしめんと欲しなかったがゆえに去って、再び戻ることはなかった。

SN.041-005 (vol.IV p.291、南伝 15 p.442) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき尊者**カーマブー** (Kāmabhū) はマツチカーサンダのアンバータカ園に住していた。そのとき**チッタ居士**がカーマブーのもとを訪れた。カーマブーは世尊の「欠けるところのない白い覆いのある車は1本の輻にて転ず。流れを断ち、束縛なく、苦なく、来たれるものを見よ」という偈を誦した。チッタ居士はこれは世尊の句であるかと質問し、しばらく考えてから、カーマブーに「欠けたところのないとは諸々の戒の別名であり、……来たれるものとは阿羅漢の別名である」と解説した。カーマブーは居士の智慧の深いこと、仏語に通じていることを賞讃した。

『雜阿含』566 (大正 02 p.149 上、国訳 02 p.154) : [釈尊は登場しない] あるとき釈尊は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。ときに**質多羅長者**が上座比丘らのもとにやって来たので、彼らは長者に説法し、それが終わると黙っていた。やがて長者は上座比丘らに挨拶し、**那伽達多比丘**の房を訪れた。このとき那伽達多是長者に、「世尊の『枝の青きに白を以て覆い、一輻にして転ずるの車、結を離るるを觀察し来たらば、流れを断じて復た縛せず』という句には、どのような意義が込められているか」と質問した。居士はしばし沈黙した後、「青とは戒、白く覆うとは解脱、一輻とは身念、転ずるとは転出、車とは止観、結を離れるとは三種の結（貪、恚、癡）を滅すること、觀察とは見、来たるとは人、流れを断ずるとは愛の生死に流れるのを断ずること、縛せずとは三縛（貪欲の縛、瞋恚の縛、愚癡の縛）を断ずることである」と解説した。那伽達多是長者がこの句を初めて聞いたことを知って驚き、あなたは賢聖の慧眼に入ることを得たと褒め称えた。質多羅長者は那伽達多の所説を聞いて歡喜奉行した。

SN.041-006 (vol.IV p.293、南伝 15 p.445) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき尊者**カーマブー**はマツチカーサンダのアンバータカ園に住していた。そのとき**チッタ居士**が彼のもとを訪れて、「行にはどれだけの種類があるか」と質問した。カーマブーは「身行、語行、心行の3種である」と答えると、居士はその各々の行、さらには想受滅定と3つの行との関係等を尋ねた。最後に居士が「想受滅定にはどれだけの利益があるか」と問い、カーマブーは「想受滅定には止と観の2つの大利

益がある」と答えた。

『雑阿含』568 (大正02 p.150上、国訳02 p.157) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。そのとき**質多羅長者**が上座比丘らのもとにやって来て上座比丘らに挨拶し、それから**伽摩比丘**のもとを訪れた。このとき長者は迦摩比丘に「行とは何か」と質問した。迦摩は「行とは身行、口行、意行である」などと答えた。さらに長者が「死と滅尽定に違いがあるのか」と質問すると、迦摩は死と滅尽定の相違、滅尽定への入定・出定などを解説した後、「滅の正受に入るには止と観をもってす」と説いた。質多羅長者は尊者迦摩の所説に歓喜し、礼をなして去った。

SN.041-007 (vol.IV p.295、南伝15 p.449) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき尊者**ゴータッタ** (Godatta) がマツチカーサングのアンバータカ園に住していた。そのとき**チッタ居士**が訪れたので、ゴータッタが「無量心解脱 (appamāṇā ceto-vimutti) と無所有心解脱 (ākiñcaññā ceto-vimutti) と空心解脱 (suññatā ceto-vimutti) と無相心解脱 (animittā ceto-vimutti) は、その意味も字句も別であるのか、あるいは意味は同じで字句が別であるのか」と質問した。居士はそれぞれを説明し、「これらの諸法は意義は1つであるが、名辞のみ異なる」と答えた。

『雑阿含』567 (大正02 p.149下、国訳02 p.155) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は菴羅聚落の菴羅林精舎に多数の上座比丘と共に住された。そのとき**質多羅長者**が上座比丘らのもとにやって来て説法を聞いたあと、**那伽達多**のもとを訪れた。那伽達多は長者に、「無量心三昧、無相心三昧、無所有心三昧、空心三昧は種々の義があるから種々に名づけたのか、それとも一義であるけれども種々の名があるのか」と質問した。居士はこの三昧は世尊が説かれたのかと質問し、しばし考えてから、「種々の義あって種々の味もあるといえるし、1義にして種々の味があるともいえる」と答え、その意味を解説した。那伽達多は長者がこれが前に聞いたことではないと知って驚き、あなたは賢聖の慧眼に入ることを得ていると讃歎した。長者は那伽達多の所説を聞いて歓喜して去った。

SN.041-008 (vol.IV p.297、南伝15 p.453) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] そのとき**ニガンタ・ナータプッタ** (Nigaṇṭha Nātaputta) はニガンタ派の大集団と共に (mahatiyā nigaṇṭhaparisāya saddhim) マツチカーサングに住した。これを聞いた**チッタ居士**が多数の優婆塞と共に彼のもとを訪れた。ニガンタ・ナータプッタはチッタ居士に、「あなたは沙門ゴータマを信じる (saddahati) か。無尋無伺の三昧はあるか。尋伺の滅尽はあるか」と質問した。居士が「世尊を信じるのではない (na khvāhaṃ ettha bhante Bhagavato saddhāya gacchāmi) ⁽¹⁾。無尋無伺の三昧があり、尋伺の滅尽がある」と答えると、彼は自分の大集団を見渡して、「この居士は何と正直で、諂誑なき者か。凡そ尋伺を滅尽すべしと思えるものは網で風を捕え、手でガンガーの流れを止めるようなものだ」と言った。そこで居士が「智 (ñāṇa) と信 (saddhā)、いずれが勝れているか」と尋ねると、ナータプッタは「信よりも智の方が勝れている (saddhāya kho ñāṇaṃ eva paṇītataraṃ)」と答えた。そこで居士

は四禪の教えを述べた。するとナータプッタは自分の大集団を見渡して、「この居士は何と不正直で、詭詐の者なるか」と言った。そこで居士は「あなたは先に言ったことと後で言ったことが違っている。十種の同法の質問 (dasa sahadhammikā pañhā 1～10の各質問・説示・釈答) してくるべきだ。あなたがそれらの意義を理解するとき、ニガンタ派の大集団と共に私に反撃すべきだ」と言って、十種の質問に至ることなくその場を立ち去った。

- (1) 註釈書はこの部分を、「智によって作証するのではない、信ずるべきであるが、自分は智によって作証した。この故に私は世尊を信じるのではないといったのである」と解説している。SN.-A. vol.III p.100

『雑阿含』574 (大正02 p.152中、国訳02 p.165) : [釈尊は登場しない] あるとき**世尊**は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。ときに**尼鞞若提子**が500人の眷族と菴羅林にいて、**質多羅長者**を弟子にしようとしていた。これを聞いた長者が尼鞞若提子のもとを訪れた。尼鞞は長者に、「あなたは沙門瞿曇を信じ、無覚無観三昧を得ているか」と質問した。長者は「信をもってしているのではない」と答えた。尼鞞は、「あなたは詭詐せず正直だ。覚や観を滅することは網をもって風をとらえ、一握りの土を盛ってガンガーの水を止めるようなものだ」といった。そこで長者が「信が前にあるのか、智が前にあるのか、どちらがすぐれているのか」と尋ねると、尼鞞は「信が前にあり、智が後にあって、智の方がすぐれている」と答えた。長者は「私は無覚無観にして第2禪を具足して住している。どうして信を用いる必要があるか」と反論した。尼鞞は「あなたは詭曲にして不正直だ」といった。長者は「前に言ったことと後に言ったことが違う。1問1説1記論ないし10問10説10記論がある。これを心得ずして私をよく誘おうと思ったものだ」と論駁した。尼鞞若提子は息を止め、頭を振って後も見ずに帰っていった。

SN.041-009 (vol.IV p.300、南伝15 p.457) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] そのとき**裸形梵志のカッサパ (Acela Kassapa)**がマツチカーサンダに住していた。これを聞いた**チッタ居士**は彼とは古き在家の友であったので、さっそくカッサパのもとを訪れた。チッタ居士が彼に「裸形梵志となってどのくらい経つのか」と尋ねると、彼は「たった30年である (timsamattāni)」と答えた。さらに居士が「その間に得たものは何か」と尋ねると、彼は「裸形 (naggeyya) と剃頭 (muṇḍeyya) と抜髪 (pāvāḷanipphoṭana) 以外にない」と答えた。一方、カッサパがチッタ居士に「優婆塞となってどのくらい経つか」と尋ねると、居士は「たった30年である」と答え、その間に得た四禪の教えをカッサパに説いた。この教えを聞いてカッサパは出家を願い出たので、居士は彼と共に長老比丘のところへ連れていき、カッサパは出家して具足戒を得た。そして間もなくして**阿羅漢の1人**となった。

『雑阿含』573 (大正02 p.152上、国訳02 p.164) : [釈尊は登場しない] あるとき**世尊**は菴羅林中に住された。そのときある**阿耆毘外道 (邪命外道)**が旧知の**質多羅長者**のもとへやって来た。長者が彼に「出家して何年になるのか」と尋ねると、彼は「20余年である」と答えた。また長者が「20年をすぎて過人法・究竟知見・安樂法を得たか」と聞くと、彼は「得られない。ただ裸形にして髪を抜き、乞食して人間を

遊行し、土中に臥するのみである」と答えた。そこで長者は「それは出要の道ではない」と告げた。邪命外道が「長者は沙門瞿曇の弟子となって何年になるのか」と聞くと、長者は「20年を経過し、再び生を繰り返すことがないという境地を目指している」と答えた。これを聞いた阿耆毘外道は途方に暮れ、「自分はどうすればよいだろうか」と言って泣き崩れたので、長者は彼を上座比丘らのもとへ連れて行って出家させた。彼は「出家して精進し、梵行を修すれば阿羅漢を得ることができるだろう」と考えた。

SN.041-010 (vol.IV p.302、南伝 15 p.460) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] そのときチッタ居士は病気に罹って重態であった。そのとき多数の神々が来集して、居士に「誓願によって未来世に転輪聖王となろう」と告げた。これに応じて居士が、「それは無常でもあり、不恒久でもある。それをもまた捨てて去るべきである」と呟くと、彼の朋友や同僚や親族・血族たちが「正念を確立されよ」と声を掛けた。そこで居士は「神々が‘持戒者、善法者の誓願は成就する’という思いにより私に掛けた声だが、これに応じて私の呟きはあなたの方に対して掛けた言葉である」と答えた。こうして居士は朋友や同僚や親族・血族たちに、「家にある一切の施物は持戒者、善行者に差別なく平等に施すように」と言い残し、彼らを仏・法・僧に淨信を起こさせ、捨を勧めた後に命終した。

『雜阿含』575 (大正 02 p.153 上、国訳 02 p.166) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は菴羅聚落の菴羅林に多数の上座比丘と共に住された。そのとき質多羅長者は病床にあって親族らに囲まれていた。諸天が現われて、「発願すれば転輪王になることができる」と告げた。長者は「もし転輪王となることができても無常・苦・空・無我である」と応えた。親族らが「氣を確かに持て」と声を掛けると、長者は床より起き上がって結跏趺坐し、「衆多の施を習行し、諸の良福田に施さば、この世において命終し、化して天上に生じ、五欲が具足して満ち、無量の心は悦樂す。この妙果報を獲るは無慳恪を以ての故なり、所処に在りて生を受くるに未だ曾て歡喜せざるにあらず」という偈を誦した後、命終して不煩熱天に生じた。このとき質多羅天子は‘ここに留まるわけにはいかない’と考え、上座比丘らを礼拝するために菴羅林に現われて、「我れ法を知るが故に来たり。仁者よ、応に知るべし。当に彼において涅槃すべし、この法は法にして是の如し」という偈を唱え、没して現われなかった。

[2-2] この「チッタ相応」と名づけられた一連の経を少しく分析しておく。

まずこれらの舞台は「マッチカーサンダ」であるが、「下意羯磨」制定の因縁譚において、「サーリプッタやマハーモッガッラーナたちがカーシ (Kāsi) を遊行してマッチカーサンダにやって来た」(Vin. *Kammakkhandhaka*)、「舍利弗と目連が500人の比丘らと共に、迦尸国より人間を遊行して、密林の中に至り阿摩梨園に住した」(『四分律』「呵責健度」)、「迦尸国に磨叉止陀という聚落があり、そこに質多羅居士という篤信の者がいた」(『十誦律』「般茶盧伽法」)としているからカーシ国にあったのであろう。ただし『五分律』「羯磨法」は「そのとき舎衛城から遠からざるところに菴摩勒林があり、そこに質多羅という居士がいた」としているが、これは誤伝承と解すべきであろう。よって「マッチカーサンダ」

はカーシ国にあったものと考えておく。

[2-3] これら一連の経の特徴は釈尊が登場しないということである。もっとも対応漢訳においては仏在処が記されているが、その仏在処は「菴羅聚落の菴羅林」とされている。ただしこの「菴羅聚落の菴羅林」というのは、パーリにおいて上座比丘たちが住していたとされる「マッチカーサンダのアンバータカ園」をさすのであろうから、漢訳の記述を素直に信じることはできない。

そしてSN.041-005ではチッタ居士は、「欠けるところのない白い覆いのある車は……」の句は釈尊の言葉であるかと質問し、『雑阿含』567では無量心三昧などは釈尊の教えなのか、と質問したとされている。彼は自ら「自分が優婆塞となり、ゴータマの弟子となってから30年（漢訳は20年余）」と語っているが、SN.041-008=『雑阿含』574の「世尊を信じているのではない」という微妙な発言を見ると、ひょっとするとチッタ居士は釈尊には直接会ったことがなかったのかもしれない。確かに「下意羯磨」の制定因縁においても釈尊がマッチカーサンダに住されたという記述はないし、原始仏教聖典の中には明確にマッチカーサンダを仏在処とするものはない。『雑阿含』が仏在処としているとしても素直には信じられないから、釈尊はここを訪れたことはないという可能性は十分にあるであろう。そして以下の資料を見てもチッタ居士が商用で他所に出かけたという記述も見あたらないから、とするならばチッタ居士は釈尊とは直接に会う機会がなかったとしてよいであろう。

[2-4] この一連の経を大きくグループ分けすると、4つになる。

第1は、SN.041-001～SN.041-004とこれに相応する『雑阿含』であって、これらはマッチカーサンダのアンバータカ園に住していた上座比丘たちが一方の主人公である。イシダッタとマハカという若い比丘の名があげられるものがあるが、彼らも上座比丘たちの一員である。

第2は、SN.041-005～SN.041-007とこれに相応する『雑阿含』であって、これらは上座比丘たちという集団が主人公ではなく、尊者カーマブーと尊者ゴータッタという個人としての比丘が主人公である。

第3は、SN.041-008とSN.041-009とこれに相応する『雑阿含』であって、この経の主人公はニガンタ・ナータプッタと裸形梵志のカッサパという外道である。

そして第4は、SN.041-010とその相応『雑阿含』であって、ここには神々が登場する。

この一連の経に登場するチッタ居士以外の人物については、後に項を改めて調査する。

[2-5] この中には時間的なものを示唆する情報がいくつか含まれている。

まず第1は、SN.041-010=『雑阿含』575であって、これにはチッタ居士が命終したとされている。しかし他の経では元気なチッタ居士が登場するから、少なくとも他の経はこの経よりも時間的には前であることは明らかである。要するにこれらの経は同一時期のものではないということである。

第2に、SN.041-009においてはチッタ居士は優婆塞になってから30年としている。相応する『雑阿含』は20余年とするから年数は異なるが、この時点でチッタ居士は釈尊の教えに帰信してから相当の年月を経過していたことになる。また全体的にみて、ここに登場するチッタ居士はすでに、「説法者中の第1」「智慧第1」と称され、優婆塞の手本とされるような人物となっていたと思われるから、けっして若くはなかったといってよいであろう。

ところが SN.041-003 においてはチッタ居士がサンガの中でもっとも若いイシダッタという比丘と「未見の友」であるとしている。これに相応する『雑阿含』570 は彼らの父親居士が善知識であったとする。パーリによるとすれば、チッタ居士がそう若くないのに、イシダッタが若くてしかも友人であったというのは矛盾するようと思われる。しかし若いというのは法臘のことであって、生理年齢はそれなりの年齢に達していたのではないかと想像してもよいであろうが、『雑阿含』では双方ともに若かったということになるだろうか。しかし前述したように一連の経全体からは、チッタ居士が青年の若さであったとは考えられない。

第3に、ニガンタ・ナータプッタが登場する経があることである。仏教の伝承ではナータプッタは釈尊よりも先に亡くなったとするから、この時点では釈尊は生存していたことになるが、この経の中ではナータプッタはニガンタ派の大集団を引き連れていたとか、500人の眷族と一緒にあったとするから若い時ではないであろう。というよりも原始仏教聖典にニガンタ・ナータプッタが登場するのは、彼が釈尊教団として睥睨すべからざる勢力を持っていたからであって、そのような意味からもけって若い時ではなかったといえることができる。

そして第4には、SN.041-003 に『梵網 (Brahmajāla)』の 62 見が言及されていることである。おそらくさまざまな見解があることを表わしたのであって、固有名詞としての「梵網経」に言及しているのではないであろうが、念のために付言すれば、近々に【研究ノート】⁽¹⁾として公刊する予定の DN.001 *Brahmajāla-s.* (梵網経) の説時推定において検討するように、この経は『涅槃経』に記された釈尊最後の旅の、不退法を説かれた靈鷲山からナーランダラーに至る中間のアンバラッティカー園にある国王の休憩堂 (Ambalaṭṭhikā rājagārika) において説かれたものと考えられる。すなわち説時は釈尊 78 歳＝成道 44 年の雨安居後ということになる。

(1) 【4】の [3] の註 (1) を参照されたい。

[2-6] 以上を総合すると、「チッタ相応」に含まれる経はすべてが同一時期のものではないとしても、その晩年のものということになる。むしろ最晩年を想像させる。優婆塞になってから 30 年として、その帰信の考えうるもっとも早い時期は釈尊 35 歳の成道の時であるが、チッタ居士は釈尊と直接に会ったことはないようであるから、このようなことはありえない。おそらくチッタ居士は釈尊から直接に優婆塞となる許可を与えられたのではなく、仏弟子の誰かから三帰依戒を与えられて優婆塞となったのであろう。初転法輪時の五比丘に続いて仏弟子となったヤサの両親と妻が三帰依戒を称えて優婆塞となった最初とされているが、仏弟子からこのような形で優婆塞となる許可が与えられるようになったのは、やはり十衆白四羯磨具足戒の制度が制定されてブツダの教団が正式に発足した釈尊 46 歳＝成道 12 年以降のことではなかろうか。とするならばこれらの経に登場するチッタ居士が優婆塞となってから 30 年たったとすれば、釈尊の 76 歳のころよりも早いとは考えられない。もし 20 年としても 66 歳よりも後ということになる。

これら一連の「チッタ相応」に含まれる経には時間的な幅がありそうであるが、釈尊 70 歳＝成道 36 年以降としておきたい。この年はコーサンビーのサンガが破僧を起し、在家信者たちの信頼を失って存続の危機に陥ったので、舎衛城におられる釈尊のところまでやってきて和合したという事件があった。サンガの既成化が始まり、在家信者たちの視線が厳しくなったところである。

- (1) 近々に *Dīgha-nikāya* とこれに相応する漢訳経の説時年次を考察した「*Dīgha-nikāya* と相応漢訳諸経の説示年代の推定」なる論稿を公刊する予定である。

[3] 以上の外にもチッタ居士が登場する文献がある。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.455 下、国訳 10 p.169)：世尊は舍衛城に住された。そのとき鉢羅真国に 2 人の比丘がいて、世尊を問訊しようとしてやって来たが蜂聚落に至って 1 人が病気になった。2、3 日をへて他の比丘が「先に行く、病気が癒えてから来い」と言うと、病比丘は「自分が癒えるまで待ってくれ」と言った。それでも他の 1 人が、病比丘を質帝利居士に託して去ろうとすると、居士は「行きたいならば行くがよかろう。きっと世尊はあなたを戻されるであろう」と忠告した。

去った比丘が世尊のもとを訪れると、世尊は「そなた達は姓が異なろうとも同一の釈種となったのであるから、互いに看病し合わなければ誰が看るといのか。すぐに戻りなさい」と教誡された。

鉢羅真国あるいは蜂聚落というのはマッチカーサンダをさすのであろうか。いずれにしてもそう役に立つ情報を含むとは考えられない。

[4] ところで [2] に紹介したチッタ居士が登場する経には、サーリプッタやモッガッラーナなどほぼ全經典に出ずっぱりといってもよい仏弟子以外にも何人かの人物が登場する。

イシダッタ (Isidatta) = 梨犀達多という若い比丘

マハカ (Mahaka) = 摩訶羅という若い比丘

カーマブー (Kāmabhū) = 迦摩比丘

ゴータッタ (Godatta) 比丘とこれに相応する漢訳の那迦達多比丘

裸形梵志のカッサパ (Acela Kassapa)

である。

なお那迦達多は、パーリのゴータッタのほかマハカにも充てられている。

以下にこれらの人物を調査する。

[4-1] まずイシダッタ (Isidatta) = 梨犀達多という若い比丘である。この名に似た人物は他の経にも登場するが、確実にこの人物と同定できるものはない。

ただし *Theragāthā* の註釈書によれば、その第 120 偈の作者イシダッタ (Isidatta) はこの人物とされている。この偈は

五蘊は完全に知られ、その根はしっかりと断たれた。

苦しみの消滅に到達し、私は汚れの消滅に達している。

という内容であるが、この註釈書によれば、「イシダッタはアヴァンティ国のヴァッタ村の隊商主の息子として生まれ、成年に達するとマッチカーサンダのチッタ居士のまだ見ぬ友人となり、彼が送ってくれた手紙によって仏の教えに信仰心を持ち、マハーカッチャーナのもとで出家して、ほどなく六神通を得た」(趣意)としている⁽¹⁾。これは先に紹介した SN.041-003 = 『雑阿含』570 を下敷きに行っていることは明らかであるが、六神通の話は SN.041-004 = 『雑阿含』571 を下敷きとしているのかもしれない。しかし後者の登場人物はマハカ (Mahaka) 比丘 = 摩訶羅比丘である。

なお SN.041-002=『雑阿含』569 と SN.041-003=『雑阿含』570 に登場するイシダッタは一番下座に坐っていたとされているが、テラガーター第120偈の作者イシダッタは少なくとも上座 (thera) となっていたのであるから、その若いころのことであるということになる。ただしここにいる「もっとも若い (sabbanavaka)」というのは、『雑阿含』がいうように「衆中の下座」ということであって、法臘が若いということであるとも考えられることは前述したとおりである。確かに法臘と生理年齢は一致するのが普通であろうが、チッタ居士と友人であったとすれば、生理年齢は優婆塞となってから30年ほどもたったチッタ居士と同年配であったと考えてもおかしくない。

(1) 『仏弟子達のことば註』1 p.542

[4-2] マハカ比丘 (Mahaka) = 摩訶羅比丘はこの経にしか見いだせない。

[4-3] 次にカーマブー比丘 (Kāmaabhū) = 迦摩比丘である。この比丘が登場する他の経には次のものがある。

SN.035-192 (vol.IV p.165、南伝 15 p.262) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない]

あるときアーナンダとカーマブーはコーサンビーのゴーシタ園に住していた。そのときカーマブーは夕方に独坐より起ってアーナンダのもとにやって来て、「六根 (眼、耳、鼻、舌、身、意) が六境 (色、声、香、味、触、法) の繫縛なのか、あるいは六境が六根の繫縛なのか」と質問した。アーナンダは「黒牛と白牛が1本の鎖でつながれているとしよう。黒牛が白牛に繋がれているのでもなく、白牛が黒牛に繋がれているのでもないように、何れでもない。両方を縁として生ずる欲貪が繫縛である」と答えた。

『雑阿含』559 (大正 02 p.146 中、国訳 02 p.146) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は波羅利弗妬路国に住された。そのとき阿難と迦摩は波羅利弗妬路の雞林精舎に住しており、迦摩が阿難のもとにやって来て、「眼があり色があり乃至意があり法があっても覚知しないのは、有想であっても覚知しないのか、それとも無想であるから覚知しないのか」と質問した。阿難は「四禅定 (初禅、二禅、三禅、四禅)、空入処、識入処、無所有入処を具えるものは有想にして覚知せず、無相心三昧を具えるものは無想にして覚知せず」と答えた。2人の正士は論議しあい歡喜隨喜して座より起って去った。

『雑阿含』752 (大正 02 p.198 下、国訳 02 p.247) : ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき迦摩が世尊のもとにやって来て、「欲とは何をいいますか」と質問した。世尊は「欲とは五欲の功德である。五識で五境を愛し念じて欲樂を増長させることで、これは八聖道を修すれば断ずることができる」と説かれた。迦摩は世尊の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』808 (大正 02 p.207 中、国訳 02 p.276) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は迦毘羅越の尼拘律樹園に住された。このとき釈迦族の摩呵男が迦磨比丘のもとを訪れて、「学住は如来住なのか、それとも異なるのか」と質問した。迦磨は「学住と如来住とは異なる。学住とは五蓋を断じて住することであるが、如来住は五蓋の根

本を断ずること多羅樹の頭を切るが如くであって、未来世において生じない。かつて世尊が一奢能伽羅林中 (Icchānaṅgala) で2月坐禅されて、その間食事を運ぶ比丘と布薩以外は往来せしめてはならないと告げられて現法樂住されたように、学住と如来住は異なる」と答えた。摩呵男は迦磨比丘の所説を聞いて歓喜し、座より起って去った。

これらの経のうち、SN.035-192、『雑阿含』559、『雑阿含』808には釈尊が登場せず、またパーリには仏在処も記されないということに注意しておく必要がある。また『雑阿含』559の阿難と迦磨が住したという波羅利弗妬路 (Pāṭaliputta) の雞林精舎 (Kukkuṭārāma) は釈尊在世中にはまだ建設されていなかった⁽¹⁾。したがってこれらは釈尊入滅後の経である可能性が高い。

なお SN.035-192の黒牛と白牛の喩えは、SN.041-001=『雑阿含』572のチッタ居士の話を取つとさせる。ちなみに黒牛と白牛の喩えは、SN.035-191⁽²⁾=『雑阿含』250⁽³⁾のサーリプッタとマハーコッティタの会話中のサーリプッタの言葉の中にも見いだされる。

また2ヵ月間釈尊が現法樂住されたとする『雑阿含』808に相応するパーリ聖典はSN.054-012⁽⁴⁾であって、内容はまったく同じであるがこの主人公は尊者ローマサヴァンギーサ (Lomasavaṅgīsa) である。‘Lomasavaṅgīsa’はPTS本の註によれば、異本では‘Lomasakambhiya’となっているとしているが、おそらくはMN.134 Lomasakaṅgiya-bhaddekarata-s.⁽⁵⁾、Theragāthā v.027⁽⁶⁾=『仏弟子達のことば註—パラマッタ・ディーパニー』⁽⁷⁾、Apadāna 03-55-545⁽⁸⁾中に現われる‘Lomasakaṅgiya’、『中阿含』166「釈中禅室尊経」⁽⁹⁾に現われる盧夷強者に相当するであろう。この人物も釈迦族出身で、カピラヴァットゥを中心に活動していたとされている。

それはともかく『雑阿含』808が、かつて釈尊が一奢能伽羅林中 (Icchānaṅgala) で2月間 (3ヵ月とするものや、半月とするものもある) 坐禅をされて現法樂住されたことがあるというのは、SN.054-011⁽¹⁰⁾=『雑阿含』807⁽¹¹⁾や『雑阿含』481⁽¹²⁾と『根本有部律』「藥事」⁽¹³⁾をさす。‘Icchānaṅgala’はコーサラ国の舎衛城の近くにあり、これらの記述から、釈尊はここにおいて雨安居を過ごされたことがあると考えられ、われわれはそれを釈尊49歳=成道15年の時であったと考えている。とするならば主人公の名前はともかく、イッチャーナンガラの現法樂住に言及するのであるから、『雑阿含』808の説時は釈尊49歳=成道15年も以降のことということになる。

なお SN.035-192=『雑阿含』559は阿難も主人公の1人である。とするとこの経の説時は阿難が秘書室長になった釈尊54歳=成道20年の雨安居以降ということになる。

『雑阿含』752には釈尊が登場するから、これを釈尊入滅後の経とすることはできないが、上記の経を総合的に判断すると、カーマブー比丘=迦磨比丘は釈尊の最晩年に活動した人物としてよいであろう。

(1) 【研究ノート9】森章司「『涅槃経』の遊行ルート—特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について—」『モノグラフ』第19号 2014年9月 p.207参照

(2) vol.IV p.162、南伝15 p.259

(3) 大正02 p.060上、国訳01 p.203

(4) vol.V p.327、南伝16下 p.202

(5) 盧夷強者一夜賢者経 vol.III p.199、南伝11下 p.236

- (6) p.005
 (7) 村上真完・及川真介訳 第1巻 春秋社 2013年4月 p.194
 (8) p.504、南伝 27 p.344
 (9) 大正 01 p.698 下、国訳 06 p.073
 (10) vol.V p.325、南伝 16 下 p.201
 (11) 大正 02 p.207 上
 (12) 大正 02 p.122 中
 (13) 大正 24 p.032 下、国訳 23 p.119

[4-4] 次に尊者**ゴータッタ** (Godatta) である。 *Theragāthā* vs.659~672 (1) の作者は Godatta であるが、その註釈書 (2) においてはチッタ長者との関係には関説していない。とすれば註釈書は今のゴータッタをイメージしていないのであろう。この他にはこの人物に言及する文献はない。

- (1) p.067、南伝 25 p.236
 (2) 『仏弟子達のことは註』第2巻 2014年2月 p.560

[4-5] 漢訳『雑阿含』では、パーリのマハカとゴータッタの両方が**那迦達多**に充てられている。那迦達多は 'Nāgadatta' の音写語であろう。この人物は次の文献に現われる。

SN.009-007 (vol. I p.200、南伝 12 p.347) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき尊者**ナーガダッタ** (Nāgadatta) がゴーサラ国のある叢林にいた。そのときナーガダッタは朝早くに村へ入って乞食し、午後遅くに帰って来た。そこで叢林に住む神が、「そなたは時を弁えて入れ。あまりにも長く在家者と交わり、苦楽を共にしている。そのようなことをしていると悪魔の領域に墮ちるぞ」という偈をもって諫めた。彼は驚いた。

『雑阿含』1342 (大正 02 p.369 下、国訳 03 p.389) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者**那迦達多**が拘薩羅国の人間に在って、ある林の中に住して在家や出家との交友を頻りにしていた。そこで林に住む天神が、「比丘よ、朝早くに出でて、暮れに迫りて林に還り、道俗相習近し、苦楽必ず同じく安んず、家の放逸を起し而して魔の自在に随わんを恐る」と偈で諫めた。那迦達多はこれ聞いて専精に思惟し、諸の煩惱を断じて阿羅漢を得た。

この2つの経はよく相応するが、両方共に釈尊は登場せず、SN.009-007には仏在処の記述もない。釈尊入滅後の経である可能性を否定できない。

[5] 次に**裸形梵志のカッサパ** (Acela Kassapa) であるが、この人物が登場する文献はかなり多いので、新たな項を立てて検討する。

[5-1] 裸形梵志のカッサパが登場する文献には次のようなものがある。

DN.008 *Kassapa-sihanāda-s.* (迦葉師子吼経 vol. I p.161、南伝 6 p.231、片山・長部 2 p.163) : あるとき世尊はウジュンニャーのカンナカッタラ鹿野苑 (Ujuññāyaṃ Kaṇṇakatthala-migadāya) に住された。そのとき**裸形梵志カッサパ**が世尊のもとにやって来て、「誹謗する気持ちはないが、沙門ゴータマはすべての苦行者を非難する (Samaṇo Gotamo sabban tapam garahati) と聞いたが、本当か」と、尋ねた。世尊は「そうではない。苦行者も悪趣に生まれることもあれば善趣に生まれることもあ

る。私は時に適い (kāla-vadī)、真実で (bhūta-vadī)、義あり (attha-vadī)、法に合し (dhamma-vadī)、律に適う語 (vinaya-vadī) を説き、八聖道 (正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念) を説く」と答えられた。

そこで裸形梵志カッサバは、「ある沙門や婆羅門は裸形であったり、野菜しか食べなかったり、麻衣しか着なかったりするなどの苦行（その他種々の苦行があげられている）をすることが沙門と称するに足り (sāmañña-saṃkhāta)、婆羅門と称するに足る (brāhmañña-saṃkhāta) と言っているがどうか」と質問した。世尊は「そのようなものは沙門と称するに足り婆羅門と称するに足るものから遠い。戒・心・慧を具足し、慈心を修して、漏尽の心解脱と慧解脱を得るのが本当の沙門であり、婆羅門である」と説かれた。

そして世尊が、「かつて私が王舎城の靈鷲山にいたとき、**苦行梵行者であるニグローダ (tapasa-brahma-cārin Nigrodha)** が優れた放棄 (adhijeguccha) について質問し私がそれに答えたとき、彼は大いに喜んだ」と語られると、裸形梵志カッサバは、「誰か喜ばない者があるでしょうか、私も世尊のもとで出家具足戒を受けたい」と願い出た。世尊は「他の宗派に属していた者は4ヵ月間の別住をしなければならない。そして4ヵ月間が経過した後、比丘らの同意があれば出家させます。しかし人によって違います、人による相違 (puggala-vemattatā) は私が判断します」と答えられると、彼は、「それならば私は4ヵ年の別住をします」と言った。そのとき彼は世尊のもとで出家・具足戒を受け、久しからずして阿羅漢となった。

『長阿含』025「裸形梵志經」（大正01 p.102下、国訳7 p.350）：あるとき世尊は1,250人の比丘らと共に委若国の金槃鹿野林中に住された。ときに**迦葉**という**裸形梵志**が世尊のもとにやって来て、「沙門瞿曇は一切の祭祀の法を呵責し、諸々の苦行者を罵ると聞いたが、それはあなたを誹謗するものではないか」と尋ねた。世尊は「それは私を誹謗するものである。苦行者の中には地獄に墮ちる者もいれば天の善処に生まれる者もいる。法には沙門・婆羅門と同じきものもあり異なるものもある。私は時説者、実説者、義説者、法説者、律説者である。しかし汚れた苦行によって婆羅門、沙門の名を得るものがある。裸形で、夜食を受けず、莎衣を着、常に手を挙げる者などがいる（その他種々の苦行があげられている）。しかし本当の沙門は三明を得、漏尽智を生ずることである」と説かれた。

そして「昔、羅閱祇の高山の七葉窟において**尼俱陀梵志**のための清浄な苦行を説いたことがある。その時に梵志は歡喜して私を稱賛した」と語られた。迦葉は「誰か瞿曇に浄信を生じ稱賛しないものがあるろうか。私も瞿曇に帰依し、出家・具足を得たい」と言った。世尊は「四月別住してその後に出家・具足を得ることができる。ただしその人を観る」と説かれた。彼は「それでは私は4年間の観察を受けます」と言った。その時彼は世尊のもとで出家・具足を得て、いまだ久しからざるに阿羅漢を得た。

MN.124 *Bakkula-s.* (薄拘羅經 vol.III p.124、南伝11下 p.149、片山5 p.384) : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] あるとき尊者**バックラ (āyasmā Bakkula)** は王舎城の**迦蘭陀竹園**に住していた。そのとき在家時代の友人であった**裸形梵志カッサ**

パ (Acela-Kassapa) がバックラのもとにやって来て、「出家以来、どのくらい年数を経たか」と質問した。バックラは「出家して80年 (asīti vassāni pabbajitassa) です」と答えた。カッサパがさらに「その間、何回姪法を行ったか」と問うと、「欲想が起こったことさえない、居士衣や招待食を受けたことも、婦人や比丘尼らに法を説いたことも、沙弥を養ったことも、病気に罹ることも、横臥したこともなく、私は7日間煩悩あるものとして国の施食 (raṭṭhapiṇḍa) ⁽¹⁾ を食べましたが、8日目に智が生じました (aññā udapādi)」と答えた。これを聞いたアチェーラ・カッサパは出家して具足戒を受け、久しからずして阿羅漢となった。後刻バックラは精舎を経巡って、「今日、我は般涅槃する」と宣言して、比丘らの中に坐して般涅槃した。

(1) 「国の施食」については、【論文15】森章司・金子芳夫「パーリ仏典における *janapada* と *raṭṭha*」(「モノグラフ」第13号 2008年3月) p.183以下を参照されたい。

SN.012-017 (vol. II p.018, 南伝13 p.026) : 世尊は王舎城の竹林精舎に住された。そのとき世尊が乞食のために王舎城に入られると、裸形梵志カッサパが見て近づき、「苦は自作であるか、あるいは他作であるか」などと質問し、世尊は彼に十二因縁の教えを説かれた。彼は教えを聞いて出家受戒を願い出た。異学者が具足戒を受けるには4ヵ月間の別住を必要とするが、世尊は「我は人の差別を知る」と言われた。彼は「それでは私は4年間別住します」と答えた。彼は世尊のもとで具足戒を得た。彼は久しからざるに阿羅漢果を得た。

『雑阿含』302 (大正02 p.086上、国訳01 p.299) : 世尊は王舎城の耆闍崛山に住された。その時世尊は乞食のために王舎城へ入られた。これを阿支羅迦葉が見て、「苦は自作か、他作か」などと質問した。世尊は「無記である」と答えられ、中道、縁起の教えを説かれた。彼は法眼浄を得、仏法僧に帰信したが、世尊と別れてすぐに牛に殺された。世尊は般涅槃したと記された。

また、『中阿含』034「薄拘羅経」⁽¹⁾ は内容的に上記 MN.124 *Bakkula-s.* に相応するから、ここに登場する「一異学」がカッサパにあたる。この経の概要は次の如くである。

世尊が般涅槃されて久しからずしてのことであった。尊者婆拘羅が王舎城の竹林迦蘭哆園にいて、出家前の朋友である一異学が彼のもとにやって来た。この異学が「正法律中において学道すること何年であるか」と尋ねると、彼は「80年である」と答えた。さらに異学が「その間、姪欲を行じたことがあるか」と尋ねると、彼は「欲想さえ起こしたことがない。居士衣、招待食を受けたこともなく、女人の顔を見たこともなく、沙弥を蓄えたこともなく、頭痛があったこともなく、結跏趺坐して壁に倚ったこともない。私は3日で三達証を得た」と答え、「私は坐したまま般涅槃する」と宣言して般涅槃した。そのとき異学ならびに諸比丘は所説を聞いて歓喜奉行した。

(1) 大正01 p.475上、国訳4 p.171

[5-2] 上記のうち『中阿含』034を除く他のすべては、裸形梵志カッサパがその時出家具足を得て、久しからずして阿羅漢果を得たとする(ただし『雑阿含』302は帰信してすぐに牛に殺されたが、世尊によって般涅槃したと記されたとしている)。『中阿含』034は最後まで「異学」という表現で終わるからこれは釈尊の教えに帰信したとしないわけであるが、

この経は MN.124 に相応するのであるから、特別に扱う必要がないであろう。そしてこういう点においては、上記の「チッタ相応」に登場する裸形梵志カッサパと重なるわけである。

ところでここでのカッサパが具足戒を受けた時期を整理すると次のようになる。

DN.008 : 世尊が ウジュンニャーのカンナカッタラ鹿野苑 (Ujjuññāyaṃ Kaṇṇakatthala-migadāya) に住されたとき。すなわち 仏在世中。

『長阿含』025 : 委若国の金槃鹿野林中に住されたとき。すなわち 仏在世中。

MN.124 : 尊者バックラが出家してから 80 年と語ったとき (仏在処の記載なく、釈尊も登場しない)。釈尊 35 歳の成道時に出家したとしてもこのとき釈尊は 115 歳、すなわち 入滅後 35 年。

『中阿含』034 : 世尊が 般涅槃 されて久しからずのとき。このとき尊者婆拘羅は出家して 80 年と語る。釈尊 35 歳の成道時に出家したとしてもこのとき釈尊は 115 歳、すなわち 入滅後 35 年。

SN.012-017 : 世尊は 王舎城の竹林精舎 に住されたとき。すなわち 仏在世中。

『雑阿含』302 : 世尊は 王舎城の耆闍崛山 に住されたとき。すなわち 仏在世中。

ちなみに「チッタ相応」では、

SN.041-009 : [仏在処の記載なく、釈尊も登場しない] このときカッサパは裸形梵志となってから 30 年と語る。先にこれは「釈尊 76 歳のころよりも早いとは考えられない」としておいた。

『雑阿含』573 : [仏在処は菴羅林、ただし釈尊は登場しない] このときある邪命外道が邪命外道となってから 20 余年と語る。先にこれは「釈尊 66 歳のころよりも後」としておいた。

このように諸文献においては、裸形梵志カッサパが釈尊の教えに帰信し、出家具足戒を受けたとする時期は区々さまざまである。これによっても仏典の「その時誰々が優婆塞となった」とか「出家具足戒を得た」という記述はあまり信頼性がおけないといわざるをえない。したがってこれらの経の説時をいつとするかは悩ましいが、明確に仏滅後としたりそれを示唆するものは仏滅後の経としなければならないであろうが、他のものは釈尊最晩年 (75 歳以降) のものとするしかないであろう。

[5-3] 以上のうち DN.008 = 『長阿含』025 では、かつてあったこととして苦行梵行者であるニグローダ=尼俱陀梵志に言及する。これは

DN.025 *Udumbarikasihanāda-s.* (優曇婆羅師子吼經 vol.Ⅲ p.036、南伝 08 p.047、片山 5 p.080)

『長阿含』008 「散陀那經」 (大正 01 p.047 上、国訳 7 p.174)

『中阿含』104 「優曇婆羅經」 (大正 01 p.591 中、国訳 5 p.107)

施護等訳『尼拘陀梵志經』 (大正 01 p.222 上)

に記されている事績のことであり、したがってこの事績はこの DN.008 = 『長阿含』025 に記される事績よりも前のことになるが、これは今取り上げている問題とは直接の関係がないので、省略する。

[5-4] 仏在処については、DN.008 = 『長阿含』025 は裸形梵志カッサパの住所とともにウジュンニャーのカンナカッタラ鹿野苑=委若国の金槃鹿野林としている。ウジュンニャー

なる土地の所在はわからないが、MN.090 *Kaṇṇakatthala-s.* (1) = 『中阿含』212「一切智経」(2) ではコーサラ国王パセーナディが所用でここに来ていたとするから、ウジュンニャーはコーサラ国内にあったのであろう。

そしてこれ以外のカッサパの住所は王舎城である。また先に紹介したチッタ居士が登場する経のカッサパの所在はカーシ国のマッチカーサンダであるから、本人が「乞食して人間を遊行し、土中に臥する」というように諸国を遊行して歩いていたのであろう。

(1) 普棘刺林経 vol. II p.125

(2) 大正 01 p.792 下、国訳 06 p.351

[6] 以上、「下意羯磨」制定因縁の中心人物たるチッタ居士とその周辺にいた人物たちを調査してきた。

チッタ居士自身をはじめとして、イシダッタについては若干の問題なきにしもあらずであるが、その他の人物は、カーマブー比丘にしても、『雑阿含』のいう那迦達多比丘はあるいは釈尊入滅後に活動した人物かとも思われ、また裸形梵志のカッサパが出家・具足戒を受けたのも釈尊の最晩年もしくは入滅後のことであったと考えられる。ということは「下意羯磨」制定の時期も釈尊最晩年のことでなければならない。

[6] 「不見罪拳羯磨」と「不懺悔罪拳羯磨」制定に係る関連資料

これらの制定因縁の仏在処はコーサンビーのゴーシタ園で、悪行比丘はチャンナ(Channa) = 闍陀 = 車匿である。

このチャンナは釈尊が入滅される時、梵壇刑 (brahma-daṇḍa) に処せと遺言されたそのチャンナであろうと考えられる。このときの遺言の内容は次のとおりである。【論文 19】「コーサンビーの仏教」(1) の第【7】節において記したものを再録する。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.154、南伝 07 p.142) : 「阿難よ、私の死後、チャンナ比丘に梵壇をなしなさい。「世尊よ、梵壇とはどのようにするのでしょうか」。「阿難よ、チャンナ比丘は欲すれば語ってよいけれども、彼は比丘らによっては話しかけられるべきではないし、訓戒されるべきではないし、教誡されるべきではない (Channo bhikkhu yaṃ iccheyya taṃ vadeyya, so bhikkhūhi n' eva vattabbo na ovaditabbo na anusāsitabbo)」。

『長阿含』02「遊行経」(大正 01 p.026 上、国訳 07 p.105) : 阿難は仏に言った。「闍怒比丘は虜辱自用 ② しています。仏が滅度された後、これをどのようにすべきでしょうか」と。仏は言われた。「私の滅度の後に、もし闍怒が威儀に従わず、教誡を受けなければ梵壇罰を行いなさい。諸比丘は共に語ってはいけないし、往返・教授してはならない」と。

白法祖訳『仏般泥洹経』(大正 01 p.168 下) : 阿難は仏に言った。「梅檀という比丘が あって、大麥怒りっぽくて争いばかりしています、世尊の泥洹された後どういたしましょうか」と。仏は答えられた。「私が般泥洹したら、あなた方は共に語ってはなら

ない、話しかけてはならない。そうすれば梅檀比丘は比丘と争うことを慚愧するであろう」と。

失訳『般泥洹経』(大正01 p.184中)：阿難が仏に言った。「慍比丘はたいへん粗暴で争いばかりしています。仏が泥洹された後どういたしましょうか」と。仏は答えられた。「私が泥洹したら、慍比丘には梵壇罰をなしなさい。皆は黙っていて、共に語ってはならない。そうすれば彼は慚愧するであろう」と。

法顕訳『大般涅槃経』(大正01 p.204下)：仏は阿難に命じられた。「車匿比丘に重罰を与えなさい」と。阿難は「どのように与えるのでしょうか」と尋ねた。「重罰を与えるというのは、一切比丘は共に語ってはならない」と答えられた。

『増一阿含』042-003(大正02 p.751下、国訳09 p.257)：阿難は車那比丘をどうすればよいでしょうかと尋ねた。世尊は、「梵法をもってこれを罰しなさい」と答えられた。阿難は「梵法というのはどのように罰することでしょうか」と尋ねた。世尊は「車那比丘とともに語ってはならない。善と言ってもならないし、悪と言ってもならない、そうすればこの比丘から語りかけるということはないであろう」と答えられた。阿難は「もしそうできなければ重い罪を犯すことになるのでしょうか」と質問した。世尊は「共に語らないというのは梵法の罰で、これでもって改まらなければ衆のなかに連れてきてみんなで糾弾し、共に説戒してはならないし、共に法会に従事してはならない」と答えられた。

これによれば梵壇刑とは「共に語ってはならない」という罰に処せられることである。ここに扱う「不見罪拳羯磨」と「不懺悔罪拳羯磨」の罰は「不共住」とならしめることであり、これも「仲間はずれ」「村八分」的な処罰であるが、この梵壇刑はもっと徹底されていることができる。「不共住」は罪を犯した者に対する禁止令であって清浄比丘に対する義務ではないが、梵壇刑はむしろ清浄比丘たちに対する禁止令であって、いわば徹底した完全無視の処罰といえるからである。

そして梵壇刑の執行場面は次のように記されている。

Vin. Pañcasatikakkhandhaka (五百犍度) (vol. II p.290、南伝04 p.434)：結集のとき阿難は、世尊が般涅槃されるときに「チャンナ比丘に梵壇を与えよ」と言われたことを紹介した。そこで摩訶迦葉は阿難に梵壇をなすことを命じた。チャンナは粗暴であるということで、比丘衆500人とコーサンピーに行った。チャンナは後悔し阿羅漢となったので梵壇は中止された。

『五分律』「五百集法」(大正22 p.192上、国訳14 p.331)：そのとき拘舎弥に闍陀比丘があり衆僧を悩まし、不和合が生じていたので、一人の比丘が安居を終わって迦葉のところに行ってこれを報告した。迦葉は阿難に、「拘舎弥に行って仏の言葉、サンガの言葉として梵壇法をなしてこれを罰せよ」と言った。阿難はこれを受けて、500人の比丘といっしょに闍陀のところに行った。闍陀は出迎え、使いの趣を聞いて、梵壇法とは何かと質問した。一切の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷はあなたがやっても言葉を交わさないことであると聞いて卒倒したが、阿難の説法を聞いて法眼浄を生じた。

これによれば、チャンナは釈尊が入滅されるときまで、敵対的な態度で争いを繰り返し、

己の意見を固執して改めることがなかったとされている。「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」の制定因縁のところでは、チャンナは最後は罪を認め、懺悔して、これを解かれることを願い出たとされているが、しかしこれは他の懲罰羯磨の制定因縁と同様に、これを解く作法を説くための構成上の都合からであって、実際にはチャンナは最後まで反省しなかったということである。だからこそ釈尊は入滅時に超法規的な措置ともいえる梵壇刑に処すことを遺言されたのである。

しかし梵壇刑が執行される段に至って、さしものチャンナも反省して態度を改め、その執行は中止されて、その結果、阿羅漢ないしは法眼浄を得たとされている。

なお「梵壇法」は、釈尊直接の命令であってサンガの懲罰羯磨法の一環として制定されたものではない。それは清浄比丘への義務も定めていることからもいえることである。いわば律蔵の法体系からははみ出ているのであって、超法規的な措置であったという所以である。

それはともかくこの制定時の仏在処はコーサンビーであるから、その制定時期の推定はそう難しくはない。

- (1) 森章司・本澤綱夫著、「モノグラフ」第14号 2009年5月
- (2) 『諸橋大漢和』によれば、「虜」は「①とりこ、とりこにする。②しもべ。③えびす。④敵人をいふ。⑤つよい。⑥うばふ」（巻9 p.1072）などという意がつけられ、「扈」には「①大きい。②ひろい。③ゆるい。④はびこる。⑤つきそふ。⑥まもる。⑦やとふ、又、しもべ。⑧かうむる」（巻5 p.076）などの意が付され、「自用」は「自己の才能を誇って万事を処理し人言を入れないこと。己の意見を固執して行ふこと」（巻9 p.415）という意がつけられている。これによれば敵対的にあるいは頑固に、己の意見を言い張っていたということになる。

【7】 「不捨悪見挙羯磨」制定に係る関連資料

この羯磨の制定因縁となった悪行比丘は元鷹師のアリッタという比丘（Ariṭṭha nāma bhikkhu gaddhabādhīpubba）である。またそのときの仏在処は舎衛城であって、アリッタの住処は記されていないから、アリッタも舎衛城に住んでいたのかもしれない。その悪行とは、悪見をいだきながらその悪見を捨てなかったというものである。

[1] まさしくこの悪行にちなんで、波逸提の「悪見違諫戒」が制定されている。

[1-1] 「悪見違諫戒」制定因縁は「不捨悪見挙羯磨」制定因縁ともろに重なるわけである。まず「悪見違諫戒」資料を紹介する。

Vin. Pācittiya (波逸提) 068 (vol.IV p.133、南伝2 p.211) : そのとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき元鷹師のアリッタと称する比丘（Ariṭṭha nāma bhikkhu gaddhabādhīpubba）がいて、「自分の了解するところでは、世尊によって障碍の法と説かれたものにも障碍にならないものがある」という悪見を生じ、これを吹聴した。……以下は【1】の[7]に紹介した *Vin. Kammakkhandhaka* (羯磨鞞度 vol.II p.025、南伝04 p.036) に同じ……。そこで比丘らは世尊にこれを報告した。世尊は比丘たちを集め、彼を呵責された上で、「サンガによって悪見を（白四羯磨法に

よって) 三諫されても捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。
 『四分律』「単提 068」(大正 22 p.682 上、国訳 02 p.036) : 世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき**阿梨吒**と称する比丘が、「世尊は説法の中で姪欲を犯しても障道の法ではないと説かれた」という悪見を生じた。比丘らは、……以下はだいたいいにおいて『四分律』「呵責毘度」(大正 22 p.895 中、国訳 03 p.325) と同じ……、と悪見を諫めたが、聞き入れなかったので**世尊**に報告した。世尊は彼を呵責されたのち、「呵諫白四羯磨をなせ」と指示され、「悪見を三諫されても捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。

『五分律』「墮 048」(大正 22 p.056 下、国訳 13 p.221) : 世尊は舍衛城に住された。そのとき**阿梨吒**という比丘が悪邪見を生じて、「世尊の説かれる障道法は実際には障道ではない」と主張した。比丘らが「どうしてそのような見解を持つのか。世尊は欲は赤骨聚ないし毒の如しだと説かれているではないか」と質すと、彼は「**質多長者**や**須達長者**などの優婆塞らは、五欲の欲に吞まれても須陀洹、斯陀含、阿那含を得ているではないか。また外道らも元の見解を捨てないままに正法において出家して四沙門果を得ているではないか」と答えた。そこで比丘らが彼の悪邪見を取り除こうとしたが、彼は聞き入れなかった。比丘らは**舍利弗**に告げ、舍利弗も説得を試みたが聞き入れなかったので**世尊**に報告した。世尊が彼を呼び出して呵責されたが、それでも改めなかった。そこで世尊は比丘僧を集め、遙かに彼を呵責されたのち、「僧伽によって(白四羯磨法によって)三諫されても悪邪見を捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。

『十誦律』「波夜提 055」(大正 23 p.106 上、国訳 05 p.333) : 世尊は舍衛城に住された。そのとき**阿利吒比丘**が悪邪見を起こして、比丘らに「私の理解するところでは、世尊の説いた障道法は障道とはならない」と説いたので**世尊**に報告した。世尊は「そうではない。私は種々の因縁をもって欲は障道法であると説いた。3度教えて悪邪見を捨てさせなさい」と説かれた。それでも彼は悪邪見を捨てなかった。そこで世尊は比丘僧を集め、「彼に不捨悪邪見擯羯磨を与えなさい」と指示し、「その方法を説かれた。そして「僧伽によって(白四羯磨によって)悪見を三諫されても捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。

『僧祇律』「単提 045」(大正 22 p.367 上、国訳 09 p.160) : 世尊は舍衛城に住された。そのとき**阿利吒**は契経を謗って、……以下は『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.427 上、国訳 10 p.059) に同じ……、と謗契経不捨挙羯磨を説かれた。

しかし比丘らが教えどおりに諫めても彼は悪見を捨てなかった。そこで世尊は舍衛城に依止する比丘らを集め、「悪見を僧伽によって三諫されても捨てなければまさに挙羯磨をなすべきである。已にして波逸提を得たのである」⁽¹⁾と「悪見違諫戒」を制定された。

『根本有部律』「波逸底迦 055」(大正 23 p.840 中、国訳 21 p.108) : 世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき**無相**という比丘が、「世尊は障礙の法は習行すべからずと説かれたが、私はこれを習行したけれども障礙とはならないとわかった」という悪見を生じた。比丘らは**世尊**にこれを報告した。世尊は「『世尊は種々の

方便をもって障礙の法は習行すべからずと説かれている。世尊を謗るなかれ』と、別諫事（4人に満たない比丘で諫めること）を作しなさい」と指示された。しかし比丘らが諫めても彼は悪見に固執して聞き入れなかった。そこで世尊は「（4人以上のサンガで）白四羯磨をなして諫めなさい」と指示された。それでも彼は聞き入れなかった。そこで世尊はさらに「不捨悪見捨置羯磨をなしなさい」と指示された。しかしそれでもまだ彼は聞き入れなかった。世尊は比丘らを集め、彼を呵責されたのち、「三度諫めても悪見を捨てなければ波逸提である」と「不捨悪見違諫学処」を制定された。

(1) 律自身の「解説」のところで、「もし捨てなければ僧はまさにともに挙羯磨を作して波逸提悔過すべきなり」としている。

[1-2] 以上のように、この「悪見違諫戒」（『根本有部律』では「不捨悪見違諫学処」）の制定因縁はまさしく、「不捨悪見挙羯磨」の制定因縁と重なる。しかしながら「悪見違諫戒」は波逸提であって、これはサンガあるいは2、3人の衆、もしくは長老比丘に対して罪を告白し、それが受理されれば無罪放免となる軽罪である⁽¹⁾。ただこの「悪見違諫戒」は、どの「律蔵」でも「サンガによって悪見を（白四羯磨法によって）三諫されても捨てなければ」という条件が付せられているから、おそらく2、3人の衆もしくは長老の前で告白するだけではすまなかったであろう。サンガの白四羯磨によって告白が承認されなければ清浄とはならなかったものと推測される。

しかし波逸提はサンガの前で告白・懺悔さえすれば無罪放免となるけれども、「不捨悪見挙羯磨」は【0】の[2-1]に述べたように「サンガと不共住ならしめる」という重罪である。同じ悪行に対して、このような軽重の差がある処罰がなされるというのは、極めて不合理といわなければならない。

そこで各「律蔵」でこれらがどのように重なり、どの点が異なっているのかを調査する。

(1) 拙稿「『律蔵』における罪と懺悔—原始仏教における‘āpattiparadesanā’」（『大倉山論集』第43輯 大倉精神文化研究所 1999年3月）p.066以下参照

[1-2-1] まず『パーリ律』である。『パーリ律』はこの両者はまったく違わず、波逸提制定の場面では、

「サンガによって悪見を（白四羯磨法によって）三諫されても捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。

とするところが、不捨悪見挙羯磨のところでは、

「サンガは彼に悪見を捨てないことによる挙罪羯磨（pāpikāya dīṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya-kamma）を行い、サンガと不共住とせよ」と命じて、悪見を捨てないことによる挙罪羯磨を制定された。

と置き換えられるのみである。

要するにアリッタが悪見を起こし、それを捨てなかったとき、波逸提の「悪見違諫戒」と「不捨悪見挙羯磨」が同時に制定されたということになるであろう。したがって表面上は、同じ悪行に対して「悪見違諫戒」では軽罪の波逸提であるとするのに対して、一方の羯磨韃度では重罪といえる不共住とするということになる。なぜこのような大きな差異が生じるのかということが問題となる。

ただし「不捨悪見挙羯磨」のところでは、その後、「サンガはアリッタに悪見を捨てない

ことによる挙罪羯磨を行って不共住としたが、彼は還俗してしまった」としている。これが前記の問題を説く鍵になるかと思われるが、詳しくは後に検討する。

[1-2-2] 『四分律』では「悪見違諫戒」のところで、

積尊は彼を呵責されたのち「呵諫白四羯磨をなせ」と指示され、「悪見を三諫されても捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。

とするから、「呵諫白四羯磨」と波逸提の「悪見違諫戒」は同時に制定されたことになる。

「呵責健度」のところでは「悪見違諫戒」については言及されない。

[1-2-3] 『五分律』では「悪見違諫戒」のところで、

「僧伽によって（白四羯磨法によって）三諫されても悪邪見を捨てなければ波逸提」と「悪見違諫戒」を制定された。

とされている。『五分律』は【0】の「はじめに」のところに記したように、もちろんこの羯磨のことは承知していたであろうが、これを詳説する個所がないので、この「悪見違諫戒」のところでも両者の関係はよくわからない。おそらく『四分律』と同じような見解をもっていたと想像して誤りはあるまい。

[1-2-4] 『十誦律』も「悪見違諫戒」のところで、

「彼に不捨悪邪見擯羯磨を与えなさい」と指示し、その方法を説かれた。そして「僧伽によって（白四羯磨によって）悪見を三諫されても捨てなければ波逸提である」と「悪見違諫戒」を制定された。

とするから、「不捨悪邪見擯羯磨」と波逸提の「悪見違諫戒」は同時に制定されたことになる。

[1-2-5] 『僧祇律』では、謗契経不捨挙羯磨が制定されたが、**阿利吒比丘**が教えどおりに諫めても彼は悪見を捨てなかった。そこで積尊は舍衛城に依止する比丘らを集め、

「悪見を僧伽によって三諫されても捨てなければまさに挙羯磨をなすべきである。已にして波逸提を得たのである」と「悪見違諫戒」を制定された。

とされている。これによれば「謗契経不捨挙羯磨」が先に制定され、後に「悪見違諫戒」が制定されたことになる。ただし因縁はまったく同じなのであるから、先後はあったとしてもその時期にそれほどの隔たりがあったとは思われない。しかしながらこの先後そのものが問題であるが、これについては後に検討する。

[1-2-6] 『根本有部律』も、

世尊は比丘らに「不捨悪見捨置羯磨をなしなさい」と指示された。しかしそれでもまだ彼は聞き入れなかった。そこで世尊は比丘らを集め、彼を呵責されたのち、「三度諫めても悪見を捨てなければ波逸提である」と「不捨悪見違諫学処」を制定された。

としているから先後関係があったことになる。

[1-2-7] 以上を「不捨悪見違諫学処」の制定と「不捨悪見捨置羯磨」の制定の順序をまとめてみると次のようになる。

『パーリ律』：同時

『四分律』：同時

『五分律』：同時

『十誦律』：同時

『僧祇律』：「不捨惡見拳羯磨」が先、「惡見違諫戒」が後

『根本有部律』：「不捨惡見拳羯磨」が先、「惡見違諫戒」が後

以上は制定という視点でまとめたのであるが、これは実際場面での処置の順序と置き換えてもよいであろう。筆者がなぜこの順序にこだわるかといえば、上述したように重罪である「不捨惡見拳羯磨」が先に適用され、その後に軽罪である「惡見違諫戒」が適用されるというのは不合理きわまりないからである。

しかも「不捨惡見拳羯磨」は本人が罪を認めなくともサンガがこれを告発し、強制的に処罰できるという罪であるのに対し、波逸提は「自分はかくかくの罪を犯しました」と自己申告することによってのみ初めて罪となるのであるから、強制的に処罰されなければならなくなった者が、その後で罪を犯しましたと自ら進んで申告するなどとは考えられない。

このようなことを勘案すると、これらの制定とその処罰の順序は同時であったと考えざるをえない。すなわち両者ともに、最初から三諫されても悔い改めないという場合が想定されているのであるが、いよいよ「不捨惡見拳羯磨」が執行されるという段階になって、罪を認めたときには波逸提の「不捨惡見違諫学処」が適用されて無罪放免になるが、その段階に至っても罪を認めようとしなない者には「不捨惡見拳羯磨」が執行されて「不共住」の処分となるのである。

ただし「不捨惡見違諫学処」の制定因縁のところ、先に「不捨惡見拳羯磨」が執行されるような文面になっているのは、三諫が「不捨惡見拳羯磨」と混同されているのであろう。

[1-2-8] ところで「不捨惡見拳羯磨」制定因縁において、『四分律』と『十誦律』はこれによってアリッタは従順となり、解羯磨が行われたとするが、おそらくこれは驅出羯磨でも不見罪拳羯磨、不懺悔罪拳羯磨でも書いたように、これに引き続いて解羯磨を説くための構成上の要請があったがゆえにモディファイされたのであろう。

[2] この惡見を抱いたにもかかわらずそれを捨てずにいたアリッタと共住する者に対して、波逸提の「随拳戒」も制定された。

Vin. Pācittiya (波逸提) 069 (vol.IV p.137, 南伝02 p.216) : そのとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき六群比丘はアリッタ比丘が惡見を捨てないのを知りながら共住していた。これを知った少欲なる比丘が「どうして惡見を捨てない比丘と共住しているのか」と非難し、世尊に報告した。世尊は彼らを呵責された後、「惡見を捨てないものと共住し共宿すれば波逸提である」と、「随拳戒」を制定された。

『四分律』「単提 069」(大正 22 p.683 上、国訳 02 p.040) : 世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき比丘らが阿梨吒比丘に惡見を生じたのを知って諫めたが、彼は捨てなかった。これを聞いた少欲知足の比丘が「僧伽が諫めているにもかかわらずどうして惡見を捨てないのか」と彼を非難した。比丘らは世尊にこれを報告した。世尊は比丘僧を集め、彼を呵責されたのち、「惡見不捨拳白四羯磨をなすように」と命じられた。ところが六群比丘はこれを知りながら阿梨吒比丘と共住した。これを知った少欲知足の比丘が六群比丘を非難し、世尊に報告した。世尊は比丘僧を集めて六群比丘を呵責されたのち、「惡見を捨てない者と止宿し言葉を交わせば波逸提であ

る」と、「随挙戒」を制定された。

『五分律』 「墮 049」 (大正 22 p.057 中、国訳 13 p.224) : 世尊は舎衛城に住された。そのときある比丘が**阿梨吒比丘**が悪見を捨てないことを知りながらも一緒に坐し、共に語り、宿泊した。そこで他の比丘が非難したが彼らは意に介さなかったので、長老比丘らが**世尊**に報告した。世尊は比丘僧を集めてその比丘らを呵責されたのち、「如法に悔せず、悪見を捨てない者と知りつつも共に坐し、共に語り、共に宿すれば波逸提である」と、「随挙戒」を制定された。

『十誦律』 「波夜提 056」 (大正 23 p.106 中、国訳 05 p.336) : 世尊は王舎城に住された。そのとき**六群比丘**が悪邪見を捨てない比丘 (1) と共住、共宿した。これを少欲知足にして頭陀を行ずる比丘が聞いて、彼らを呵責し、**世尊**に告げた。世尊は比丘らを集め、「悪邪見を捨てない者と共住、共宿すれば波逸提である」と、「随挙戒」を制定された。

(1) 「悪邪見を捨てない比丘」は阿利吒比丘をさすものと理解した。

『僧祇律』 「単提 046」 (大正 22 p.367 下、国訳 09 p.164) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき**阿利吒比丘**は悪見を捨てなかったので僧伽が**不捨悪見挙羯磨**をなした。それを知りながら**難陀**と**優波難陀**は彼を歓待して、房舎や臥具などを与え、食事を共にした。これを知った比丘らは世尊に報告した。世尊は難陀と優波難陀を呼び出して彼らを呵責されたのち、舎衛城に依止する比丘らを集めて、「悪見を捨てず、不捨悪見挙羯磨をなしても未だ復権していない者と知りつつ、共に食し、共に部屋を同じくすれば波逸提である」と、「随挙戒」を制定された。

『根本有部律』 「波逸底迦 056」 (大正 23 p.841 中、国訳 21 p.111) : [仏在処は記されていない] そのとき**無相比丘**が悪見不捨罪羯磨されたので、これを泣いて**鄢波難陀**に訴えた。鄢波難陀は悪見不捨罪羯磨がなされたことを知りつつ共住した。**世尊**は鄢波難陀を呵責された後、「悪見を捨てないものと共住・共宿すれば波逸提である」と、「随捨置人学処」を制定された。

[3] さらに『五分律』や『僧祇律』ではこれに関連して波逸提の「随擯沙弥戒」が制定されたとされている。

『五分律』 「墮 050」 (大正 22 p.057 下、国訳 13 p.225) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき**跋難陀**に2人の沙弥がいて、「自分の理解するところでは五欲は修道に障りが無い」という悪邪見をもった。これを**舍利弗**に知らせ……、**世尊**に「**阿梨吒**のような悪邪見が生じました」と報告した。世尊は2人を呼び出して呵責されたのち、「三諫して捨てなければ、**白四羯磨**で滅擯すべし」と命じられた。ところが跋難陀が彼らと同宿したので、比丘らが「僧伽が滅擯した沙弥だ、同宿するな」と非難すると、彼は「私の兄の沙弥である。私が面倒を見なければ誰が見るといのか」と反論した。これを聞いた長老比丘らが世尊に報告した。世尊は比丘僧を集め、彼を呵責されたのち、「滅擯された沙弥と知りつつ、共に住すれば波逸提である」と、「随擯沙弥戒」を制定された。

『僧祇律』 「単提 047」 (大正 22 p.368 上、国訳 09 p.165) : 世尊は舎衛城に住された。

そのとき**阿利吒**に**法与**という沙弥がいて、彼に悪見が生じ、「世尊の教えを、『姪欲は障道にあらず』と理解した」と語った。比丘らが「沙弥よ、そのように世尊を誹謗してはならない」と三諫して、**求聽羯磨**をなしたが彼は悪見を捨てなかった。そこで**世尊**は「三諫しても捨てなければ、驅出するように」と命じられた。ところが**六群比丘**が彼に食事や房舎や臥具を与えて歓待したので、彼は**祇樹給孤独園**の門前でそれを吹聴した。これを聞いた比丘らが世尊に報告した。世尊は六群比丘を呼び出して彼らを呵責されたのち、舎衛城に依止する比丘らを集めて、「驅出された沙弥と知りつつ共に食し、共に部屋を同じくすれば波逸提である」と、「**隨擯沙弥戒**」を制定された。

なお *Vin. Pācittiya* (波逸提) 070⁽¹⁾、『四分律』「**単提 070**」⁽²⁾、『十誦律』「**波夜提 057**」⁽³⁾はこの条文に相応するが、『パーリ律』は**カンダカ (Kaṇḍaka)**という沙弥、『四分律』は**跋難陀**の**羯那**と**摩睺伽**という2人の沙弥、『十誦律』は**摩伽**という沙弥であるとし、アリッタの名があがらないのでここには掲げなかった。しかしこれらの沙弥が主張する悪見はアリッタと同じである。したがって登場する人物の名前は異なるが同様の処理をしてよいであろう。ちなみにこれらの仏在処も舎衛国・祇樹給孤独園ないしは舎衛城である。

(1) vol.IV p.138, 南伝2 p.218

(2) 大正22 p.683下、国訳02 p.042

(3) 大正23 p.106下、国訳05 p.337

[4] 以上の外にもアリッタが制定因縁になっている規定がある。

『僧祇律』「**提舍尼 002**」(大正22 p.397中、国訳09 p.273)：世尊は**毘舍離**に住された。そのとき**阿利吒**は皮膚病で人々から疎んじられていて、乞食すると門を閉じられたり追い出されたりした。世尊は五事利益のため5日に1度、比丘らの僧房を巡回されていたが、彼が皮膚病であるを知って、「乞食はできているか」と尋ねられた。彼が事情を伝えると、世尊は「**尸利摩比丘尼**のところへ行って食を乞うことができないのか」と問われた。彼は「『非親里の比丘尼から食を取ってはならない』と制戒されている。彼女は親里ではないので行けない」と答えた。そこで世尊は「今日より以後、病比丘は行ってよい」と許された。その後、世尊は毘舍離に依止する比丘らを集め、「病気でない比丘が在家居士の家で非親里の比丘尼から食を受ければ、他の比丘に懺悔すべし」と、「**在俗家従非親尼取食戒**」を制定された。

Vin. (Bhikkhunī) Pārājika (波羅夷) 007 (vol.IV p.218, 南伝2 p.349)：そのとき世尊は**舎衛城**の**祇樹給孤独園**に住された。このとき**トゥッラナンダー (Thullanandā)**比丘尼が和合僧により排斥された元鷹師の**アリッタ比丘**にしたがっていた。これを聞いた少欲なる比丘尼が非難して比丘たちに告げ、比丘たちは**世尊**に報告した。世尊は比丘たちを集め、トゥッラナンダー比丘尼を呵責された後、「いかなる比丘尼も和合僧に排斥された比丘と随順して、他の比丘尼たちに3度諫められても改めなければ波羅夷である」と、「**隨順被拳比丘違尼僧三諫戒**」を制定された⁽¹⁾。

ここに登場するトゥッラナンダー比丘尼は『パーリ律』においては悪比丘尼の代表であるが、彼女はマハーカッサパがアーナンダを「童子」と呼んで非難したときに、「どうして元

外道がヴィデーハの聖者を童子という言葉をもって咎めるのか」と弁護した人物である。このときアーナンダも「頭に白髪が生えた者を童子と咎めるのか」と反論したとされている⁽²⁾。

このエピソードを記述する文献は、

SN. 016-011 (vol. II p.217、南伝 13 p.318)

『雑阿含』1144 (大正 02 p.302 下、国訳 03 p.413)

『別訳雑阿含』119 (大正 02 p.417 下)

『四分律』「比丘尼毘度」(大正 22 p.930 上、国訳 04 p.033)

であるが、『別訳雑阿含』119は「爾時如来将欲涅槃」とし、SN.016-011と『雑阿含』1144には仏在処は記載されず釈尊も登場しない。したがってこれは釈尊が入滅される寸前か、あるいはその滅後をイメージしているのであろう。

ただし同じ内容を伝える『四分律』「比丘尼毘度」は、「そのとき世尊は王舎城に住された」とし、釈尊が偷蘭難陀比丘尼を呵責され、諸比丘に対して「喚び来たって謫罰することを許された」としているから、釈尊の在世中ではあるが、「爾時如来将欲涅槃」というような状況を予想しているのであろう。先に紹介した論文においても指摘したことであるが、マハーカッサパとアーナンダの間には何らかの確執があったようであり、これがこういう形で現われるようになったのは、滅後と考えたほうがよいのではないであろうか。とするならば上記文献の説時は滅後の経ということになる。

ともかくこのエピソードに登場するトゥッラナンダー比丘尼は釈尊の最晩年もしくは入滅後に活動していたのである。もちろんここに紹介した *Vin. (Bhikkhuni) Pārājika* (波羅夷) 007は釈尊が制定されたのであるから釈尊が存命中のことになるが、アリッタの事件もおそらく釈尊の最晩年のことであったのではなかろうか。そもそも比丘尼サンガが正式に認められたのは釈尊 61 歳の時であるのであるから、比丘尼の波羅提木叉制定がそれほど早からうはずはないのである。

- (1) アリッタ比丘に相当する人物を『四分律』(波羅夷 08 大正 22 p.717 上、国訳 02 p.148)、『五分律』(大正 22 p.078 中、国訳 13 p.300)、『僧祇律』(大正 22 p.516 下、国訳 11 p.066)は闍陀比丘、『十誦律』(波羅夷 08 大正 23 p.305 下、国訳 07 p.010)は迦留羅提舍比丘、『根本有部律』(大正 23 p.931 上、国訳 22 p.053)は根本苾芻とする。

- (2) 【論文 8】森章司・本澤綱夫「摩訶迦葉の研究」(「モノグラフ」第 9 号 2004 年 5 月) p.16 以下

[5] 悪行比丘であったアリッタは経の主題ともなっている。

[5-1] 次はまさしく上記と同じアリッタの悪行が主題となっている経である。

MN.022 *Alagaddūpama-s.* (蛇喩経 vol. I p.130、南伝 9 p.237、片山・中部 1 p.347) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときもと鷹師であったアリッタと名づける比丘 (*Ariṭṭha nāma bhikkhu gaddhabādhipubba*) は「自分の理解するところでは、世尊が説かれる障碍の法は障碍にあらず (*antarāyikā dhammā vuttā bhagavatā te paṭisevato nāhaṃ antarāyāya*) 」という悪見を起こした。そこで比丘たちは「世尊は諸欲を骨鎖・肉片・草炬・火坑・借用物・樹果・屠殺場・刀・蛇頭などに喩えられて、『苦多く、悩み多く、ここに過患はさらに多し』と説かれている」

と、それが悪見であると指摘したが、彼は言うことを聞かなかった。比丘たちは世尊に報告した。世尊は彼を呼び寄せられ、彼の過ちを指摘した上で、比丘たちに「譬えば蛇（alagadda）を探し求めても蛇を理解していない者は逆に噛まれるように、法を学ぶ者はその真の意義を理解すべきである（蛇喩）。また彼岸に渡るために用いた筏は渡り終われば捨て去られるように、解脱した者にとっては法もまた同じである（kullūpama 筏喩）。また実在しないものに戦慄せず、‘一切は無常であり、苦であり、無我である’と如実に知って解脱すべきである。また如来は虚無論者ではない」などと説かれた。比丘らは歡喜して世尊の教えを信受した。

『中阿含』200「阿梨吒經」（大正01 p.763中、国訳6 p.263）：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき元鷹師の阿梨吒比丘に、「世尊は欲を行じても障礙はないと説かれた」という悪見が生じた。これを聞いた比丘らは彼を諫めたが聞き入れないので世尊に告げた。世尊は彼を呼び出された上で、「私はどのように説いていない」と告げられ、そして比丘らに「私はどのように欲を説いているか」と尋ねられた。比丘らが「世尊は『欲は障碍あり、欲は骨鏝、肉爨、把炬、火坑、毒蛇、夢、仮借、樹果の如し』と説かれている」と答えると、世尊は「そのとおりである。蛇をとる法を解しないで蛇を求めて蛇に噛まれるように、筏で流れを渡ったら筏を捨てて去らなければならないように、私の説く法を正しく理解しないならば苦しみを受け、自ら疲労するばかりである。然るに阿梨吒は顛倒した理解をし、我を誇り自らを傷つけて罪を犯す者である」と呵責された。そして比丘らに六見処、有恐怖と無恐怖（因内有恐怖、因内無恐怖、因外有恐怖、因外無恐怖）、さらに神見を断じて正解脱を得る次第を説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

これらは「律藏」ではなく「經藏」に収められている経であるから自ずから最後の結論は異なるが、内容は「不捨悪見拳罪羯磨」と波逸提の「悪見違諫戒」の制定因縁そのものである。したがって説時もこれらは同時であるとしてよいであろう。

[5-2] その他にもアリッタが主人公となっている経がある。

『雜阿含』753（大正02 p.199上、国訳02 p.247）：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき阿梨瑟吒が世尊のもとにやって来て「甘露とは何ですか」と質問した。世尊は「甘露とは界の名であるが、有漏が尽きたるに名づける」と答えられた。阿梨瑟吒は「多く修習すれば甘露法を得られるのですか」と質問した。世尊は「八聖道を修すれば得ることができる」と説かれた。諸々の比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した⁽¹⁾。

(1) これに対応するパーリ文献はSN.045-007 (vol.V p.008、南伝16上 p.150)であって、その概要は以下のとおりである。

舍衛城因縁。そのとき一人の比丘が世尊のもとにやって来て「貪欲と瞋恚と愚癡の調伏とは何の同義語か。また不死とは何か」と質問した。世尊は「それは涅槃界の同義語である。また貪欲と瞋恚と愚癡の滅尽が不死であり、不死へ導く道が八聖道分である」と答えられた。したがってこの「1人の比丘」はアリッタに相応することになる。

SN.054-006 (vol.V p.314、南伝16下 p.186)：世尊は舍衛城に住された。世尊は比丘たちに「入出息念を修習せよ」と告げられた。そのときアリッタが「私は入出息念

を修習しています」というので、世尊は「どのように入出息念を修習しているのか」と尋ねられた。アリッタは「過去の欲を断じ、未来の欲を離れて、内外の法において有対想 (paṭighasaññā) を調伏し、正念にして入息出息しています」と答えた。世尊は「あなたが修していないとはいわないけれども、もっと円満した入出息念がある。阿練若や樹下などに行って結跏趺坐し、捨離を観じて (paṭinissaggānupassin) 出息入息すれば円満である」と説かれた。

『雑阿含』805 (大正 02 p.206 中、国訳 02 p.272) : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。世尊は比丘らに「安那般那念を修しているか」と尋ねられた。阿梨瑟吒が「すでに修習しました」というので、世尊は「どのように修習したのか」と尋ねられた。阿梨瑟吒が「私は過去・未来・現在の諸行に欽樂せず、内外において対礙想を除滅しています」と答えると、世尊は「あなたが修していないとはいわないけれども、もっと勝妙なものがある。城邑聚落に依止して滅・出息によく観察することで」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

以上に登場するアリッタは「不捨悪見拳罪羯磨」制定因縁とは若干のイメージの相違はあるけれども、釈尊の教えから見て必ずしも正しくないにもかかわらず、自分は正しいと考えているような人物であり、けっして無関係とはいえない。しかしまだ悪見に固執しているようなアリッタではないからそれ以前のアリッタなのであろう。これ以外に特別の情報は含まれていない。

[6] 以上のように、元鷹師のアリッタに言及する文献は多いのであるが、「不捨悪見拳罪羯磨」の制定時期を推定するために役立つような情報は乏しい。ただ釈尊の滅後ないしは釈尊の最晩年のときの事績が残されているトゥッラナンダー比丘尼が登場する文献があることが注目される。このうち *Vin. (Bhikkhuni) Pārājika* (波羅夷) 007 では彼女は「不共住」との羯磨に処せられていたアリッタに従っていたとするのであるから、状況的にはアリッタが「不捨悪見拳罪羯磨」に処せられたのは釈尊の最晩年のことであったと考えてよいのではなかろうか。

【8】懲罰羯磨制定年の推定

以上 7 つの懲罰羯磨の制定因縁と、それにかかわる人物など関連資料を調べてきた。いよいよ本稿の目的である、これらの制定時期について検討する。

[1] まず全体を通して、気づくことを記しておきたい。

[1-1] まず第 1 は、「律蔵」規定の制定者は釈尊であり、換言すれば立法権者は釈尊にしかないのであるから、そのすべてに釈尊が登場するのであるが、こと「経蔵」に関しては釈尊が登場しない経がたくさんあることである。

この論稿の中で使った文献の総数は、その内容やシチュエーションあるいは漢パ対応その他に関わりなくただ単純に集計してみると 157 文献である。このうち「経蔵」は 46 文献で、

このなかで釈尊が登場しない文献が27もある。実に $27/46=0.58696$ すなわち58.7%には釈尊が登場しない。本「モノグラフ」に併載した【資料集8】「パーリ『経蔵』の六事と仏在処一覧」の【9】「後書きに代えてーデータの統計と上記統計による若干の分析」の[4-4]に記したように、パーリの「経蔵」全体ではこのようなものは19.8%にすぎないから、この割合がいかに大きいかかわかる。

「仏説」を大前提とする経に釈尊が登場しないというのは、単純に考えればそれは仏滅後の経であるということである。しかしながらチッタ居士が主人公である一連の経のところでも指摘したように、原始仏教聖典の経典には、実際には釈尊在世中であるにかかわらず、釈尊が登場せずに釈尊以外の仏弟子が説いた経も存在するのであるが、全体的に考えれば仏滅後の経が多いとはいいうるのであろう。このような、説時が仏滅後であると考えられる経に登場する人物が、これら懲罰羯磨制定にからんでいるのであるから、このことを考えると、7つの懲罰羯磨が制定される時代背景は、釈尊の晩年期であったのではないかと想像される。

[1-2] 第2には、「律蔵」文献の仏在処はほとんどが舎衛城であるということである。この論稿に用いている「律蔵」文献の数は111であるが、このうち仏在処が記されているものは107文献である。したがって他の4つの文献には仏在処が記されていないのであるが、この4つのうちの3つは仏滅後の「500結集」資料であり、他の1つは『パーリ律』の「依止羯磨」制定因縁である。依止羯磨については、他の「律蔵」は舎衛城とするから、これは舎衛城として処理したほうがよいのかもしれない。

この仏在処が記されている107文献のうち仏在処を舎衛城（舎衛城祇樹給孤独園も含む）とするのは89文献であるから、 $89/107=0.83178$ となり、実に83%の仏在処が舎衛城ということになる。【論文14】「コーサンビーの仏教」⁽¹⁾に記したように、われわれのもっている原始仏教聖典データによれば、仏在処あるいは説処が記されているデータ中、舎衛城を仏在処とするデータは66.93%であるから、これよりもかなり多いことになる⁽²⁾。

しかも懲罰羯磨の制定因縁に関しては悪行比丘の住処がカーシ国とかコーサンビーであるにもかかわらず、仏在処は舎衛城とされることが注目される。下意羯磨は別として他の懲罰羯磨は、ある特定の悪行がきっかけになって制定されたものではなく、その悪行比丘は繰り返し繰り返し確信犯的に悪行を繰り返し、呵責されても非を認めないという常習犯的な悪行が積み重なって、その結果、制定されたものであるということによるのであろう。「律蔵」の規定は必ずしも釈尊が現場にいななければならないというものではないが（ただし規定を制定される時には、釈尊は必ず事実関係を確認される）、懲罰羯磨については特にこの傾向が強いということである。

釈尊の雨安居地伝承は成道21年以降はすべて舎衛城の祇樹給孤独園ないしは東園鹿子母講堂とされるように⁽³⁾、仏在処が舎衛城であるということは、少なくとも釈尊の後半生の出来事であることを象徴的に示していると解してよいのではなかろうか。

(1) 「モノグラフ」第14号 p.153

(2) 先に紹介した【資料集8】「パーリ『経蔵』の六事と仏在処一覧」によれば、パーリの経蔵の「仏在処」を記すものの中で舎衛城の占める割合はSāvatti 46.20%、祇園精舎14.05%、鹿母講堂1.13%で、合計すると61.38%である。なおこの統計は「仏在処」のみで、その後釈尊が移動された先の「説処」は含まない。【9】「後書きに代えてーデータの統計と上記統計による若干の分析」の[4-5]参照

- (3) 【論文5】岩井昌悟「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」(「モノグラフ」第6号 2002年10月)を参照されたい。

[1-3] 第3には、このような悪行を確信的に繰り返す比丘らが何人も出るというような現象は、けっして釈尊教団が形成された初期ではなく、また生々躍動している隆盛期に現われたものではないであろう。波羅夷罪第1条の制定因縁において、「如來はサンガに~~いまだ~~有漏法が生じない間は学処を制定せず、波羅提木叉を誦出しない。サンガがいまだ経験ある者によって最大とならないときはサンガに何らの有漏法も起こらないであろう。しかしサンガに経験ある者が最大になるときはサンガに何らかの有漏法が起こるのである。サンガがいまだ広大にならない間は……。サンガがいまだ大いなる利養を得ない間は……。サンガがいまだ多聞大なるを得ない間は……。有漏法は起こらないであろう」と説かれた⁽¹⁾、とされているとおりである。要するに最初の波羅提木叉は、「経験ある者によって最大となり、サンガが広大となり、利養を得、多聞が大なるを得たとき」、換言すればサンガが成熟し既成化したときに初めて有漏法が生じたのであり、しかもこのような確信犯的で常習犯的な悪行が生じたのはこれよりもずっと後ということになるであろう。

われわれは波羅夷罪第1条の制定年は、釈尊57歳＝成道23年の雨安居前であると考えているが、これは最初の有漏法が生じたときであり、懲罰羯磨の制定はそれよりもずっと後と考えなければならない。

- (1) 【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」(「モノグラフ」第18号 2013年11月) p.012以下参照。なおこの部分には誤植があったので、ここではこれを訂正した。

[1-4] 第4には、7つの懲罰羯磨はそれぞれに独自の制定因縁が付され、その主人公も異なっているから、すべてが一時に制定されたのではなく、それぞれ個別に制定されたように見える。しかしながら個別の制定因縁が異なり、悪行比丘も異なるとしても、不見罪拳羯磨と不懺悔罪拳羯磨は別として、他のすべての仏在処は舎衛城であるということも考慮に入れなければならない。端的に言えば個別情報としての悪行比丘とその所在は、釈尊がおられ規定を制定された場所とは関係がないということである。ということを見ると、仏在処が舎衛城でない不見罪拳羯磨と不懺悔罪拳羯磨は別にして、その他は同一時とはいえないまでも、同一時期に制定されたという可能性もあるのではないかとということである。

[1-5] そして第5には、【0】「はじめに」において記したことであるが、これら懲罰羯磨は、理論上からは「五品七聚」の罪の体系の上に成り立っていないから、理屈からすると「五品七聚」とまとめられる波羅提木叉の条文が制定された後に制定されたものでなければならない、ということである。しかしながら上述したように、実際には波羅提木叉の条文とこれら懲罰羯磨は同時に制定されたという場合があり、したがって実際は理屈どおりではない。といっても懲罰羯磨は「五品七聚」の罪とその処罰では処置できないケースに対応するものであるから、以上の理屈も勘案しなければならないということである。

[1-6] もう1つ、これは上述してきた資料とはまったく関係がないのであるが、デーヴァダッタの破僧も考慮に入れなければならないであろう。

デーヴァダッタの破僧はコーサンビーの破僧がサンガ内の紛争であったのとは違い、ブッダが老齢になったことを理由にサンガを自分に委譲せよと要求したブッダへの反逆である。そして上記の懲罰羯磨に処せられなければならない悪行者は、軽罪とはいえず確信犯的・常習

犯的に釈尊の定められた定めを犯し、教えに反した悪行を行ったのであるから、これは釈尊の教えに対する反逆ともいえるであろう。

釈尊はこのデーヴァダッタの反逆に対して、王舎城のサンガに対して、サンガが白二羯磨によってサーリプッタを指名して、王舎城の人びとに「デーヴァダッタの行っていることは仏・法・僧と見られるべきでない」ということを顕示せよと指示されたが⁽¹⁾、7つの懲罰羯磨はこの顕示羯磨（pakāsaniyakamma）が原点にあるように考えられる。これは考え過ぎだとしても、少なくとも懲罰羯磨がこのデーヴァダッタの顕示羯磨よりも前に制定されたとは考えにくい。この顕示羯磨がなされたのは釈尊 72 歳＝成道 38 年の雨安居後のことであったから、このように考えると、これら懲罰羯磨の制定はそれよりも後のことではなければならないということになる。

以下に記すように、これらの制定はコーサンビーのサンガに破僧事件が起こったよりももちろん後のことである。

- (1) 【論文 11】森章司・本澤綱夫「提婆達多（Devadatta）の研究」（「モノグラフ」第 11 号 2006 年 10 月刊）p.068 以下、参照

[1-7] 以上 6 つの状況証拠からすれば、7 つの懲罰羯磨の制定時期は、総体的にみて釈尊の生涯の前半期ということはありません、後半期それも晩年期であることを示唆している、ということがいえるわけである。

[2] いよいよ 1 つ 1 つの懲罰羯磨の制定因縁の検討に入る。まずもっともわかりやすいのが「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」である。

この羯磨の制定時には釈尊はコーサンビーにおられたとされている。そしてこの 2 つの羯磨の制定因縁の悪行比丘はチャンナである。このチャンナは釈尊と共に育ち、釈尊が出家するときに御者として従った。このような関係もあって後にコーサンビーにおいて悪行をほしいままにし、コーサンビーの破僧事件にも係りがあったと考えられる。

ところでこの 2 つの挙罪羯磨の制定因縁では、挙罪羯磨にかけられた後のチャンナの行動を次のように記している。

『パーリ律』：サンガはチャンナに「不見罪による挙罪羯磨」を行い不共住としたので、チャンナはその住処を捨てて他の住処に行った。しかしその先々の住処では彼を喜んで迎えず、敬礼せず尊重せず供養しなかったので、再びコーサンビーに帰ってきて滅罪を願った。世尊は「不見罪による挙罪羯磨」を解く作法を制定された。ただし「不見罪による挙罪羯磨」にかけられた者に禁止されている、人に具足戒を授ける、人に依止を与える、沙弥を蓄える、比丘尼教誡の選を受ける、比丘尼を教誡するなどの五分や、その他の五分、八分などを犯した者には解いてはならないと定められた。

『四分律』：闍陀は衆僧に随順し、違逆するところがなく、これを解くことを求めた。世尊はこれを認められ、解く作法を定められた。

『十誦律』：諸比丘は車匿に「不見擯羯磨」をなしたが、車匿は承服せず、私はあなた方とは与しないと衣鉢を携えて鸯伽国、摩竭国、迦尸国、憍薩羅国、鳩留国、般闍羅国、阿葉摩伽阿般提国の住処より住処を経巡ったがどこにおいても、彼は擯されたとして共に羯磨をなさず、共住せず共事しなかったので、俱舎弥に戻って悔過折伏して

この解を求めた。世尊は許され、その作法を定められた。

『僧祇律』：闍陀比丘は随順に行じ、罪を見たので「捨不見罪挙羯磨」を行ってほしいと願い出た。世尊はその作法を定められた。

すなわちチャンナは挙罪羯磨にかけられていったんは反抗したのであるが、最終的にはサンガに随順したとするのである。

しかしながら【6】「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」制定に係る関連資料のところで記したように、チャンナは釈尊の入滅に際しての遺言において梵壇の刑に処しなさいとされた、とされている。これによれば、チャンナは釈尊が入滅されるときまで、不従順な態度を取り続けていたと考えざるをえない。おそらくこれら懲罰羯磨の制定因縁のところで、チャンナが従順になってこれを解かれることを願い出たというのは、先に紹介したさまざまな事例のように、解羯磨の作法を説かんがための構成上の要請によってアレンジされ、モディファイされたものと考えられる。

このように考えるとチャンナは、「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」にかけられても自らの罪も認めず、懺悔もしないというサンガの統制に反する、また釈尊に反逆するような態度を取り続けたのである。とはいいながらこのような不埒な行為を長いあいだ、サンガがあるいは釈尊が放置するというものもないであろう。ということはこの2つの挙罪羯磨の制定は釈尊の最晩年のことで、しかも釈尊がコーサンビーに滞在されていたときということになる。

このような条件に合致するのは、釈尊 76 歳＝成道 42 年である。この年、釈尊はコーサンビーに近い、おそらくは舎衛城からコーサンビーに至る直前にあったバグガ (Bhagga) 国のスンスマーラギラ (Sumsamāragira) で雨安居を過ごされた。ヴァンサ (Vamsa) 国王ウデーナ (Udena) の息子であったボーディ王子 (Bodhi-rājakumāra) がスンスマーラギラに建設したコーカナダ宮殿のいわば落成式に招かれたのである。釈尊はおそらくその前にコーサンビーを訪問され、チャンナのいる現場で、それでいながら『四分律』をのぞく『パーリ律』『十誦律』『僧祇律』によれば、不思議なことに釈尊はチャンナを直接呵責されるということにはなかったようであるが、このときにこの2つの挙罪羯磨を制定されたのであろう。そして釈尊はその後に引き返してスンスマーラギラに行かれて雨安居に入り、雨安居の前後に釈尊のもとにやってくる全国の比丘たちに、この羯磨のことを周知させたのであろう。

「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」の処罰は、サンガと「不共住」ならしめ、村八分的な処置をなすことであるが、その処罰がもっとも効果を現わすのが雨安居であったであろう。チャンナはこれを恐れて他の住処に逃げて、そこで雨安居に入ろうとしたが、彼を受け入れてくれるところはなかった。そこでこれらの羯磨の制定因縁では、コーサンビーに帰ってきて「解羯磨」を願ったとするのである。

このように考えると、「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪挙羯磨」の制定年は釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居前ということになる。

[3] 次は「驅出羯磨」である。この制定因縁になった悪行比丘はカーシ国のキターギリに住んでいたアッサジとプナッバスカの徒である。

この制定時の仏在処は舎衛城であり、【1】の [8] に示した「表③釈尊の悪行比丘に対す

る呵責の有・無」に示したように、釈尊自身はアッサジとプナッバスカに直接会って呵責されるということはなかった。当事者が不在のままに制定されたのである。

ところが釈尊自身がカーシ国のキターギリに遊行し、アッサジとプナッバスカに会ったという文献があり、それが *MN.070 Kīṭāgiri-s.* (枳咤山邑経) = 『中阿含』195「阿湿貝経」である。このとき釈尊は比丘らに「夜食を離れて食しなさい」(日一食戒)と説かれたとされている。しかし2人は素直に従わなかった。おそらくこれは頭陀行の「1坐食支」に相当するものと考えられ、したがって律の規定として定められたものではないから、なんらの処罰もなされなかった。おそらくこれは「驅出羯磨」の制定よりも前のことであつたであろう。

そしてその後、彼らは華を植えたり、水をやったりするさまざまな悪行を繰り返したのであつて、『四分律』「呵責健度」では「このことは見聞されていた」、『十誦律』「般茶盧伽法」では「皆に見られ、聞かれ、知られていた」とされているように、彼らの悪行は世間に衆知のことであつた。釈尊は以前に彼らとの面識があつたし、世間に衆知の悪行でもあつた。そこで彼らが不在の状態、釈尊は舎衛城を動かずに「驅出羯磨」を制定されたのである。僧残罪の「汚家擯謗違諫戒」も同時に制定されたから、状況は同じであつたものと考えられる。

ところでわれわれの見解では、釈尊がカーシ国のパーラーナシーで雨安居を過ごされたのは、成道第2年目を除けば釈尊67歳＝成道33年のみである。おそらく *MN.070* = 『中阿含』195を説かれたのは釈尊67歳＝成道33年の雨安居の前後であつたと考えられる。その他にキターギリを仏在処とする文献がいくつかあるが、それらも同じ時のものであると考えられる。

そしてその後2人の、教えに不従順な態度は度を増し、悪行をすらすらようになって、それが確信犯的・常習犯的なものとなつて、仏の教えに帰依する在俗信者にも鬻鬻をかうようになった。*MN.070* = 『中阿含』195を説かれた年よりもかなり後のことであろう。

またアッサジとプナッバスカがサーリプッタとマハーモッガッラーナの「共住弟子」であつたことを考えると、彼らが和尚から独立して勝手気ままな行動をとれるようになったのは、釈尊の最晩年になってからのことではなかつたかと考えられる。

釈尊はしばしば舎衛城において雨安居を過ごされたから、その年次を特定するのは難しいが、釈尊の最晩年期ということを考慮すれば、釈尊77歳＝成道43年の頃ではないかと思われる。ということで、「驅出羯磨」と「汚家擯謗違諫戒」の制定は釈尊77歳＝成道43年ころということになる。この羯磨の『パーリ律』の制定因縁にはサーリプッタとマハーモッガッラーナが登場するが、彼らが釈尊に先んじて亡くなったのもこのころのことである。

[4] 次に苦切羯磨を検討する。この羯磨はパドゥカとローヒタカの徒が自ら訴訟し、鬪諍し、争論し、諍論し、サンガの中において諍事をなし、また他の訴訟などをたき付け、増大したという悪行を因縁として制定されたものである。仏在処は舎衛城であるが、これら悪行比丘の住処も舎衛城であつたと思われる。

[4-1] この悪行の内容については、「コーサンビー健度 (Kosambakkhandhaka)」に伝えられるコーサンビーの破僧が想起される。

これは、コーサンビーのサンガに争いが生じて破僧したが、釈尊が過去世のカーシ王のブ

ラフマダッタ王の「怨みをもって怨みはやまず、徳をもって怨みはやむ」という言葉で調停しようとしたが、比丘らは、「世尊法主よ待ってください、現法樂住 (*ditṭhadhamma-sukhavihāra*) に住して安穩に住してください。この鬪諍 (*bhaṇḍana*)、訴訟 (*kalaha*)、論争 (*viggaha*)、諍論 (*vivāda*) は私たちのものですから」と言って従わなかったので、世尊はこれら愚人は蒙昧であり、教誡することは容易ではないとして、立ち去られたというものである⁽¹⁾。

このなかに次のような1節がある。世尊は「比丘サンガは破れた、比丘サンガは破れた」と座を起たれ、挙罪した比丘ら (*ukkhepakā bhikkhū*) のところに行って、「自分がそう思うからといって比丘を挙すべきだ (*bhikkhuṃ ukkhipitabbaṃ*) と思つてはならない」と説かれた、というものである⁽²⁾。

また、「罪を認めないからといってこの比丘を挙してはならない、もし挙げば、われわれはこの比丘とともに布薩をなさない、この比丘を除いて布薩をなそう、ということになってサンガに鬪諍、訴訟、論争、諍論が起こり、サンガをして破せしめるようになる恐れがあるから」⁽³⁾とも説かれたとされている。

これは「不見罪挙羯磨」とも関連するのであるが、おそらくこのときには「苦切羯磨」や「不見罪挙羯磨」のようなサンガとして罪を挙罪する作法が未だ定められていなかったであろう。だから銘々の比丘がサンガのなかで自分の持論をぶつけ合い、自分が罪と思うものを銘々が勝手に挙罪しあつたりしたのである。

コーサンビーの破僧はデーヴァダッタのようなブツダへの反逆的破僧ではなく、サンガの中でのいざこざ・論争であるから、この後このようないざこざ・紛争はしばしば起こつたであろう。コーサンビーの破僧はその嚆矢であるわけである。「滅諍鞮度 (*Samathakkhandhaka*)」に定められたさまざまな紛争の解決方法も、この事件を教訓として定められたのであろう。

そして「苦切羯磨」は、このようないざこざ・紛争を好んで起こすような確信犯的・常習犯的な悪行者を対象としたものであり、したがって「滅諍鞮度」も「苦切羯磨」もその制定はコーサンビーに破僧事件が起こつた釈尊69歳＝成道35年の雨安居後以降ということになる。

(1) (vol. I p.342、南伝3 p.594、『四分律』大正22 p.880中、『五分律』大正22 p.159上、『十誦律』大正23 p.215下。ただし『四分律』以下にはパーリのような言葉はない)

(2) (vol. I p.338、南伝3 p.589、『四分律』大正22 p.879下、『五分律』大正22 p.158下、『十誦律』大正23 p.214中)

(3) (vol. I p.338、南伝3 p.589、『四分律』大正22 p.880上、『五分律』大正22 p.158下、『十誦律』大正23 p.214中)

[4-2] ところで「苦切羯磨」の制定因縁の悪行比丘はパンドウカとローヒタカの徒であるが、この2人の登場する信頼できる他の文献は存しない。

となると、確たるこの羯磨の制定年時の推定材料は、コーサンビーの破僧事件よりも後という以外にはないことになる。この羯磨の制定時の仏在処は舎衛城であるから、この制定年も釈尊69歳＝成道35年よりも後の年で、釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされた年ということになる。しっかりした根拠があるわけではないが、「苦切羯磨」の制定も「驅出羯磨」が制

定された釈尊 77 歳＝成道 43 年ころとしておきたい。

[5] 次に「依止羯磨」の制定年を検討する。

[5-1] この制定の因縁を作った悪比丘はセツヤサカ (Seyyasaka) = 僧芻 = 施越であって、『パーリ律』では僧残罪に相当する罪をしばしば犯したとされているが、『四分律』と『十誦律』では「しばしば罪を犯した」とはされてはいるけれども、それが僧残罪であるとされていない。

僧残罪は特定の期間⁽¹⁾一定の僧権を停止され、サンガの中で村八分のような処罰を受ける重罪であるが、「依止羯磨」は上座比丘に付託されて、生活全体をその指導下におかれるという処罰であるから、僧権が停止されるわけではなく、僧残罪のような重い罰ではない。したがって僧残罪をしばしば犯した者がその処罰として「依止羯磨」を受けるというのは不合理であって、『四分律』と『十誦律』のほうが正しいというべきであろう。

このことは、【3】の「依止羯磨」制定に係る関連資料においてセツヤサカが登場する資料を紹介したように、『パーリ律』では僧残罪第 1 条「故出精戒」の悪行比丘が「依止羯磨」と同じセツヤサカとするにかかわらず、『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』では優陀夷もしくは迦留陀夷とし、『僧祇律』では尸利耶婆としてセツヤサカとしていないことと関連するものと考えられる。僧残罪の「故出精戒」は手淫することを禁じたものである。波羅夷罪の第 1 条も不淨戒であって、男性である比丘にとっては日常的にもっとも悩ましい問題であり、したがって両方共に第 1 条に位置づけられているのであろう。

『パーリ律』はこの僧残罪第 1 条の制定因縁を依止羯磨と同じセツヤサカと伝承したために、セツヤサカが僧残罪を何度も繰り返して犯したので「依止羯磨」が制定されたというふうにモディファイされてしまったのではなからうか。しかし他の「律蔵」の伝承では僧残罪制定の因縁となった比丘はセツヤサカではないので、依止羯磨の制定因縁が僧残罪を繰り返して犯した罪によって制定されたという不合理なことにはならなかった。

このように考えると、依止羯磨の制定因縁と僧残罪第 1 条の制定因縁を関連づけて考えるべきではないということになる。制定時に絞っていえば、僧残罪第 1 条は男性にとってもっとも悩ましい問題であるから、その制定は他の僧残罪よりも先にというよりも真っ先に制定されたと考えられるが、それと依止羯磨は関連しないのであるから、依止羯磨の制定はそれほど早くなかったとしても問題はないということになる。

なお『パーリ律』以外の他の「律蔵」の僧残罪第 1 条の制定因縁となった優陀夷ないしは迦留陀夷はおそらく六群比丘の 1 人として認識されていたであろう。

(1) 6 日間。罪を告白しないで覆蔵しているとその期間だけ加算される。

[5-2] 六群比丘は悪行比丘のシンボリック的存在であって、悪行といえば六群比丘とされる傾向があり、彼らをめぐる伝承は必ずしも細かな歴史的事実を反映したものではないと考えられるから、僧残罪の制定因縁がセツヤサカでなく六群比丘であるとすると依止羯磨の制定時を推定する手掛かりはなくなる。

これも仏在処が舎衛城ということで、「依止羯磨」の制定時も釈尊 77 歳＝成道 43 年ころとしておくほかはない。

[6] 順序が異なるが、次に「不捨悪見挙羯磨」の制定時を検討したい。「不捨悪見挙羯磨」は元鷹師のアリッタが「自分の了解するところでは、釈尊によって障碍の法と説かれたものも障碍にならないものがある」という悪見を主張して改めようとしなかったとする因縁によって制定された。

[6-1] ところで【7】の[1]において調査したように、「不捨悪見挙羯磨」の制定因縁は『パーリ律』では *Pācittiya* (波逸提) 068 にあたる「悪見違諫戒」の制定因縁とそのまま重なり、この2つは同時に制定されたものと考えられる。両者ともに、三諫されても悪見を悔い改めないという場合が想定されているのであるが、いよいよ「不捨悪見挙羯磨」が執行されるといふ段階になって、罪を認め告白したときには波逸提の「悪見違諫戒」が適用されて無罪放免になる。しかしその段階に至っても罪を認めようとしなない者には「不捨悪見挙羯磨」が執行されて「不共住」の処分となるのである。

またここでも『パーリ律』によると、アリッタは「不共住」との処罰を受けたので還俗してしまったとするが、『四分律』と『十誦律』はこの処罰を受けたアリッタは悔い改めて随順したので解羯磨を受けたとされている。驅出羯磨と同様に、アリッタが随順したというのは「解羯磨」を説くための構成上の要請であって、事実関係はおそらく『パーリ律』が正しいものと思われる。

なおアリッタが悪行を捨てないことを知りながら共住している比丘があったために制定されたときされる【7】の[2]に紹介した『パーリ律』では *Pācittiya* (波逸提) 069 に相当する「随挙戒」は、説時としては「不捨悪見挙羯磨」と「悪見違諫戒」の制定の後であることはいままでのないが、少し長いスパンで見ればそれほど時間は隔たっていないはずで、むしろ同時であったと見るべきであろう。

ついでにいえば、アリッタと同じ悪見を生じた沙弥を放逐しなければならないとする【7】の[3]に紹介した『五分律』「墮 050」および『僧祇律』「単提 047」に規定される波逸提の「随擯沙弥戒」も、制定時の順序としては「不捨悪見挙羯磨」と「悪見違諫戒」の後であることはいままでのないが、これも同時と考えておくべきであろう。

なお同じ内容であっても *Vin. Pācittiya* (波逸提) 070、『四分律』「単提 070」、『十誦律』「波夜提 057」に登場する悪沙弥はアリッタに関連させられていないが、これも含めるべきであることはいままでのない。

[6-2] ところでこのアリッタの悪見は経の主題ともなっている。【7】の[5-1]に紹介した *MN.022 Alagaddūpama-s.* (蛇喩経) = 『中阿含』200「阿梨吒経」である。この仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であり、ここでの釈尊はアリッタを呼び寄せられ直接教誡されているから、アリッタも舍衛城に住していたことがわかる。これは経であるから、ここでの釈尊は「不捨悪見挙羯磨」も「悪見違諫戒」も制定されていないが、状況はこれらと寸分も異なる。

ところで経には他にもアリッタが登場するものがある。【7】の[5-2]に紹介した『雜阿含』753と *SN.054-006* = 『雜阿含』805である。これらも仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園である。ここでのアリッタは今まで取り上げてきたような確信犯的な悪見者ではないが、釈尊の教えから見て必ずしも正しくないにもかかわらず、自分は正しいと考えているような人物でありけっして別人ではない。おそらくこのような姿勢がつあって、「自分の理解すると

ころでは、釈尊が説かれる障碍の法は障碍にあらず」というような悪見を固執するようになったのである。このように考えると、『雑阿含』やSN.に登場するアリッタは未だ悪見に固執するようにはなっていないアリッタであって、「不捨悪見拳羯磨」と「悪見違諫戒」が制定されたときよりはいくらか前のことであつたのであろう。といてこれがこれらの説時を推定するための手掛かりになるわけではない。「不捨悪見拳羯磨」と「悪見違諫戒」が制定されるには前史があるということであつて、これらの制定はやはり釈尊の後半生というよりは、晩年のことであつたことを推測せしめる。

[6-3] そしてアリッタ比丘とトゥツラナダー比丘尼との関係からすると、状況的にはこれが制定されたのは釈尊の最晩年のことであつたのではないかと推測される。

[6-4] 以上のような状況証拠をもって判断するならば、やはりアリッタが悪見に固執したのは釈尊の最晩年ということになり、「不捨悪見拳羯磨」の制定時も釈尊 77 歳＝成道 43 年ころとしておいてよいのではなかろうか。もちろん波逸提の「悪見違諫戒」も「随拳戒」も「随擯沙弥戒」も MN.022 *Alagaddūpama-s.* (蛇喻経) = 『中阿含』 200「阿梨吒経」も少し大きなスパンでとらえれば同時である。

[7] 最後に「下意羯磨」の制定年次である。「下意羯磨」は在家信者に礼を失する態度をとった比丘にサンガの命によって謝らせるという処罰であつて、この制定因縁の主人公はカーシ国のマツカーサンダのアンバータカ園に住していたスダンマ比丘とその町の住人チッタ居士である。なお仏在処は舎衛城である。

ちなみに仏滅後 100 年に開かれた「700 結集」はこの下意羯磨がきっかけになった。布薩の時にヴェーサーリーのヴァッジ族の比丘らが貨幣を受け取っているのを見たヤサ・カーカダカプッタ (Yasa Kākaṇḍakaputta) が優婆塞たちに、「貨幣を与えてはいけない。出家沙門は貨幣を受け取ることを禁じられている」と言ったので、ヴァッジ族の比丘らが「信心ある優婆塞を誹謗し、不信を生じさせた」として、下意羯磨にかけようとしたことをきっかけに起こったものとされている。

[7-1] この制定因縁の登場人物のうちのチッタ居士は、【5】「下意羯磨」制定に係る関連資料で紹介したように優婆塞の手本とされる人物であつて、数多くの経に登場する。その代表がSN.に収録されている「チッタ相応」と名づけられている一連の経である。そしてこれら一連の経の説時は釈尊の晩年のことで、最晩年の頃のことも含まれることは、そのときに指摘しておいた。

またチッタ居士の周辺にいた人物たち、すなわちカーマブー比丘＝迦摩比丘やゴータッタ比丘、そしてまた裸形梵志のカッサパたちは釈尊の最晩年期に活動した人物であることから、この制定は釈尊最晩年期であると推測される。

このようにはっきりとした証拠はないのであるが、上記のような状況証拠から、「下意羯磨」の制定時も他の羯磨と同様に釈尊 77 歳＝成道 43 年ころとしておいてよいのではなかろうか。

【9】懲罰羯磨制定年のまとめ

[1] 以上の懲罰羯磨制定年の推定作業の結論をまとめると、次のようになる。

苦切羯磨：釈尊 77 歳＝成道 43 年ころ

依止羯磨：釈尊 77 歳＝成道 43 年ころ

驅出羯磨：釈尊 77 歳＝成道 43 年ころ

下意羯磨：釈尊 77 歳＝成道 43 年ころ

不見罪挙羯磨：釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居前

不懺悔罪挙羯磨：釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居前

不捨悪見挙羯磨：釈尊 77 歳＝成道 43 年ころ

これら 7 つの懲罰羯磨は、仏在処がコーサンビーである「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪羯磨」のグループと、舎衛城を仏在処とするその他 5 つの羯磨グループに分けられ、前者の制定時期は釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居前、後者の制定時期は釈尊 77 歳＝成道 43 年ころということになる。

[1-1] それぞれの懲罰羯磨の制定にはそれぞれの因縁譚があって登場人物も区々であるから、したがって懲罰羯磨は一遍にではなくそれぞれがバラバラに制定されたという推測のもとに調査を進めてきたが、しかしながら結果的には 2 つのグループに分けられはするが、これらは同じような時期に制定されたということになった。このような結果は前節の冒頭の [1] に記した全体的な状況証拠から予測されたことではあった。

後者の舎衛城グループについていえば、その制定因縁になった悪行比丘とその所在地は区々さまざまであるが、仏在処は舎衛城であるという共通点がある。おそらくそれぞれの悪行比丘はそれぞれの地方において、波逸提以下の軽罪ではあるけれども確信犯的に常習的に悪行を繰り返していたのであり、それら確信犯的常習犯的な悪行比丘を波逸提よりも重い罰に処さなければサンガの清浄をたもちえないという必要が生じて、そこで苦切羯磨などの舎衛城グループの処罰羯磨が制定されたのであろう。だからこれらが同一時期に制定されたことには理由があるのである。

またコーサンビーを仏在処とする「不見罪挙羯磨」と「不懺悔罪羯磨」の 2 つの羯磨は、その悪行比丘が釈尊のいわば幼なじみという特殊な地位にあったチャンナを制定因縁とするから、親族や同族部族に特別な感情をもっておられた釈尊 (1) としては、彼には他の羯磨と並列的に、また形式的・法律的に処理することがためらわれていたのかも知れない。

(1) 外道出家の際の釈迦族に対する特例などを参照されたい。

[1-2] そしてこれら 7 つの懲罰羯磨は、ひっくり返せば、釈尊の教えと釈尊が定められた規律に対する確信的かつ常習的な、いわば反抗行為に対する懲罰措置といえることができる。これらの反抗は釈尊教団形成史の中の特質すべき事件、すなわちコーサンビーの破僧事件と提婆達多の反逆事件につながるといってよいであろう。要するにこの 2 つの事件はこれら 7 つの懲罰羯磨の淵源になっているもので、その制定は釈尊 69 歳＝成道 35 年に起ったコーサンビーの破僧事件、釈尊 72 歳＝成道 38 年に起こったデーヴァダッタの反逆事件よりも前ではありえない、ということになる。

本稿の結論ではこれらの制定は釈尊 76 歳と 77 歳の時ということになり、これではあまり

に遅きに失するという感なきにしもあらずであるが、釈尊がまさに入滅せんとする時になったのチャンナへの梵壇の遺言を考えれば、自分の教えと自分の定めた律の規定に対する確信犯的な反抗はその最晩年のもっとも懸念すべき課題であったのであろう。懲罰羯磨と梵壇刑は関連しあっていたのである。